



埼玉県報

第 706 号
令和 8 年(2026 年)
3 月 31 日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし (行政・デジタル改革課)
- 埼玉県行政手続条例の一部を改正する条例のあらまし (行政・デジタル改革課)
- 埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (情報システム戦略課)
- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (情報システム戦略課)
- 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (情報システム戦略課)
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (人事課)
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (人事課)
- 埼玉県公告式条例の一部を改正する条例のあらまし (文書課)
- 埼玉県屋内総合プール条例のあらまし (スポーツ振興課)
- 埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例のあらまし (保健医療政策課)
- 埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (国保医療課)
- 埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例のあらまし (医療人材課)
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例のあらまし (食品安全課)
- 埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例のあらまし (畜産安全課)
- 本多静六博士奨学資金貸与条例の一部を改正する条例のあらまし (森づくり課)
- 埼玉県県産木材利用促進条例のあらまし (森づくり課)
- 埼玉県森林整備担い手基金条例を廃止する条例のあらまし (森づくり課)
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし (建築安全課)
- 埼玉県県営住宅基金条例を廃止する条例のあらまし (住宅課)
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (住宅課)
- 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし (公営企業・総務課)

- 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（下水道管理課）
- 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例のあらまし（教委・総務課）
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし（県立学校人事課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（県立学校人事課）
- 埼玉県高等学校等教育改革推進基金条例のあらまし（高校教育指導課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（保健体育課）
- 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし（警務課）

条例

- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（財政課）
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県行政手続条例の一部を改正する条例（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（情報システム戦略課）
- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（情報システム戦略課）
- 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（情報システム戦略課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 埼玉県公告式条例の一部を改正する条例（文書課）
- 埼玉県屋内総合プール条例（スポーツ振興課）
- 埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例（保健医療政策課）
- 埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例（国保医療課）
- 埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例（医療人材課）
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（食品安全課）
- 埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例（畜産安全課）
- 本多静六博士奨学資金貸与条例の一部を改正する条例（森づくり課）
- 埼玉県県産木材利用促進条例（森づくり課）
- 埼玉県森林整備担い手基金条例を廃止する条例（森づくり課）
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（建築安全課）
- 埼玉県県営住宅基金条例を廃止する条例（住宅課）

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（住宅課）
- 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（公営企業・総務課）
- 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（下水道管理課）
- 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（教委・総務課）
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 埼玉県高等学校等教育改革推進基金条例（高校教育指導課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（保健体育課）
- 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）

規則

- 埼玉県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県規則に定める様式における押印及び署名の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則（行政・デジタル改革課）
- 知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（情報システム戦略課）
- 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 埼玉県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員健康支援課）
- 埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則（文書課）
- 埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則（文書課）
- 知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（文書課）
- 埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則（管財課）
- 埼玉県消防職員及び消防団員特別褒賞金条例施行規則の一部を改正する規則（消防課）
- 災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（災害対策課）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（産業廃棄物指導課）

- 埼玉県長瀬射撃場管理規則の一部を改正する規則（みどり自然課）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則（福祉政策課）
- 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 埼玉県伊豆潮風館管理規則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 埼玉県障害者交流センター管理規則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則（障害者支援課）
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害者支援課）
- 柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則（医療整備課）
- 医療法施行細則の一部を改正する規則（医療整備課）
- 埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医療人材課）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（疾病対策課）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（疾病対策課）
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（食品安全課）
- 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則（産業支援課）
- 埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則（農業支援課）
- 国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則（農村整備課）
- 埼玉県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（用地課）
- 埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（建築安全課）
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県警察公舎管理規則の一部を改正する規則（厚生課）
- 埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則（政策調査課）
- 埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

- 特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則（総務給与課）
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則（総務給与課）
- 扶養手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則（教委・総務課）
- 埼玉県教育局等文書管理規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県立学校文書管理規則及び埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（保健体育課）
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（教職員採用課）

訓令

- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 職員被服貸与規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令（文書課）
- 埼玉県文書管理システムに係る電子署名規程の一部を改正する訓令（文書課）
- 教育局等の職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令（教委・総務課）

- 埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令（県立学校人事課）
- 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（総務給与課）
- 埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令（監査第一課）

管理規程

- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
- 埼玉県企業局高圧ガス製造施設等地震防災規程の一部を改正する規程（水道管理課）
- 公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（公営企業・総務課）
- 公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 埼玉県土地利用基本計画の変更（土地水政策課）
- 埼玉県防災学習センターの指定管理者の指定（危機管理課）
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する告示（災害対策課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 廃棄物が地下にある土地の指定に係る告示（資源循環推進課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

- 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
 - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
 - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
 - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
 - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
 - 国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数(国保医療課)
 - 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定(産業支援課)
 - 令和8年度前期技能検定の実技試験受検手数料減額(産業人材育成課)
 - 所沢都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
 - 坂戸都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
 - 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
 - 埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示(建築安全課)
 - 埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正(出納総務課)
 - 児玉都市計画下水道事業本庄公共下水道の変更認可(下水道事業課)
 - 本庄都市計画下水道事業本庄公共下水道の変更認可(下水道事業課)
 - 富士見都市計画下水道事業富士見公共下水道の変更認可(下水道事業課)
 - 県道大間木蕨線の供用の開始(さいたま県土整備事務所)
 - 県道鴻巣桶川さいたま線の区域の変更(北本県土整備事務所)
 - 県道上尾蓮田線の区域の変更(北本県土整備事務所)
 - 県道上尾蓮田線の供用の開始(北本県土整備事務所)
 - 県道大谷本郷さいたま線の区域の変更(北本県土整備事務所)
 - 県道熊谷小川秩父線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
 - 県道飯能下名栗線の供用の開始(飯能県土整備事務所)
 - 県道騎西鴻巣線の供用の開始(行田県土整備事務所)
 - 県道久喜騎西線の区域の変更(行田県土整備事務所)
 - 埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程(政策調査課)
 - 埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程(政

策調査課)

- 令和8年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(公営企業・財務課)
- 令和8年度における埼玉県企業局建設工事の請負等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(公営企業・財務課)
- 総A除)025水整第253号吉見浄水場拡張施設建設工事に関する落札者等の公示(入札課)
- 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示(保健体育課)
- 若年運転者講習実施指定申請に伴う公示(運転免許課)
- 埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示(審査調整課)
- 埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示(監査第一課)
- 埼玉県監査委員の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示(監査第一課)

本号で公布された条例のあらまし

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第一号）（財政課）

一 趣旨

議会の議決に付すべき契約に係る予定価格の金額を改定するための改正

二 内容

議会の議決に付さなければならない工事又は製造の請負の契約の予定価格の改

定

八億円以上

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（行政・デジタル改革課）

一 趣旨

児童虐待防止対策の強化、流域下水道管の復旧工事及び抜本的対策の推進等に
対処するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

知事の事務を補助する職員

七千二百五十三人 ↓ 七千二百七十六人（二十三人）

下水道事業管理者の事務を補助する職員

百三十三人 ↓ 百三十九人（十六人）

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県行政手続条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三号）（行政・デジタル改革課）

一 趣旨

行政手続法の一部改正を踏まえ、公示の方法による聴聞等の通知について、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く等の措置をとることによって行うこととする等の改正

二 内容

- (一) 公示の方法による聴聞等の通知の見直し
- (二) 規定の整備

三 施行期日

令和八年五月二十一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（情報システム戦略課）

一 趣旨

住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）及び住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（以下、「総務省令」という。）の一部改正に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務が拡大されたため、条例において内容が重複する部分を削除するもの。

二 内容

住基法及び総務省令に新たに追加された利用事務と内容が重複する部分の削除

（一） 条例別表第二

- ア 死体解剖保存法及び死体解剖保存法施行令に基づく事務の一部
- イ 介護保険法及び介護保険法施行規則に基づく事務
- ウ 埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例による奨学金に関する事務等の一部

（二） 条例別表第三

地方自治法に基づく住民監査請求に関する事務

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）
（情報システム戦略課）

一 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（デジタル庁・総務省令。以下「主務省令」という。）の一部改正に伴い、個人番号による情報連携ができる事務が拡大されたため、条例において内容が重複する部分を削除するもの

二 内容

主務省令に新たに定められた規定と重複する事務の削除

三 施行期日

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（情報システム戦略課）

一 趣旨

行政手続等の利便性向上を図るため、自治体が国の登記情報システムから登記情報を直接確認できるようになることに伴い、登記事項証明書等の添付書面等を省略できることとする等の改正

二 内容

添付書面等の省略が可能となる通則的な規定の追加のほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」を踏まえた条例名等の改正

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）

（人事課）

一 趣旨

埼玉県人事委員会が行った人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する職員の休暇制度を新設する等するための改正

二 内容

（一） 小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を持つ職員を対象に、一日の勤務時間のうち二時間を超えない範囲内で取得可能な休暇の新設

（二） 規定の整備

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）

（人事課）

一 趣旨

令和八年一月八日付けの埼玉県人事委員会の職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改正

二 内容

警察業務手当の支給範囲の拡大

三 施行期日

公布の日から施行し、令和七年十一月十三日から適用

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公告式条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（文書課）

一 趣旨

地方自治法等の一部改正を踏まえ、条例等の公布における知事の署名について電子署名により行うことができること等とするための改正

二 内容

(一) 条例等の公布における知事の署名に「署名に代わる措置」として電子署名を追加

(二) 規程の公布又は公表における職印の押印を廃止

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県屋内総合プール条例（埼玉県条例第十号）（スポーツ振興課）

一 趣旨

水泳競技の競技力向上、水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進等を図るため、新たに埼玉県屋内総合プールを設置するための制定

二 内容

- (一) 埼玉県屋内総合プールの業務
- (二) 休館日及び利用時間
- (三) 使用料
- (四) 指定管理者による管理
- (五) その他

三 施行期日

公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、指定管理者の指定に関する行為は公布の日、施設等の申請受付は同日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）（保健医療政策課）

一 趣旨

水質基準に関する省令の一部改正に伴い、水質試験の手数料の額の改定等をするための改正

二 内容

水質検査の試験項目の追加、手数料の額の改定

現行	浄水	五十一項目につき	二十四万二千二百円
	原水	四十項目につき	二十二万八百円
改正後	浄水	五十二項目につき	三十万二千八百七十円
	原水	四十一項目につき	二十八万四千四百七十円

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（国保医療課）

一 趣旨

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の徴収に関し必要な事項を定めるための改正

二 内容

子ども・子育て支援納付金に係る次の規定を追加

(一) 納付金所得係数に関する規定

(二) 納付金所得等割合及び納付金被保険者数等割合に関する規定

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（医療人材課）

一 趣旨

医師の確保が必要な地域又は診療科等に勤務する医師の育成及び確保を一層円滑にするため、奨学金の返還免除の要件等を改定するための改正

二 内容

返還免除要件等の変更

- (一) 特定地域における義務従事期間を七年から四年に短縮
- (二) 外科及び総合診療を担う診療科を準特定診療科と定義し、特定地域における義務従事期間を二年に設定
- (三) 特定地域における義務従事先に国立病院機構が開設する医療機関及び医師の確保が必要な医療機関として知事が定める医療機関を追加

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十四号）（食品安全課）

一 趣旨

食品衛生法施行規則の一部改正を踏まえ、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業許可に係る施設の基準を定めるための改正

二 内容

飲食店営業の施設基準に、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合の基準を追加した。

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（畜産安全課）

一 趣旨

埼玉県中央家畜保健衛生所を廃止するとともに、埼玉県熊谷家畜保健衛生所及び埼玉県川越家畜保健衛生所の管轄区域を変更するための改正

二 内容

条例第一条の表の内容に変更が生じるため、次のとおり同表を改正する。

- (一) 中央家畜保健衛生所の項を削除する。
- (二) 熊谷家畜保健衛生所の項を表の先頭に移動する。
- (三) 川越家畜保健衛生所の管轄区域に中央家畜保健衛生所の管轄区域及び東秩父村を加える。

三 施行期日

令和八年九月一日

本号で公布された条例のあらまし

本多静六博士奨学資金貸与条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（森づくり課）

一 趣旨

学校教育法の一部改正に伴い、専修学校の専門課程に専攻科を置くことができると規定されたことを踏まえ、奨学生の定義に専攻科を加えるための改正

二 内容

本多静六博士奨学資金の奨学生に専修学校の専攻科に在学する者を加える

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県産木材利用促進条例（埼玉県条例第十七号）（森づくり課）

一 趣旨

県産木材の利用の促進に関し、基本理念等を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与するための条例の制定

二 内容

(一) 県産木材、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等の定義

(二) 基本理念

- ア 森林の有する多面的機能の持続的な発揮が図られること
- イ 林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展が図られること
- ウ 県民の豊かな暮らしの実現が図られること

(三) 各主体の責務及び役割

ア 県の責務

県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する等

イ 市町村の役割

県産木材の積極的な利用に努める等

ウ 森林所有者の役割

所有する森林の適切な整備及び保全に努める等

エ 林業事業者の役割

森林の適切な整備及び保全、県産木材の安定的な供給、人材の育成その他の林業の振興に努める等

オ 木材産業事業者の役割

県産木材の積極的な利用、県産木材を利用した製品の安定的な供給及び品質の向上、人材の育成その他の木材産業の振興に努める等

カ 建築関係事業者の役割

県産木材の積極的な利用、木造建築の技術の継承及び人材の育成に努める等

キ 県民の役割

県産木材を利用した製品の積極的な利用に努める等

(四) 県の施策等

三 施行期日

指針の策定及び公表、県産木材の安定的な供給の確保等
令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県森林整備担い手基金条例を廃止する条例（埼玉県条例第十八号）（森づく
り課）

一 趣旨

埼玉県森林整備担い手基金の廃止に伴い、埼玉県森林整備担い手基金条例を廃
止する。

二 内容

埼玉県森林整備担い手基金は、平成五年四月に森林整備担い手基金条例により、
森林整備の担い手対策に要する経費の財源に充てるため設置された。

しかし、令和元年度に、森林環境譲与税を原資とする埼玉県森林環境譲与税基
金が設置され、担い手対策にも活用できる安定財源が確保されたことから、森林
整備担い手基金条例を廃止する。

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（建築安全課）

一 趣旨

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により、特定行政庁の許可による特例に「高さ制限の緩和」が追加されたこと等から行う改正

二 内容

- (一) 高さ制限の緩和が追加されたことに伴う、高さに関する特例の許可の申請に対する審査事務の追加
- (二) 要除却認定マンションの再生手法に「更新」が追加されたこと等に伴う、名称等の改正
- (三) 規定の整備

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県営住宅基金条例を廃止する条例（埼玉県条例第二十号）（住宅課）

一 趣旨

埼玉県県営住宅基金の廃止に伴い、埼玉県県営住宅基金条例を廃止する。

二 内容

(一) 埼玉県県営住宅基金条例を廃止する。

(二) 埼玉県県営住宅事業特別会計条例について、埼玉県県営住宅基金条例に係る規定を削除するための改正を行う。

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（住宅課）

一 趣旨

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

法令改正に伴う規定の整備

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉
県条例第二十二号）（公営企業・総務課）

一 趣旨

県の一般職員に準じ、企業職員の給与の基準を改定するもの

二 内容

子育て部分休暇の新設に伴う規定の整備

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（下水道管理課）

一 趣旨

県の一般職員に準じ、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定するもの

二 内容

子育て部分休暇の新設に伴う規定の整備

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）（教委・総務課）

一 趣旨

教員等による児童対象性暴力等を防止する措置を講ずること等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

埼玉県教育委員会事務局職員

七百三十三人 ↓ 七百三十八人（十五人）

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（県立学校人事課）

一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

二 内容

学校職員の定数の改定

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（県立学校人事課）

一 趣旨

令和七年十月十六日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する学校職員の休暇制度の新設

二 内容

小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を持つ学校職員を対象に、一日の勤務時間のうち二時間を超えない範囲内で取得可能な無給の休暇の新設

三 施行期日

令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高等学校等教育改革推進基金条例（埼玉県条例第二十七号）（高校教育指導課）

一 趣旨

公立の高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てるため、埼玉県高等学校等教育改革推進基金を設置するための条例の制定

二 内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十八号）（保健体育課）

一 趣旨

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の範囲、金額、支給方法等について、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定の例によることとするための改正

二 内容

政令の基準を包括的に適用する方式に変更するための改正

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）（警務課）

一 趣旨

令和八年度における警察官一七五人の増員等に伴い、警察官の階級別定数を改定等するための改正

二 内容

- (一) 令和八年度における警察官一七五人の増員に伴い、警視の定数「二百九十三人」を「二百九十七人」に、警部の定数「六百九十一人」を「七百一人」に、警部補及び巡查部長の定数「七千三十二人」を「七千百三十七人」に、巡查の定数「三千六百八十三人」を「三千七百三十九人」に改める。
- (二) 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間の職員の定数は、警察官以外の職員の定数に二人を加えた定数とする。

三 施行期日

令和八年四月一日

条 例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第一号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五億円」を「八億円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「七千二百五十三人」を「七千二百七十六人」に改め、同項第九号中「百三十三人」を「百三十九人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三号

埼玉県行政手続条例の一部を改正する条例

埼玉県行政手続条例（平成七年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができると置く措置をとることによって行うものとする。

この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二条第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。
- 2 改正後の第十五条第三項及び第四項（これらの規定を改正後の第二十二条第三

項及び第二十九条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四号

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号を次のように改める。

一 死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号）第一条第一項の規定により經由される死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第二条第一項第一号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

別表第二中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十一号中「に関する事務であつて次に掲げるもの」を「の被貸与決定者若しくは連帯保証人の異動の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同表第十号とし、同表中第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

別表第三監査委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中一の項を削り、同表の二の項中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を加え、「外国人生活保護関係情報」を「生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」に改め、同項を同表の一の項とし、同表中三の項を削り、四の項を二の項とし、五の項を三の項とし、六の項を四の項とする。

別表第三中五の項及び六の項を削り、七の項を五の項とし、八の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

条 例

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第六号

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

第二条第二号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条第五号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第八号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を経由して行われる申請等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける県の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

第二条第九号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を経由して行う処分通知等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う県の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

第二条第十一号中「作成し」を「作成し、」に改める。

第三条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「ところにより、」の下に「規則で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の下に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第九条において同じ。）の利用その他の」を加え、「県の執行機関等が」を「規則で」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもつてすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

第四条第一項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の

規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第四条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

第五条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加える。

第六条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」

に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削る。

第七条を次のように改める。

(適用除外)

第七条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして別表の上欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づくもの 同表の下欄に掲げるこの条例の規定

二 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第三条第一項又は第四条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第三条及び第四条の規定

三 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第五条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第五条及び前条の規定

第八条第一項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政」に改め、同条第二項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に、「確保するよう努めなければ」を「確保するために必要な措置を講じなければ」に改め、同条第三項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政」に改める。

第十条を第十一条とする。

第九条の見出しを「(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)」に改め、同条中「少なくとも毎年度一回、県の機関等が」を削り、「使用して行わせ又は」を「使用する方法により」に改め、「できる」の下に「県の機関等に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、「により」の下に「随時」を加え、同条を第十条とする。

第八条の次に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

第九条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

2 職員の旅費に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条中第八項を削り、第九項を第八項とする。

第十一条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

(知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

一 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十一号)別表第一百四項第二号事務の欄

二 埼玉県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年埼玉県条例第九号)第二条第一号口及び同条第九号ただし書

三 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和七年埼玉県条例第四十八号)第三条のうち知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表第二十三項第二号事務の欄及び第一百四項第二号事務の欄の改正規定

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第七号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇）

第十四条の二 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第十六条（見出しを含む。）中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

第十六条の二第二項中「人事委員会規則」を「委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第八号

職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項に次の一号を加える。

二十二 危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第六項に規定する危険鳥獣をいう。）の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものとして委員会規則で定めるもの

第二十二条第二項に次の一号を加える。

二十二 前項第二十二号の作業 作業に従事した日一日につき千六百四十円を超えない範囲内において、当該作業の区分に応じて委員会規則で定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特務勤務手当に関する条例の規定は、令和七年十一月十三日から適用する。

条 例

埼玉県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第九号

埼玉県公告式条例の一部を改正する条例

埼玉県公告式条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「その末尾に」を削り、「署名」の下に「（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第一条に規定する措置を含む。）を」を加える。

第四条第一項中「記入して、当該職印を押した」を「記入した」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県屋内総合プール条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十号

埼玉県屋内総合プール条例

(設置)

第一条 水泳競技の競技力の向上、水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進等を図るため、埼玉県屋内総合プール（以下「屋内総合プール」という。）を川口市大字道合三百九十番地に設置する。

(業務)

第二条 屋内総合プールは、次に掲げる業務を行う。

- 一 メインプール、サブプール、飛込プール、ドライランド、選手招集所、来賓・大会役員室、競技本部、競技役員控室、コーチ室、談話室、会議室及び報道関係者室並びに附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- 二 競技会の開催その他の水泳競技の競技力の向上に関すること。
- 三 水泳教室の開催その他の水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進に関すること。
- 四 その他屋内総合プールの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日)

第三条 屋内総合プールの休館日は、次のとおりとする。

- 一 毎月の第一月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一百七十八号）に規定する休日（次号において「休日」という。）である場合を除く。）
- 二 第一月曜日が休日である場合の当該第一月曜日の翌日（当該第一月曜日に休日が引き続き続くときは、当該最後の休日の翌日）
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事情により、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第四条 施設等を利用することができる時間は、午前九時から午後九時までとする。

ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(利用の許可)

第五条 施設等を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしてはならない。

- 一 屋内総合プールの管理上支障があると認められるとき。
- 二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- 三 その他屋内総合プールの設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第六条 前条第一項の許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第七条 知事は、屋内総合プールの利用者の遵守事項を定め、及び屋内総合プールの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第八条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は屋内総合プールの管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

一 第五条第三項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

二 第六条の規定に違反したとき。

三 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当し、同項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第九条 利用権利者は、その利用を終えたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。前条第一項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第十条 屋内総合プールの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に屋内総合プールの施設若しくは設備を損傷し、又は物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これらを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第十一条 知事は、屋内総合プール内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、屋内総合プールからの退去を命ずることができる。

(使用料)

第十二条 利用権利者は、別表に定める金額の使用料を納期限までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第十三条 知事は、利用権利者が、施設等を公用又は公共の用に供するため利用するときその他知事が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第十四条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- 一 屋内総合プールの管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- 二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。
- 三 利用権利者が、使用料の全額を納付した後、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(職員)

第十五条 屋内総合プールに、館長その他必要な職員を置く。

(指定管理者による管理等)

第十六条 知事は、屋内総合プールの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、屋内総合プールの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 第二条各号に掲げる業務

二 屋内総合プールの施設（設備及び物品を含む。第十九条第一項第二号及び第二十一条において同じ。）の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあ

るのは「県又は指定管理者」とする。

- 3 指定管理者が指定管理業務を行う場合については、前条の規定は、適用しない。
(指定管理者の指定の手続)

第十七条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

- 2 知事は、次に掲げる基準を満たすものうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

一 県民の平等な屋内総合プールの利用を確保することができること。

二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に屋内総合プールの運営を行うことができること。

三 屋内総合プールの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

- 3 前二項の規定にかかわらず、知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の規定に基づき選定された民間事業者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の公表等)

第十八条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第十九条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に屋内総合プールの運営を行うこと。

二 屋内総合プールの施設の維持管理を適切に行うこと。

三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

- 二 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- 三 指定管理業務の事業報告に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、屋内総合プールの管理の適正を期するため必要な事項

(指定の取消し等)

第二十条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。
- 二 第十七条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- 三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 第十八条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第二十一条 指定管理者は、屋内総合プールの施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった屋内総合プールの施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第二十二条 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に施設等の利用に係る料金（次項、次条第一項及び同条第四項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める金額に百分の百二十を乗じて得た額を超えない範囲内において定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第二十三条 利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。この場合において、第十二条の規定は、適用しない。

2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

3 県又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

4 第十三条及び第十四条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第十三条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「知事の承認を得て、利用料金」と、第十四条中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、屋内総合プールの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第三項の規定は同日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第十六条第一項の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（次項及び附則第四項において「施行日」という。）前においても、第十七条から第二十条及び第二十二条第二項の規定の例により行うことができる。

3 第五条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例によりその申請を行うことができる。

4 第十六条第一項の規定により指定管理者が指定管理業務を行っている場合において、前項の規定により施行日前に知事に対して施設等の利用の許可の申請がされているときは、当該申請は、施行日以後は、指定管理者に対してされた申請とみなす。

別表（第十二条、第二十二条関係）

一 プールを占用で利用する場合

施設の種類			サブプール						メインプール						施設の名称
C		B	C		B		A		C		B		A		
全面	全面	全面	全面	一レーン	全面	一レーン	全面	一レーン	全面	一レーン	全面	一レーン	全面	一レーン	
二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	
金額(円)															
一六五、〇〇〇	七三、〇〇〇	一九、〇〇〇	二八六、〇〇〇	二八、六〇〇	一〇四、〇〇〇	一〇、四〇〇	三一、〇〇〇	三、一〇〇	三五一、〇〇〇	三五、一〇〇	一三一、〇〇〇	一三、一〇〇	三九、〇〇〇	三、九〇〇	

備考

一 区分の欄におけるA、B及びCとは、それぞれ次の表に掲げる利用をいう。

A	B	C
入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収しない場合で、アマチュアスポーツのために利用するとき。	入場料を徴収しない場合で、アマチュアスポーツ以外のために利用するとき。	入場料を徴収するとき。

二 メインプールを可動壁により分割して、その一方を二十五メートルプール

として利用するときは、サブプールの項の規定を準用する。
 ニ プールを占用以外で利用する場合

施設の名称	単位	金額（円）	
メインプール、サブプール、飛込プール	二時間	一般	六〇〇
		高校生以下	三五〇

備考

一 利用時間が二時間を超える場合の金額は、この表に定める金額に二時間を超える一時間ごとに当該金額の二分の一に相当する額を加えた額とする。この場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として金額を算定する。

二 高校生以下とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校に在学する者をいう。

三 小学校就学前の者については、無料とする。

四 回数券の金額（同一人が一回につき二時間を単位として十一回利用しようとするときの金額をいう。）は、この表の金額の十倍に相当する金額とする。

三 附属施設を利用する場合

施設の名称	単位	金額（円）
ドライランド	一時間	四、〇〇〇
選手招集所	一時間	二、五〇〇
来賓・大会役員室	一時間	二、〇〇〇
競技本部	一時間	二、〇〇〇
競技役員控室一	一時間	一、〇〇〇
競技役員控室二	一時間	五〇〇
競技役員控室三	一時間	一、〇〇〇
コーチ室	一時間	五〇〇
談話室	一時間	五〇〇
会議室	一時間	五〇〇

報道関係者室

一時間

五〇〇

四 附属設備を利用する場合
知事が別に定める額

条 例

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十一号

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県衛生試験等手数料条例（昭和二十三年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号ハ中	「浄水 原水	五十一項目につき 四十項目につき	二十
二十四万二千二百円	「浄水 を	五十二項目につき	三十
二万八百円	「原水	四十一項目につき	二十
万二千八百七十円			
八万千四百七十円	に改める。		

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十二号

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成二十九年埼玉県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第十一条第三項から第五項まで」を「、第十一条第三項から第五項まで及び第十一条の二第三項から第五項まで」に改める。

第十六条を第十九条とし、第十五条の次に次の三条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第十六条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、本県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 令第十一条の二第三項第一号に掲げる額

二 令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第十七条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第十八条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十一条の二第五項第一号に掲げる数とする。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な行為は、改正後の第十六条から第十九条までの規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。

条 例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十三号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公的医療機関」の下に「等」を、「特定診療科等」の下に「若しくは準特定診療科」を加える。

第二条第二項を次のように改める。

2 この条例において「公的医療機関等」とは、公的医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関をいう。）又は独立行政法人国立病院機構が開設する医療機関をいう。

第二条第三項中「（診療科名中に産科を示す名称を有する診療科をいう。）及び「（診療科名中に小児科を示す名称（これに類するものとして規則で定めるものを含む。）を有する診療科をいう。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この条例において「特定医療機関」とは、特定地域の公的医療機関等又は医師の確保が必要な医療機関として知事が定めるものをいう。

第二条に次の二項を加える。

5 この条例において「準特定診療科」とは、県内の病院の外科又は県内の医療機関の総合診療を担う診療科をいう。

6 この条例において「特定期間」とは、第四条第一項に規定する奨学金の貸与期間の二分の三に相当する期間をいう。

第三条第一項第一号二及び第二号ハ並びに第六条第二号中「公的医療機関又は特定診療科等」を「公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科」に改める。

第八条に次のただし書を加える。

ただし、その者が次条各号のいずれにも該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

第八条第一号を次のように改める。

一 特定医療機関又は特定診療科等若しくは準特定診療科に医師として勤務しているとき。

第八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「後期研修（埼玉県後期研修医研修資金貸与条例（平成二十一年埼玉県条例第十三号）第二条第五項の後期研修をいう。）」を「専門研修（臨床研修を修了した医師が専門性を高めるために受ける研修で知事が認めるものをいう。次条第一号及び第三号において同じ。）」に改め、「（第一号）の下に「及び第二号」を加え、同条第四号とし、同条第二号中「において臨床研修」を「（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の二第一項の知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものをいう。次条第二号及び第三号において同じ。）において臨床研修（同項の臨床研修をいう。以下同じ。）」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 県内の病院に医師として勤務しているとき（前号に該当する場合を除く。）。

第九条を次のように改める。

（返還等の債務の当然免除）

第九条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

- 一 特定医療機関に医師として勤務した期間と県内の病院（特定医療機関を除く。）に医師として勤務した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関に医師として勤務した期間（臨床研修を受講した期間及び専門研修を受講した期間（専門研修を受講した期間にあつては、当該研修を受講した期間のうち二年を超える期間に限る。）を除く。）が四年に達したとき。
- 二 特定診療科等に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間（この期間が二年を超えるときは、二年とする。次号において同じ。）とを合計した期間が特定期間に達したとき。
- 三 準特定診療科に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関の準特定診療科に医師として勤務した期間（専門研修を受講した期間を除く。）が二年に達したとき。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十四号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号ホ(2)中「第二号イ(一)」を「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。第二号イ(1)(一)」に改め、同号ホ(3)中「場合」の下に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。第二号イ(1)において同じ。）」を加え、同号ホ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、ハ(8)、(9)、(12)、(13)、(16)及び(17)並びにニ(7)の基準を適用しない。

別表第二号イを次のように改める。

イ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

- (1) 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (一) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
 - (二) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
 - (三) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (2) 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (一) 施設（全自動調理機を含む。(二)及び(六)において同じ。）の全体の衛生

状況を確認するための監視設備を有すること。

- (二) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。
- (三) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- (四) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- (五) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。
- (六) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

別表第四号中「付された営業」の下に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十五号

埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
埼玉県熊谷家畜保健衛生所	熊谷市	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、秩父郡（東秩父村を除く。）、児玉郡、大里郡
埼玉県川越家畜保健衛生所	川越市	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡、入間郡、比企郡、秩父郡のうち東秩父村、南埼玉郡、北葛飾郡

附 則

この条例は、令和八年九月一日から施行する。

条 例

本多静六博士奨学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十六号

本多静六博士奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

本多静六博士奨学資金貸与条例（昭和二十八年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「修業年限が二年以上の専門課程」を「専修学校にあつては、専門課程でその修業年限が二年以上であるもの又は専攻科」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県県産木材利用促進条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十七号

埼玉県県産木材利用促進条例

埼玉県の森林は、首都圏の水源地として豊かな水を供給するほか、地球温暖化の防止等の多面的機能を有し、私たちの生活に欠かすことのできない大切な役割を果たしている。

また、環境への負荷が少ない資源である木材を利用することは、森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与するものである。

令和七年五月に本県で第七十五回全国植樹祭が開催され、多くの恵みをもたらす森林を将来に受け継いでいくため、森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」の重要性を全国に発信した。

ここに、私たちは、この「活樹」の理念の下、水の源に感謝し、県産木材の積極的な利用と森林資源の循環利用を進め、本県の豊かな森林を未来へつないでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産木材 県内の森林から生産された木材をいう。
- 二 森林の有する多面的機能 県土の保全、災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給その他の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- 三 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

四 森林所有者 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。

五 林業事業者 森林施業（伐採、造林、保育その他の森林における施業をいう。第十二条第二号において同じ。）を行う者をいう。

六 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。

七 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 県産木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 森林の伐採、利用、造林及び保育を繰り返すことによる森林資源の循環利用により、豊かな森林が継承され、森林の有する多面的機能の持続的な発揮が図られること。

二 森林資源の有効な活用が地域の経済の活性化に資することに鑑み、県産木材の経済的価値を最大化させることにより、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展が図られること。

三 県民が、森林についての理解を深めるとともに、県産木材の利用に対する意識を高め、県産木材を積極的に利用することにより、県民の豊かな暮らしの実現が図られること。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、県産木材の利用の促進に関する施策の推進に当たっては、国、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他関係事業者との連携協力を図るものとする。

（市町村の役割）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、県産木材の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（森林所有者の役割）

第六条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林の適切な整備及び保全に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（林業事業者の役割）

第七条 林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の適切な整備及び保全、県産木

材の安定的な供給、人材の育成その他の林業の振興に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（木材産業事業者の役割）

第八条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の積極的な利用、県産木材を利用した製品の安定的な供給及び品質の向上、人材の育成その他の木材産業の振興に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（建築関係事業者の役割）

第九条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の積極的な利用、木造建築の技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第十条 県民は、基本理念にのっとり、県産木材の利用の意義について理解を深め、県産木材を利用した製品の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県産木材の利用の促進に関する指針の策定及び公表）

第十一条 知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する指針（以下この条において「指針」という。）を策定するものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 県産木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

二 県産木材の利用の目標

三 県産木材の供給体制の整備に関する基本的事項

四 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十一条第二項各号に規定する事項

五 前各号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関し必要な事項

3 知事は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならぬ。

（県産木材の安定的な供給の確保等）

第十二条 県は、県産木材の安定的な供給の確保及び生産性の向上を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

一 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。

二 県産木材の生産に係る基盤の整備及び森林施業の効率化に関すること。

三 県産木材の加工及び供給の体制の整備に関すること。
(県産木材の利用の促進)

第十三条 県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

一 建築物その他の工作物及びこれらに係る工事における県産木材の利用に関すること。

二 県産木材の産地及び炭素貯蔵量の認証に関すること。

三 県産木材の用途及び販路の拡大に関すること。

(県の建築物等における県産木材の利用)

第十四条 県は、県産木材の利用の促進に資するため、その整備する建築物その他の工作物及びこれらに係る工事において、自ら率先して県産木材の利用に努めるものとする。

(人材の確保及び育成)

第十五条 県は、林業及び木材産業を担う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県産木材を利用した建築物の設計等を行う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第十六条 県は、市町村が実施する県産木材の利用の促進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(普及啓発)

第十七条 県は、県産木材の利用に対する県民の理解を深めるため、木の良さ及びその利用の意義を学ぶ機会の確保、広報、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第十八条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他関係事業者が相互に協力することができる体制の整備に努めるものとする。

(実施状況の公表)

第十九条 知事は、毎年度、県産木材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、県産木材の利用の促進のための施策に必要な財政上の措置を講ず

るよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県森林整備担い手基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十八号

埼玉県森林整備担い手基金条例を廃止する条例

埼玉県森林整備担い手基金条例（平成五年埼玉県条例第十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十九号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表都市整備部の項第一百七号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第五十五条第一項」を「第六十三条の五十九第一項」に、「の特例の」を「又は各部分の高さに関する特例の」に、「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県県営住宅基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十号

埼玉県県営住宅基金条例を廃止する条例

埼玉県県営住宅基金条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
（埼玉県県営住宅事業特別会計条例の一部改正）
- 2 埼玉県県営住宅事業特別会計条例（昭和三十九年埼玉県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。
第二条中「、県営住宅基金から生ずる収入」及び「、県営住宅基金積立金」を削る。

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十一号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

別表第九十二項事務の欄中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（）」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改め、「もの」の下に「（マンションの再生等の事業に係るものについては、法第二条第一項第六号のマンション建替事業、同項第十八号のマンション敷地売却事業又は同項第二十八号の敷地分割事業に係るものに限る。）」を加え、同欄1中「第四百四条第一項」を「第六十三條の五十八第一項」に改め、同欄2中「第一百四十四條第二項」を「第八十八條第二項」に改め、同欄4中「第四百四条第三項」を「第八十八條第三項」に、「第一百四十四條第三項」を「第六十三條の五十八條第三項」に改め、同欄8中「第二百二十條第一項」を「第一百三十一條第六項」に改め、同欄15中「第五十一條第六項及び第一百十二條」を「及び第五十一條第六項」に改め、同欄16中「第二百二十三條第一項」を「第二百二十條第一項」に改め、同欄28を削り、同欄29中「第九十九條第一項及び第一百一十一條第一項」を「第一百四十四條第一項及び第一百六條第一項」に改め、同欄中29を28とし、同欄30中「第一百四條第一項」を「第八十八條第一項」に改め、同欄中30を29とし、31から33までを30から32までとし、その次に次のように加える。

33 法第六十三條の五十八第二項の規定による指示

別表第九十二項事務の欄44中「及び第五項から第九項まで」を「、第五項から第七項まで、第十項及び第十一項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十二号

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「又は一部について勤務しないことをいう。」の下に「、子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十三号

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

年埼玉県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「又は一部について勤務しないことをいう。」の下に「、子育て部分休暇(当該職員が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十四号

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百三十三人」を「七百三十八人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十五号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別		
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	七、七八四 人	県立及び市町村立の特別支援学校	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
その他の職員	一、三〇五 人	五、〇三五 人	五二五 人	市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）
		九、九一四 人		九九〇 人

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、七八四人」とあるのは「七、八四七人」と、「九、九一四人」とあるのは「一〇、〇一八人」とする。

条 例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十六号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇）

第十六条の二 子育て部分休暇は、学校職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第十八条（見出しを含む。）中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県高等学校等教育改革推進基金条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十七号

埼玉県高等学校等教育改革推進基金条例

(設置)

第一条 公立の高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てるため、埼玉県高等学校等教育改革推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十八号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」及び「。以下同じ」を削り、「法第三条」を「同法第三条」に改める。

第二条を次のように改める。

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第二条 補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の規定の例による。

第二条の二から第二十一条までを削る。

第二十二条中「教育委員会」を「埼玉県教育委員会」に改め、同条を第三条とする。

第二十三条中「教育委員会規則」を「埼玉県教育委員会規則」に改め、同条を第四条とする。

附則第一条の二から第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十九号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百九十三人」を「二百九十七人」に、「六百九十一人」を「七百一人」に、「七千三十二人」を「七千三百三十七人」に、「三千六百八十三人」を「三千七百三十九人」に改める。

附則第三項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（職員の定数の特例）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

4 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、警察官以外の職員の定数は、第二条第一項第二号の規定にかかわらず、同号で定める職員の定数に二人を加えた定数とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十五号

埼玉県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県行政手続条例施行規則（平成八年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（公示事項を不特定多数の者が閲覧することができるとして置く方法）

第二条 条例第十五条第四項（条例第二十二條第三項及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（条例第十五條第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

規 則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十六号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「北部拠点政策幹」を「北部拠点推進幹」に、「及び産業基盤対策幹」を「、産業基盤対策幹及び大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹」に改める。

第九条第一項中「防災DX政策幹」の下に「、野生鳥獣対策幹」を加える。

別表第一産業労働部金融課長の項受任者の欄中「産業労働部金融課長」を「産業労働部経営・金融支援課長」に改める。

別表第二第十一号を次のように改める。

<p>十一 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号。以下この項において「法」という。）に基づく公益信託に関する事務</p>	<p>法第三十条第一項又は第二項の規定に基づき、公益信託認可を取り消すこと。</p>	<p>1 法第六条の規定に基づき、公益信託の認可をすること。 2 法第十二条第一項の規定に基づき、公益信託の変更等の認可をすること。 3 法第二十二条第一項の規定に基づき、公益信託の併合等の認可をすること。 4 法第二十九条第一項の規定に基づき、公益信託の受託者に対して必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。 5 法第二十九条第三項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。 6 法附則第四条第一項の規定に基づき、旧公益信託の移行認可をすること。</p>
---	--	---

別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄15中「国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合のうち」を削り、同欄17中「の振替及び」を「及び週休日のほかに勤務時間を割り振らない日の振替並びに」に改める。

別表第四企画財政部の表情報システム戦略課の項に次の一号を加える。

<p>四 地方自治法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>		<p>1 法第二百四十四条の六第一項の規定に基づき、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講ずること。</p> <p>2 法第二百四十四条の六第二項の規定に基づき、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、又はこれを変更したときに公表すること。</p>
---	--	--

別表第四県民生活部の表スポーツ振興課の項部長専決事項の欄中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

別表第四危機管理防災部の表災害対策課の項第一号知事決裁事項の欄17中「第八十六条の九第二項」を「第八十六条の九第三項」に改め、同欄18中「第八十六条の九第四項」を「第八十六条の九第六項」に改め、同号部長専決事項の欄30中「第七十四条の四」を「第七十四条の四第一項」に、同欄31中「第八十六条の九第三項」を「第八十六条の九第四項」に改め、同欄32中「第八十六条の九第八項」を「第八十六条の九第十一項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改め、同欄33中「第八十六条の九第九項」を「第八十六条の九第十二項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に改め、同欄34中「第八十六条の九第十二項」を「第八十六条の九第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、同欄35中「第八十六条の九第十三項」を「第八十六条の九第十七項」に、「同条第十二項」を「同条第十六項」に改め、同欄37中「第八十六条の九第九項」を「第八十六条の九第十二項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に改め、同欄38中「第八十六条の九第十一項」を「第八十六条の九第十五項」に改め、同欄39中「第八十六条の九第十三項」を「第八十六条の九第十七項」に、「第八十六条の九第十一項」を「第八十六条の九第十五項」に改め、同項第二号知事決裁事項の欄3中「医療」の下に「、福祉」を加え、同号部長専決事項の欄2中「第八条」を「第

八条第一項」に改め、同欄中5を7とし、4を6とし、3を5とし、同欄2の次に次のように加える。

3 法第八条第二項の規定に基づき、登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させること。

4 法第八条第三項の規定に基づき、内閣総理大臣に通知すること。

別表第四福祉部の表障害者福祉推進課の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）の施行に関する事務	高次脳機能障害者支援法第二十三条の規定に基づき、高次脳機能障害者支援センターの指定を取り消すこと。
-------------------------------------	---

別表第四福祉部の表こども支援課の項第一号知事決裁事項の欄を次のように改める。

法第十八条の二十六第三項（法第十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定都市の長が地域限定保育士試験に係る内閣総理大臣への申請を行うこと及び当該申請に係る試験実施方法書に記載した試験の実施回数について同意すること。

別表第四福祉部の表こども支援課の項第一号部長専決事項の欄7中「保育士の登録」を「保育士登録」に改める。

別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

14 法第三十条の十八の六第一項の規定に基づき、特に地域外来医療を確保する必要がある区域を指定すること。

15 法第三十条の十八の六第四項の規定に基づき、届出者等に対し、協議の場における協議に参加し、説明をしよう求めること。

16 法第三十条の十八の六第六項の規定に基づき、届出者等に対し、期限を定めて、地域外来医療の提供をすべきことを要請すること。

17 法第三十条の十八の六第七項の規定に基づき、診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、説明をしよう求めること。

18 法第三十条の十八の六第九項の規定に基づき、診療所の開設者又は管理者に対し、地域外来医療の提供をすべきことを勧告すること。

19 法第三十条の十八の第六十項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四産業労働部の表産業支援課の項機関名の欄中「産業支援課」を「イノベーション創造課」に改め、同項中第三号を削り、同表金融課の項機関名の欄中「金融課」を「経営・金融支援課」に改め、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

<p>二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第四条第一項の規定に基づき、中小企業支援事業の実施に関する計画を定め、経済産業大臣に届け出ること。</p> <p>2 法第七条第一項の規定に基づき、指定法人を指定すること。</p> <p>3 法第八条第二項の規定に基づき、指定法人に対し、事業の改善に関する命令、指定の取消しその他必要な措置をとること。</p>
--	--	---

別表第四農林部の表森づくり課の項第十号部長決裁事項の欄3中「第四十八条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

<p>十一 埼玉県県産木材利用促進条例（令和八年埼玉県条例第十七号）の施行に関する事務</p>		<p>埼玉県県産木材利用促進条例第十一条第一項の規定に基づき、県産木材の利用の促進に関する指針を定めること。</p>
---	--	--

別表第四農林部の表農村整備課の項第一号部長専決事項の欄中29を37とし、10から28までを18から36までとし、9を15とし、その次に次のように加える。

16 法第八十三条の二第二項の規定に基づき、土地改良区連合の解散を認可すること。

17 法第八十三条の二第三項の規定に基づき、土地改良区がその所属する土地改良区連合の権利義務を承継することを認可すること。

別表第四農林部の表農村整備課の項第一号部長専決事項の欄中8を14とし、7を13とし、6を10とし、その次に次のように加える。

- 11 法第七十一条の七において準用する法第六十九条第一項の規定に基づき、財産処分の方法を認可すること。
- 12 法第七十一条の七において準用する法第七十一条の規定に基づき、解散した土地改良区の決算報告を認可すること。
- 別表第四農林部の表農村整備課の項第一号部長専決事項の欄中5の次に次のように加える。
- 6 法第五十七条の九第一項の規定に基づき、情報通信環境整備事業を認可すること。
- 7 法第五十七条の十において準用する法第五十七条の九第一項の規定に基づき、情報通信環境整備事業計画の変更を認可すること。
- 8 法第五十七条の十一第一項の規定に基づき、連携管理保全事業を認可すること。
- 9 法第五十七条の十三において準用する法第五十七条の十一第一項の規定に基づき、連携管理保全計画の変更を認可すること。
- 別表第四都市整備部の表建築安全課の項第十二号事務の種類欄中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄中「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同表住宅課の項第九号事務の種類欄中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄中45を64とし、40から44までを59から63までとし、39を57とし、その次に次のように加える。
- 58 法第二百十三条第三項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人に対し、必要な協力の要請をすること。
- 別表第四都市整備部の表住宅課の項第九号部長専決事項の欄中38を56とし、34から37までを52から55までとし、33を38とし、その次に次のように加える。
- 39 法第六十三条の六第一項の規定に基づき、マンション除却組合の設立について認可すること。
- 40 法第六十三条の二十七第一項の規定に基づき、定款又は資金計画の変更について認可すること。
- 41 法第六十三条の三十第四項の規定に基づき、マンション除却組合の解散について認可すること。
- 42 法第六十三条の三十四第一項後段（法第六十三条の三十八において準

用する場合を含む。)の規定に基づき、補償金支払計画の策定又は変更について認可すること。

43 法第六十三条の五十二第一項の規定に基づき、マンション除却組合に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすること。

44 法第六十三条の五十二第二項の規定に基づき、マンション除却組合に対し、マンション除却事業の促進を図るため必要な措置を命ずること。

45 法第六十三条の五十二第三項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人に対し、必要な協力の要請をすること。

46 法第六十三条の五十三第一項及び第二項の規定に基づき、マンション除却組合の事業又は会計の状況を検査すること。

47 法第六十三条の五十三第三項の規定に基づき、マンション除却組合のした処分を取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずること。

48 法第六十三条の五十三第四項の規定に基づき、設立の認可を取り消すこと。

49 法第六十三条の五十三第五項の規定に基づき、総会又は総代会を招集すること。

50 法第六十三条の五十三第六項の規定に基づき、理事若しくは監事の解任又は総代の解任を投票に付すこと。

51 法第六十三条の五十三第七項の規定に基づき、議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すこと。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第九号部長専決事項の欄中32を37とし、31を36とし、30を35とし、同欄29中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同欄29を同欄34とし、同欄28中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同欄28を同欄33とし、同欄27中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却事業」に改め、同欄中27を31とし、その次に次のように加える。

32 法第六十条第三項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人に対し、必要な協力の要請をすること。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第九号部長専決事項の欄26中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同欄26を同欄30とし、同欄25を同欄29とし、同欄24中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同欄24を同欄28とし、同欄23を同欄27とし、同欄22中「第二百二十条

第一項」を「第一百十三条第一項」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同欄22を同欄26とし、同欄21中「第十一一条第一項」を「第一百六条第一項」に、「買受計画」を「除却等計画」に改め、同欄21を同欄25とし、同欄20中「第九十九条第一項」を「第一百四条第一項」に、「買受計画」を「除却等計画」に改め、同欄20を同欄24とし、同欄中19を23とし、14から18までを18から22までとし、同欄13中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同欄13を同欄17とし、同欄12中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同欄12を同欄16とし、同欄11中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同欄11を14とし、その次に次のように加える。

15 法第九十七条第三項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人に対し、必要な協力の要請をすること。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第九号部長専決事項の欄10中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同欄10を同欄13とし、同欄9を同欄12とし、同欄8を同欄11とし、同欄7中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同欄7を同欄10とし、同欄6を同欄9とし、同欄5を同欄8とし、同欄4中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同欄4を同欄7とし、同欄3中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同欄3を同欄6とし、同欄2を同欄5とし、同欄1中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同欄1を同欄4とし、同欄に1、2及び3として次のように加える。

1 法第四条の二第二項の規定に基づき、マンションの区分所有者に対し、マンションの建替えその他の措置を実施すべきことを勧告すること。

2 法第四条の二第三項の規定に基づき、勧告を受けたマンションの区分所有者に対し、マンションの建替えその他の措置の実施について特別の知識経験を有する者のあつせんその他の必要な措置を講ずること。

3 法第四条の二第四項の規定に基づき、勧告を受けたマンションの区分所有者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第十号部長専決事項の欄中6を10とし、5を9とし、同欄4中「第五条の十二第一項」を「第五条の二十二第一項」に改め、同欄4を同欄8とし、同欄3中「第五条の十第一項」を「第五条の二十第一項」に改め、同欄3を同欄7とし、同欄2中「第五条の九」を「第五条の十九」に改め、同欄2を同欄6とし、同欄1の次に次のように加える。

2 法第五条の二第三項の規定に基づき、管理組合の管理者等に対し、マンシ

ヨンの管理について特別の知識経験を有する者のあつせんその他の必要な措置を講ずること。

3 法第五条の八第二項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人に対し、管理支援業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

4 法第五条の八第三項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人の登録を取り消すこと。

5 法第五条の十二第二項の規定に基づき、マンション管理適正化推進計画の作成又は変更をするか否かについて、マンション管理適正化支援法人に通知すること。

第二条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。
別表第四産業労働部の表雇用・人材戦略課の項に次の一号を加える。

八 埼玉県カスターマーハラスメント防止条例（令和七年埼玉県条例第五十四号）の施行に関する事務		埼玉県カスターマーハラスメント防止条例第九条の規定に基づき、指針を作成し、公表すること。
--	--	--

第三条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項第一号部長専決事項の欄3中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改め、同欄中19を20とし、13から18までを14から19までとし、同欄12中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改め、同欄12を同欄13とし、同欄11中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改め、同欄11を同欄12とし、同欄10中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄中9を10とし、5から8までを6から9までとし、同欄4の次に次のように加える。

5 法第三十条の十三第七項の規定に基づき、医療機関機能等報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、報告の内容を変更するよう求めること。

別表第四産業労働部の表雇用・人材戦略課の項第五号部長専決事項の欄2中「第三十二条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 令和八年七月一日
- 二 第三条の規定 令和八年十月一日

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十七号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、局長」の下に「、副病院長」を、「研究所長」の下に「、病院長」を加え、「技術・事業化支援室長」を「副部長、技師長」に改め、「、医療安全管理幹」を削る。

第十条第一項中「担当部長（」の下に「病院長、」を加える。

別表第一専決事項の欄第十号中「週休日」の下に「及び週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第一号委任事務の欄8中「第八条」を「第八条第一項又は第二項」に、「又は助産所の開設」を「若しくは助産所の開設又はオンライン診療受診施設の設置」に改め、同欄9及び10中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同欄11中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そう」を「失踪」に改め、同欄17中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改め、同欄18中「開設者」の下に「又は設置者」を、「その開設」の下に「し、又は設置」を加え、「又は助産所」を「若しくは助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同欄25中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同欄中27を28とし、26を27とし、25の次に次のように加える。

26 施行令第四条第四項の規定に基づき、オンライン診療受診施設の設置者から法第八条第二項の規定により届け出た事項の変更の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第一号専決事項の欄3中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「若しくは助産所に」を「、助産所若しくはオンライン診療受診施設」に改め、同欄4中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「の事務所」を「若しくはオンライン診療受診施設の設置者の事務所」に、「若しくは助産所の運営」を「助産所若しくはオンライン診療受診施設の運営」に改め、同項第三十二号事務の種類欄中「、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省

令第十号。以下この項において「改正省令」という。）を削り、同号委任事務の欄28中「第二条」を「第二条の十三」に改め、同欄中29を削り、同表家畜保健衛生所長の項第三号専決事項の欄中2から4までを削り、5を2とし、6から11までを3から8までとする。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第十四号専決事項の欄1中「第十八条第十七項」を「第十八条第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に改め、同表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄54中「第三百三十七条の十二第六項」を「第三百三十七条の第十二十一項」に改め、同欄55中「第三百三十七条の第十二第七項」を「第三百三十七条の第十二十二項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号の改正規定は、令和八年五月一日から施行する。

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十八号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表産業労働部の項中

「産業支援課」を

を

「イノベーション創造課」

に、「産業創造課」を「新産業育

成課」に、「金融課」を「経営・金融支援課」に改め、同表農林部の項中

全	森
---	---

「国植樹祭推進課」

を「森づくり」

「課」に改める。

第六条の二行政・デジタル改革課の項第十五号中「北部拠点政策幹」を「北部拠点推進幹」に改める。

第七条職員健康支援課の項第三号及び第四号中「（他の機関において所掌するものを除く。）」を削り、同条税務課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条総務事務センターの項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

第八条障害者福祉推進課の項中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 高次脳機能障害者支援法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第九条健康長寿課の項第十六号を削る。

第十条産業労働政策課の項第十号中「産業支援課」を「経営・金融支援課」に改め、同条産業支援課の項中「産業支援課」を「イノベーション創造課」に改め、同項中第一号から第五号までを削り、同項第六号中「ベンチャー企業等」を「スター

トアップ等」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第七号を第二号とし、第八号を第三号とし、第九号を第四号とし、第十号を削り、第十一号を第五号とし、第十二号から第十五号までを六号ずつ繰り上げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 オープンイノベーションの創出及び促進に関すること。

第十条産業支援課の項中第十六号を第十一号とし、第十七号を削り、同条産業創造課の項中「産業創造課」を「新産業育成課」に改め、同条金融課の項中「金融課」を「経営・金融支援課」に改め、同項中第六号を第十二号とし、第一号から第五号までを六号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第六号までとして次の六号を加える。

一 中小企業の経営革新支援に係る総合的企画及び調整に関すること。

二 中小企業支援法の施行に関すること。

三 中小企業等経営強化法の施行に関すること。

四 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行に関すること。

五 受託中小企業振興法の施行に関すること。

六 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の施行（事業継続力強化支援計画に関することに限る。）に関すること。

第十条金融課の項に次の一号を加える。

十三 地域振興センターとの連絡調整（経営支援に係るものに限る。）に関すること。

第十一条森づくり課の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 埼玉県県産木材利用促進条例の施行に関すること。

第十一条全国植樹祭推進課の項を削る。

第十三条公園スタジアム課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹の庶務に関すること。

第十三条建築安全課の項第十号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「除却」を「除却等」に、「容積率」を「容積率等」に改め、同条住宅課の項第十四号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第十八条第一項第一号中「自動車税環境性能割、自動車税（種別割）」を「自動車税」に改め、同項第三号中「自動車税（種別割）」を「自動車税」に改め、同条第三項第一号中「自動車税環境性能割等」を「軽油引取税等」に改め、「自動車税環境性能割、軽自動車税の環境性能割」を削り、同項第二号中「自動車税（種別割）」を「自動車税」に改め、同項第三号中「自動車税環境性能割等及び自動車税

(種別割)」を「軽油引取税等及び自動車税」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「自動車税環境性能割等及び自動車税(種別割)」を「軽油引取税等及び自動車税」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。
 第三十条第五号中「産業支援課」を「イノベーション創造課」に改める。
 第三十七条の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
埼玉県熊谷家畜保健衛生所	熊谷市	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、秩父郡(東秩父村を除く。)、児玉郡、大里郡
埼玉県川越家畜保健衛生所	川越市	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡、入間郡、比企郡、秩父郡のうち東秩父村、南埼玉郡、北葛飾郡

第五十三条の二第二項の表中「さいたま市」を「熊谷市」に改める。
 第五十三条の四を次のように改める。

第五十三条の四 削除

埼玉県飯能県土整備事務所
埼玉県東松山県土整備事務所
埼玉県秩父県土整備事務所
埼玉県熊谷県土整備事務所
埼玉県本庄県土整備事務所

第二百二十条の表県土整備事務所名の欄中

「鶴ヶ島市」に改める。

を

埼玉県飯能県土整備事務所 埼玉県東松山県土整備事務所 埼玉県秩父県土整備事務所	埼玉県本庄県土整備事務所 埼玉県熊谷県土整備事務所
---	------------------------------

に改める。

第三百三十一条の十四第二項の表埼玉県川越建築安全センターの項中「鶴ヶ島市」を「鶴ヶ島市」に改める。

第三百三十一条の十五第一項第六号中「受理」を「受理等」に改める。

第三百三十八条中「部を」を「部又は室を」に改め、同条の表局名の項中「部名」

を「部又は室名」に改め、同表医療局の項中

看護部

「を」

看護部	医療安全管理室
-----	---------

に改める。

第四百四十九条中「第三十五条」を「第三十五条第二項」に改める。

第七十三条第一項の表中「春日部夢の森公園」の下に「越谷公園」を加える。

第八十六条中「埼玉県食肉衛生検査センター北部支所」を削る。

第八十七条の表埼玉県公益法人認定等審議会の項職務の欄中「おいて」の下に「読み替えて」を、「答申等」の下に「及び公益信託に関する法律第三十八条において読み替えて準用する同法第三十四条第一項の規定による知事の諮問に対する答申等」を加え、同項庶務担当の課等名の欄中「公益法人」の下に「又は公益信託」を加える。

第八十八条第三項の表企画財政部の項中「北部拠点政策幹」を「北部拠点推進幹」に改め、同表都市整備部の項を次のように改める。

都市整備部	産業基盤対策	上司の命を受け、特定の地域の産業基盤づくりに関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を
幹		

	大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹	指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹	上司の命を受け、大宮スーパー・ボールパークの整備に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

第百八十八条第三項の表災害対策課の項の次に次のように加える。

みどり自然課	野生鳥獣対策幹	上司の命を受け、野生鳥獣の保護及び管理に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
--------	---------	---

第百八十八条第四項第七号中「北部拠点政策幹」を「北部拠点推進幹」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹

第百九十二条第一項の表局の項中「局長」の下に「（埼玉県総合リハビリテーションセンター医療局にあつては副病院長）」を加え、同表埼玉県環境科学国際センターの項の次に次のように加える。

埼玉県総合リハビリテーションセンター	病院長	上司の命を受け、事務局及び医療局の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
--------------------	-----	--

第百九十二条第三項の表地域機関の項中「にあつては副センター長及び病院長」を削り、同表埼玉県総合リハビリテーションセンターの項を次のように改める。

埼玉県総合リハビリテーションセンター	副部長	部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、副部長が二人以上置かれている場合であつて、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の指定がなされている者の職務は、当該指定事務に限るものとする。
--------------------	-----	--

技師長	副技師長	看護師長
<p>上司の命を受け、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う事務のうち、高度の知識、経験等を必要とする特に困難なものに従事する。</p>	<p>上司の命を受け、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士又は言語聴覚士の行う事務のうち、相当高度の知識、経験等を必要とする困難なものに従事する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。</p>

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三十七条の表、第五十三条の二第二項の表及び第五十三条の四の改正規定は、同年九月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

産業労働部産業支援課	産業労働部イノベーション創造課
産業労働部産業創造課	産業労働部新産業育成課
産業労働部金融課	産業労働部経営・金融支援課

規 則

埼玉県規則に定める様式における押印及び署名の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十九号

埼玉県規則に定める様式における押印及び署名の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県規則に定める様式における押印及び署名の取扱いの特例に関する規則（令和三年埼玉県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

第一条第一項中「に關し」を「を、埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号。以下「条例」という。）第三条から第六条までの規定に基づき」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に、「おいて」を「ついて」に、「規則に」を「条例等に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事の所管する手続等（条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

第二条第一項を次のように改める。

この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第六条第一項中「知事等は、」の下に「条例第六条第一項の規定により」を加え、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体」に改め、同条を第十一条とする。

第五条中「知事等は、」の下に「条例第五条第一項の規定により」を加え、同条を第十条とする。

第四条第一項中「知事等は、」の下に「条例第四条第一項の規定により」を加え、「（条例第四条第一項の電子情報処理組織をいう。）」を削り、「知事の使用」を「知事等の使用」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第四条第一項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- 一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
 - 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事の定めるところによる届出
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が定める方式
- 第四条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第九条 条例第四条第五項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある
と知事が認める場合

第三条第一項を次のように改める。

条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、知事の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

い。

- 一 申請等につき規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項

- 二 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

第三条第二項中「前項の」を「知事が電子署名を要することとしている」に改め、

同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、同条を第四条とし、同条の次に次の三条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第五条 条例第三条第五項に規定する情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第六条 条例第三条第六項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第七条 条例第四条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、知事等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該知事等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 条例第三条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、知事又はこれに置かれる機関(以下「知事等」という。)の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該知事等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

本則に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

第十二条 条例第九条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第五条に規定するもののほか、知事が定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十一号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十二号）

の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「時間外勤務手当に相当する報酬」を「勤務一時間につき、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で知事が定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した第一号会計年度任用職員に休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

第六条第二項を次のように改める。

2 第一号会計年度任用職員が、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下この項において同じ。）の振替（第一号会計年度任用職員に週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合に、勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち知事が定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）により、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた場合には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が一週間当たり三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務の

時間を除く。) に対して、前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

第六条第三項中「正規の勤務時間外に勤務」を「第一号会計年度任用職員が、正規の勤務時間外に勤務」に、「知事が定める時間」を「その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が一週間当たり三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務の時間」に、「前項」を「前二項」に改める。

第七条第一項中「給与条例第十五条第三項に規定する」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第十七条の規定により任命権者が定める休日及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第十八条の三の規定により教育委員会が定める」に改める。

第九条中「第六条第二項及び第三項並びに」を「第六条及び」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十二号

埼玉県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則（昭和三十二年埼玉県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第四条中「つど」を「都度」に改める。

様式第六号及び様式第七号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十三号

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則

埼玉県文書管理規則（平成十三年埼玉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第3種文書等（保存期間が5年の文書等）の項中12を14とし、11を13とし、10の次に次のように加える。

11 勤務整理簿、旅行命令簿、年次休暇簿等

12 復命書

別表第4種文書等（保存期間が3年の文書等）の項中1及び2を削り、3を1とし、4から9までを2から7までとする。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に職員が作成し、又は取得した勤務整理簿、旅行命令簿、年次休暇簿等及び復命書の保存期間については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十四号

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年埼玉県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号までの規定中「㊤」を削る。

様式第六号中「㊤先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十五号

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則（令和八年埼玉県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の改正規定中「埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十六号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「凶器」を「凶器」に改める。

別表武蔵浦和合同庁舎の項中「産業労働部雇用労働課長」を「産業労働部就業支援課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県消防職員及び消防団員特別褒賞金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十七号

埼玉県消防職員及び消防団員特別褒賞金条例施行規則の一部を改正する規則
埼玉県消防職員及び消防団員特別褒賞金条例施行規則（昭和四十五年埼玉県規則
第四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「**四**」を削る。

様式第四号中「**㊦**」を削る。

様式第五号中「**四**」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十八号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行

規則の一部を改正する規則

災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則（昭和三十九年埼玉県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第十一条中「き損」を「毀損」に改める。

様式第四号（表面）及び様式第六号（表面）中「㊸」を削る。

様式第八号中「㊸」を「㊹」に改め、「㊸」を削り、「㊺」を「㊻」に改める。

様式第九号中「㊸」を「㊹」に改め、「㊸」を削る。

様式第十一号中「㊸」を削る。

様式第十三号中「㊸」を「㊹」に改め、「㊸」を削り、「㊺」を「㊻」に改める。

様式第十四号から様式第十七号まで、様式第十九号（一）（表面）及び様式第十九号（二）（表面）中「㊸」を「㊹」に改め、「㊸」を削る。

様式第二十号中「㊸」を削る。

様式第二十一号中「㊸」を「㊹」に改め、「㊸」を削る。

様式第二十二号（第一面）及び様式第二十三号（表面）中「㊸」を削る。

様式第二十五号中「㊸」を「㊹」に改め、「㊸」を削る。

様式第二十五号の二中「㊸」を削る。

様式第二十六号中「㊸」を「㊹」に改め、「㊸」を削る。

様式第二十七号（第一面）、様式第二十八号、様式第二十九号、様式第三十号（表面）、様式第三十一号、様式第三十一号の二（表面）、様式第三十一号の三から様式第三十二号まで、様式第三十三号（第一面）、様式第三十四号（第一面）、様式第三十五号（表面）及び様式第三十六号（表面）中「㊸」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県長瀬射撃場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十号

埼玉県長瀬射撃場管理規則の一部を改正する規則

埼玉県長瀬射撃場管理規則（平成六年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「㊦」を削る。

様式第四号及び様式第五号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十一号

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する
規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則（令和三年埼玉県規則
第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表中「第九十二条第三項」を「第九十二条第一項」に改める。

第三十四条第四号中「東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関す
る法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電
話株式会社をいう。）」を「NTT東日本株式会社」に改める。

別表第四中「5 齋田」を「8 齋田」に改める。

別記様式第三十三号中「第22条の4 第2項」を「第22条の3 第2項」に改め
る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十二号

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例施行規則（平成二十八年埼玉県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「吾」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県伊豆潮風館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十三号

埼玉県伊豆潮風館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県伊豆潮風館管理規則（昭和六十三年埼玉県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県障害者交流センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十四号

埼玉県障害者交流センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県障害者交流センター管理規則（平成二年埼玉県規則第三十一号）の一部を

次のように改正する。

別表舞台設備の項中「脇台^{わき}」を「脇台」に改める。

様式第一号（一）、様式第一号（二）、様式第四号（一）及び様式第四号（二）

中「あと先」を「宛先」に改める。

様式第五号中「あと先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定

障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成十八年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「若しくは第五十一条の二十九第一項」を「、第五十一条の二十九第一項若しくは第七十六条の三第六項」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2 法第四十六条第一項及び第五十一条の二十五第一項の規定による再開の届出又は法第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定による廃止若しくは休止の届出は、様式第二号の廃止・休止・再開届出書により行うものとする。

第三条に次の三項を加える。

3 法第四十七条の規定による辞退の申出は、様式第三号の指定辞退届出書により行うものとする。

4 法第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項及び第七十六条の三第六項の規定による指定の取消しは、様式第四号の指定取消通知書により行うものとする。

5 法第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項及び第七十六条の三第六項の規定による指定の全部又は一部の効力の停止は、様式第五号の指定効力停止通知書により行うものとする。

様式第一号中「~~〃~~」を「~~〃~~」に改める。

様式第二号から様式第五号までを次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

事業者名称

代表者氏名

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定を受けた事業を次のとおり廃止する・休止する・再開したので届け出ます。

	事業所番号	
廃止・休止・再開に係る事業	名称	
	所在地	
廃止・休止・再開に係る年月日	年 月 日	
廃止・休止の理由		
現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置 (廃止・休止の場合に限る。)		
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

- 備考 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 廃止又は休止をする場合は、1月前までに届け出てください。
- 3 再開の場合は、10日以内に届け出てください。

事務担当者	氏名	
	電話番号	

様式第3号（第3条関係）

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所 在 地

設置者 名 称

代表者氏名

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定を受けた障害者支援施設について、次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	事業所番号	
指定を辞退する施設	名 称	
	所 在 地	
指定を受けた年月日	年 月 日	
指定を辞退する年月日	年 月 日	
指定を辞退する理由		
現に施設に入所している者に対する措置		

備考 指定を辞退する日の3か月前までに提出してください。

事務担当者	氏名	
	電話番号	

様式第4号（第3条関係）

指 定 取 消 通 知 書

指令 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付け指令 第 号により指定した指定

については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
第50条第1項
ための法律第50条第3項において準用する同条第1項の規定により、下記のと
第51条の2第1項
第76条の3第6項
おり指定を取り消したので通知します。

記

事業者（設置者）の名称

代表者の氏名

事業所（施設）の名称

事業所（施設）の所在地

サービスの種類

取消しの理由

事業所番号

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第5号（第3条関係）

指 定 効 力 停 止 通 知 書

指令 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付け指令 第 号により指定した指定

については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

め法律第50条第1項
第50条第3項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり
第51条の2第1項
第76条の3第6項
り指定の効力の（全部・一部）を停止したので通知します。

記

事業者（設置者）の名称

代表者の氏名

事業所（施設）の名称

事業所（施設）の所在地

サービスの種類

停止の理由

停止の範囲

停止の期間

事業所番号

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第六号及び様式第七号を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則に定める
様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十六号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項を次のように改める。

2 法第二十一条の五の二十第三項の規定による事業の再開の届出又は同条第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出は、様式第八号の三の廃止・休止・再開届出書により行うものとする。

第七条第二項を次のように改める。

2 法第二十四条の十四の規定による指定の辞退は、様式第二十四号の指定障害児入所施設指定辞退届により行うものとする。

様式第一号の二中
「
（加入する医療保険が国民健康保険組合の場合は、省
申請者氏名

を「
申請者氏名」に改める。

様式第一号の十二を次のように改める。

様式第1号の12 (第1条の2関係)

小児慢性特定疾病医療受給者証 (兼登録者証)				
公費負担者番号				
受給者番号				
受診者 ／ 要支援者	居住地			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
保護者	居住地			
	氏名		受診者 (要支援者) との続柄	
有効期間				
小児慢性特定疾病の名称				
指定小児慢性特定疾病医療機関				
小児慢性特定疾病登録者証				
自己負担上限月額	月額	円	階層区分	
食事療養費				
經由				
上記のとおり認定します。 年 月 日				
埼玉県知事			印	
教 示				

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第八号の二中「7 開始予定年月日」を「7 開始予定年月日」に改める。
8 有効期限

様式第八号の三及び様式第八号の四を削り、様式第八号の五を様式第八号の三とする。

様式第二十一号中「7 開始予定年月日」を「7 開始予定年月日」に改める。
8 有効期限

様式第二十二号及び様式第二十三号を次のように改める。

様式第二十二号及び様式第二十三号 並列

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、様式第一号の二及び様式第一号の十二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則(次項において「旧規則」という。)に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則様式第一号の十二による小児慢性特定疾病医療受給者証兼登録者証は、改正後の児童福祉法施行細則様式第一号の十二による小児慢性特定疾病医療受給者証兼登録者証とみなす。

規 則

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十七号

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

柔道整復師法施行細則（平成五年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第四号までの規定中「 ㊦ 」を「 ㊧ 」に改め、「 ㊨ 」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十八号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十三年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 法第八条第二項のオンライン診療受診施設の設置の届出 様式第五号の二

第一条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 法第八条の二第二項のオンライン診療受診施設の休止又は再開の届出

様式第七号の二

七の三 法第九条第一項のオンライン診療受診施設の廃止の届出 様式第七号の

三

第一条第一項第九号を次のように改める。

九 法第九条第二項のオンライン診療受診施設の設置者の死亡又は失踪の届出

様式第九号

第一条第一項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 令第四条第四項のオンライン診療受診施設の設置届出事項変更の届出

様式第十五号の二

第一条第二項第十五号中「第二十八条第一項」を「第二十七条の三第一項の診療用放射性同位元素使用器具又は規則第二十八条第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「設置届」を「の設置届」に改め、同項第十六号中「第二十八条第二項」を「第二十七条の三第二項の診療用放射性同位元素使用器具又は規則第二十八条第二項」に、「又は」を「若しくは」に、「使用予定届」を「の使用予定届」に改め、同項第十九号中「第二十九条第三項の」の下に「診療用放射性同位元素使用器具、」を加える。

様式第五号中「第8条」を「第8条第1項」に、

敷地の平
建物の構

面図
造概要及び平面図

（別紙）

を

敷地の
建物の
オンライン診療の有無

平面図
造概要及び平面図

（別紙）

有・無

様式を加える。

に改め、同様式の次に次の一

様式第5号の2（第1条関係）

オンライン診療受診施設設置届出書

年 月 日

(宛先)

保健所長

設置者 住所 〒

電話番号

氏名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により届け出ます。

施設 の 名 称	
設 置 の 場 所	〒 電話番号
敷 地 の 面 積 及 び 平 面 図	(別紙の添付でも可)
建 物 の 構 造 概 要 及 び 平 面 図	(別紙の添付でも可)
(法人の場合) 定款、寄附行為又は条例	
(法人の場合) 管理・運営責任者の氏名・連絡先	電話番号
設 置 年 月 日	

(備考)

車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとする。

- ・「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区に提出すること。
- ・「敷地の面積及び平面図」の欄については、記載が不要であること。
- ・「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種、車名及び自動車登録番号又は車両番号を記載すること。

様式第七号の次に次の二様式を加える。

様式第7号の2（第1条関係）

オンライン診療受診施設休止・再開届出書

年 月 日

(宛先)

保健所長

設置者 住所 〒

電話番号

氏名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

次のとおりオンライン診療受診施設を 休止 ・ 再開 したので、医療法第8条の2第2項の規定により届け出ます。

施設 の 名 称	
設 置 の 場 所	〒 電話番号
休 止 ・ 再 開 年 月 日	
休 止 の 場 合	再 開 予 定 年 月 日
	理 由

様式第7号の3（第1条関係）

オンライン診療受診施設廃止届出書

年 月 日

(宛先)
保健所長

設置者 住所 〒

電話番号

氏名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

次のとおりオンライン診療受診施設を廃止したので、医療法第9条第1項の規定により届け出ます。

施設 の 名 称	
設 置 の 場 所	〒 電話番号
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	

様式第九号を次のように改める。

様式第9号（第1条関係）

オンライン診療受診施設設置者死亡・失踪届出書

年 月 日

(宛先)
保健所長

届出義務者 住所 〒

電話番号

設置者との続柄

氏名

次のとおりオンライン診療受診施設の設置者が 死亡した ・失踪の宣告を受けたので、医療法第9条第2項の規定により届け出ます。

設 置 者	住 所	
	氏 名	
オンライン診療受診施設の名称		
設 置 の 場 所		
死亡・失踪の宣告 年月日		

様式第十四号を次のように改める。

様式第14号（第1条関係）

年 月 日	
(宛先) 保健所長	
開設者 住 所 氏 名 電話番号	
診療所開設届出事項変更届	
次のとおり、医療法施行令第4条第3項の規定により届け出ます。	
名 称	
所 在 地	電話番号 ファクシミリ番号
開 設 年 月 日	年 月 日
変更事項 (該当事項を○で囲むこと。)	1 開設者の住所及び氏名
	2 名 称
	3 開設場所
	4 診療科目
	5 開設者が、現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは、その旨
	6 開設者が同時に2以上の病院又は診療所を開設したものであるときは、その旨
	7 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等従業者の定員

変更事項 (該当事項を○で囲むこと。) ()	8 敷地の面積及び平面図
	9 建物の構造概要及び平面図
	10 歯科技工室の構造設備の概要
	11 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数
	12 管理者の住所及び氏名
	13 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間
	14 薬剤師の氏名
	15 オンライン診療の有無
変更 年月日	年 月 日
変更 理由	

変 更 前	
変 更 後	

備考1 変更事項が8～11に該当する場合は、平面図を添付すること。

- 2 変更事項が12又は13に該当する管理者、医師及び歯科医師については、免許証の写し及び履歴書を添付すること。

様式第十五号の次に次の一様式を加える。

様式第15号の2（第1条関係）

年 月 日	
(宛先) 保健所長	
設置者 住 所 氏 名 電話番号	
オンライン診療受診施設設置届出事項変更届	
次のとおり、医療法施行令第4条第4項の規定により届け出ます。	
施 設 の 名 称	
設 置 の 場 所	〒 電話番号
設 置 年 月 日	年 月 日
変更事項（該当事項を○で囲むこと。）	1 設置者の住所及び氏名
	2 施設の名称
	3 設置の場所
	4 敷地の面積及び平面図
	5 建物の構造概要及び平面図
	6 (法人の場合) 定款、寄附行為又は条例
	7 (法人の場合) 管理・運営責任者の氏名・連絡先

変年月日 更	年 月 日
変 更 理 由	
変 更 前	

変 更 後	
-------------	--

- 備考 1 変更事項が 4 又は 5 に該当する場合は、平面図を添付すること。
- 2 変更事項が 6 に該当する場合は、定款、寄附行為又は条例を添付すること。

様式第十六号及び様式第十七号中

管 理 者	住 所	
	氏 名	

管 理 者	住 所	
	氏 名	
オンライン診療の有無		有

を

・ 無

に添ふ。

様式第十六号中

変 更 事 項 (該当事項を○ で囲むこと。)	1 管理者の住所及び氏名
	2 分べんを取り扱う助産所の嘱託医師の住所及び氏 療機関の住所及び名称 (嘱託した旨の書類を含む。)
	3 出張のみによってその業務に従事する助産師 (助 限る。) にあつては、妊婦等の異常に対応する産科 及び小児科を標ぼうする病院又は診療所の住所及び

名又は嘱託医)
産を行う者に 又は産婦人科 名称

変 更 事 項 (該当事項を○ で囲むこと。)	1 管理者の住所及び氏名
	2 分べんを取り扱う助産所の嘱託医師の住所及 療機関の住所及び名称 (嘱託した旨の書類を含
	3 出張のみによってその業務に従事する助産師 限る。) にあつては、妊婦等の異常に対応する 及び小児科を標ぼうする病院又は診療所の住所
	4 オンライン診療の有無

に添ふ。

び氏名又は嘱託医 わ。)
(助産を行う者に 産科又は産婦人科 及び名称

様式第三十三号及び様式第三十四号を次のように改める。

様式第33号（第1条関係）

年 月 日				
(宛先)				
保健所長				
管理者 住 所 氏 名 電話番号				
診療用放射性同位元素使用器具・ 診療用放射性同位元素・ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置届				
次のとおり、診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を設置するので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。				
病 院 診 療 所	名 称			
	所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号	
診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する こと	種 類			
	形 状			
	数 量 (ベクレル)			
	最大貯蔵予定数量 (ベクレル)			
	1日最大使用 予定数量 (ベクレル)			
	3月間の最大使用 予定数量 (ベクレル)			
	用 途			
設 置 室 名				
診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師等の氏名及び経歴	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴	
			免許登録番号	登録年月日
予 定 使 用 開 始 時 期		年 月 日		

診療用放射性同位元素使用器具使用室、診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用の場所		使用室・放射線治療病室 その他（ ）					
	管理室		有 ・ 無					
	使用室等 の 区 画	専用便所		有 ・ 無				
		処置室		有 ・ 無				
		使用器具準備室、準備室、陽電子準備室		有 ・ 無				
		使用器具を用いる診察室、診療室、陽電子診療室		有 ・ 無				
		陽電子待機室		有 ・ 無				
		患者休養室		有 ・ 無				
		陽電子放射断層撮影装置を操作する場所		有 ・ 無				
		放射線治療病室		有 ・ 無				
		建築物の構造		耐火構造・不燃材料・その他（ ）				
	措置事項		遮蔽物を設ける場所	天井	壁	床	出入口	開口部
	遮蔽物	構造						
		材料						
		厚さ						
	汚染場所 の お の そ の 構 造 の 措 置	突起物、くぼみ		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		目地、隙間		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		平滑施工をした表面仕上		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		耐腐食性、耐浸透性		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	フード、グローブボックス等			有（ ）・無				
排気設備への連結			有 ・ 無					
準備室に設ける洗浄設備			有 ・ 無					
排水設備への連結			有 ・ 無					
汚染検査に必要な測定器			有 ・ 無					
汚染除去用器材			有 ・ 無					
汚染除去洗浄設備			有 ・ 無					
更衣設備			有 ・ 無					
出入口の数			通常出入口 非常口		箇所 箇所			
標識			有 ・ 無					

放射線治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	放射線治療病室の防護物の概要	遮蔽物を設ける場所		天井	壁	床	出入口	開口部		
		措置事項								
		遮蔽物	構造							
			材料							
	厚さ									
	汚る場所のおの構造措置	突起物、くぼみ		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
		目地、隙間		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
		平滑施工をした表面仕上		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
		耐腐食性、耐浸透性		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	出入口の数					通常出入口	非常口	箇所	箇所	
	排水設備への連結					有・無				
	汚染検査に必要な測定器					有・無				
	汚染除去用器材					有・無				
	汚染除去洗浄設備					有・無				
更衣設備					有・無					
放射線治療病室の標識					有・無					
貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵方法					貯蔵室・貯蔵箱				
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所					別添図面のとおり				
	貯蔵施設の構造					鉄筋コンクリート・金庫 その他（ ）				
	貯蔵施設の遮蔽材料									
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数		通常出入口		非常口		箇所		
		特定防火設備に該当する防火戸		有		無				
		閉鎖設備		鍵・その他（ ）						
	貯蔵箱の閉鎖設備					鍵・その他（ ）				
	貯蔵容器の構造等	遮蔽材料								
		空気汚染防止措置					有・無			
液体のこぼれ防止措置					有・無					
浸透防止措置					有・無					

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵容器等の構造等	貯蔵物の種類及び数量の表示	有	・	無		
		標識	有	・	無		
	受皿、吸収材	有	・	無			
	貯蔵室の標識	有	・	無			
運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	遮蔽材料						
	空気汚染防止措置		有	・	無		
	液体のこぼれ防止措置		有	・	無		
	浸透防止措置		有	・	無		
	運搬物の種類及び数量の表示		有	・	無		
	標識		有	・	無		
廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	排水設備	構造、容量、槽数	地上式・その他() 貯留槽 $m^3 \times$ 槽 希釈槽 $m^3 \times$ 槽				
			排水監視設備等	有	・	無	
		浸水、浸透及び腐食防止措置		有	・	無	
		排液採取設備等		有	・	無	
		蓋又は柵等の立入制限措置		有	・	無	
		標識		有	・	無	
	排気設備	排風機の能力及び基数		$m^3/時 \times$ 基			
		排気監視設備等		有	・	無	
		気体漏れ及び腐食防止措置		有	・	無	
		自動ダンパー装置等		有	・	無	
		標識		有	・	無	
	焼却設備	焼却炉	気体漏れ防止等		有	・	無
			排気設備への連結		有	・	無
			廃棄作業室への連結		有	・	無
		廃棄作業室の措置	突起物、くぼみ		有	・	無
			目地、隙間		有	・	無
			平滑施工をした表面仕上		有	・	無
			耐腐食性、耐浸透性		有	・	無
			フード、グローブボックス等		有()・無		
			排気設備への連結		有	・	無
			標識		有	・	無
	汚染検査室	最も適した場所に設置		有	・	無	
		突起物、くぼみ		有	・	無	
目地、隙間		有	・	無			
平滑施工をした表面仕上		有	・	無			
耐腐食性、耐浸透性		有	・	無			

廃棄施設 の放射線 障害の防 止に関する構造設 備の概要	焼 却 設 備	汚 染 検 査 室	洗 浄 設 備 、 更 衣 設 備	有	・	無
			汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器	有	・	無
			汚 染 除 去 用 器 材	有	・	無
			排 水 設 備 へ の 連 結	有	・	無
			標 識	有	・	無
	保 管 廃 棄 設 備	保 管 廃 棄 容 器	外 部 と 区 画 さ れ た 構 造	有	・	無
			閉 鎖 設 備	有	・	無
		耐 火 構 造 の 措 置	耐 火 構 造 の 措 置	有	・	無
			空 気 汚 染 防 止 措 置	有	・	無
			液 体 の こ ぼ れ 防 止 措 置	有	・	無
			浸 透 防 止 措 置	有	・	無
			標 識	有	・	無
	標 識	有	・	無		
使用室、 貯 蔵 施 設、廃棄 施設及び 放射線治 療病室の 放射線障 害の防止 に関する 予防措置 の概要	放射線障害に必要な注意事項の掲示		患者用 職員用	有 有	・ ・	無 無
	面壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/ 週以下となる措置		有	・	無	
	管 理 区 域	管 理 区 域 を 設 け る 場 所		別添図面のとおり		
		境界における実効線量が1.3ミリシーベ ルト/3月以下となる措置		有	・	無
		空気中の放射性同位元素の濃度が医療法 施行規則別表第3又は別表第4に定める 濃度限度の1/10以下となる措置		有	・	無
		放射性同位元素によって汚染される物の 表面密度が医療法施行規則別表第5に定 める表面密度の1/10以下となる措置		有	・	無
		立 入 制 限 措 置		扉・他 ()		
		標 識		有	・	無
	敷 地 の 境 界 等	敷地内居住区域及び境界における実効線 量が250マイクロシーベルト/3月以下 となる措置		有	・	無
		入院患者（診療により被ばくする放射線 を除く。）の実効線量が1.3ミリシーベ ルト/3月以下となる措置		有	・	無
そ の 他		取扱者被ばく防止用取扱器具		遮蔽用器具・ その他 ()		
	取扱者被ばく測定用器具					

- (注) 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射性同位元素使用器具使用施設、診療用放射線同位元素使用施設又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用施設（使用室、貯蔵施設及び廃棄施設）及び放射線治療病室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線治療病室図は、各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料、厚さ及び表面の仕上材料を記入した50分の1の縮図とすること。
- 3 遮蔽計算書を添付すること。
- 4 排水及び排気の系統を示す廃棄施設図を添付すること。
- 5 注意事項、管理区域の標識等の位置を記入すること。
- 6 使用室等画壁外側の放射線量測定報告書を添付すること。

様式第34号（第1条関係）

年 月 日

(宛先)

保健所長

管理者 住 所

氏 名

電話番号

診療用放射性同位元素使用器具・
 診療用放射性同位元素・
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用予定届

次のとおり、医療法第15条第3項の規定により診療用放射性同位元素使用器具・
 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の翌年における使用
 予定を届け出ます。

病 院 診療所	名 称					
	所 在 地	電話番号		ファクシミリ番号		
翌年に使用する診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項	種 類					
	形 状					
	年間使用数量 (ベクレル)					

様式第三十七号を次のように改める。

様式第 37 号 (第 1 条関係)

年 月 日	
<p>(宛先)</p> <p style="text-align: center;">保健所長</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">管理者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">診 療 用 放 射 性 同 位 元 素 使 用 器 具 ・ 診 療 用 放 射 性 同 位 元 素 ・ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃止後の措置届</p> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり、医療法第 15 条第 3 項の規定により届け出ます。</p>	
病 院	名 称
診 療 所	所 在 地
電話番号	
ファクシミリ番号	
診療用放射性同位元素使用器具、 診療用放射性同位元素又は陽電子 断層撮影診療用放射性同位元素の 廃止年月日	年 月 日
診療用放射性同位元素使用器具、 診療用放射性同位元素又は陽電子 断層撮影診療用放射性同位元素に よる汚染除去の概要	
診療用放射性同位元素使用器具、 診療用放射性同位元素又は陽電子 断層撮影診療用放射性同位元素に よって汚染された物の譲渡又は廃 棄の概要	

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の医療法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十九号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第十条第二号中「第八条第一号」の下に「又は第二号」を加え、「第八条第二号又は第五号」を「第八条第三号又は第六号」に改め、同条第三号中「第八条第二号、第三号又は第五号」を「第八条第三号、第四号又は第六号」に改め、「第八条第一号」の下に「又は第二号」を加え、同条第四号中「第八条第四号」を「第八条第五号」に改め、同条第五号中「第九条第一項又は第二項」を「第九条」に改め、「第八条第一号」の下に「又は第二号」を加え、「第八条第二号、第三号又は第五号」を「第八条第三号、第四号又は第六号」に改め、同条に次の一号を加える。

六 条例第九条各号のいずれにも該当しないことが明らかになったとき。

第十一条第一項中「を奨学金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間」を「と同条第二号に規定する勤務の期間とを合計した期間（知事が、奨学金の貸与を受けた者が条例第九条各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認めるときは、同条各号に規定する奨学金の返還等の債務を免除するために必要な勤務を行ったと認められない期間を除く。）を特定期間」に改める。

第十二条第一項中「第九条第一項若しくは第二項」を「第九条」に改める。

第十六条中「臨床研修を修了した後」を削り、「第八条第一号」の下に「又は第二号」を、「（臨床研修」の下に「又は専門研修」を加える。

第十七条の見出しを「（専門研修受講開始届等）」に改め、同条中「後期研修の」を「専門研修の」に、「後期研修受講開始（修了）届」を「専門研修受講開始（修了）届」に改める。

第十八条第三号中「後期研修」を「専門研修」に改め、同条第五号中「第八条第四号又は第五号」を「第八条第五号又は第六号」に改める。

様式第二号中「得た後は」の次に、「条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づき」を加え、「第8条第2号、第3号又は第5号」を「第8条第2号から第4号まで又は第6号」に、「条例及び埼玉

県医師育成奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づく埼玉県内の特定地域の公的医療機関又は特定診療科等において条例に規定する期間、「や」特定地域の公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科に」に於るる。

様式第4号中「第8条第2号、第3号又は第5号」や「第8条第2号から第4号まで又は第6号」に「県内の特定地域の公的医療機関又は特定診療科等」や「特定地域の公的医療機関等又は特定診療科等若しくは準特定診療科」に於るる。

様式第7号中「臨床研修修了後、」や並ぶ。

様式第8号中「後期研修受講講開始（修了）届」や「専門研修受講講開始（修了）届」に「後期研修の」や「専門研修の」に「の病院」や「の病院（診療所）」に「病院名」や「病院（診療所）名」に「病院長」や「病院（診療所）長」に於るる。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年埼玉県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（第二面）中「ただし、被用者保険に加入し、かつ被保険者の市町村民税が非課税の方及び国民健康保険組合に加入している方は省略できません。」を削る。

様式第十三号を次のように改める。

指定難病医療受給者証

公費負担者番号			
受給者番号			
患者	氏名		
	居住地		
	生年月日		
保護者	氏名		患者との 続柄
	居住地		
有効期間			
指定難病の名称			
自己負担上限月額			
指定医療機関			
上記のとおり認定します。			
年 月 日			
埼玉県知事			印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則様式第十三号による指定難病医療受給者証は、改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則様式第十三号による指定難病医療受給者証とみなす。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第十五号（裏）記載上の留意事項2中「（特別措置）」を「（特定医師）」に、「特別措置入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」に改め、同様式（裏）記載上の留意事項11を削り、同様式（裏）記載上の留意事項12を同様式（裏）記載上の留意事項11とする。

様式第十六号（裏）記載上の留意事項2中「（特別措置）」を「（特定医師）」に、「特別措置入院」を「第33条の6第2項入院」に改める。

様式第二十一号（裏）記載上の留意事項2中「（特別措置）」を「（特定医師）」に、「特別措置入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十二号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号 (第4条関係)

【許可・届出共通】		年 月 日	
(宛先)			
埼玉県知事		整理番号：	
埼玉県 保健所長		※申請者、届出者による記載は不要です。	
営業許可申請書・営業届 (新規、継続)			
食品衛生法 (第55条第1項・第57条第1項) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。			
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。			
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)			
申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
自動販売機、全自動調理機の型番	業態		
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号：	
	担当者氏名		

【許可のみ】																
申請者・届出者情報	法第55条第2項関係 該当には <input checked="" type="checkbox"/>															
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。 <input type="checkbox"/>															
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していないこと。 <input type="checkbox"/>															
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。 <input type="checkbox"/>															
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><input type="checkbox"/>①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶詰取められたもの)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>②加糖粉乳 <input type="checkbox"/>⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/>⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>③調製粉乳 <input type="checkbox"/>⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/>⑨マーガリン <input type="checkbox"/>⑩添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>④食肉製品 <input type="checkbox"/>⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/>⑩ショートニング</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶詰取められたもの)	<input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの)	<input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの)	<input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング											
	<input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶詰取められたもの)															
	<input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの)															
	<input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの)															
<input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(ふりがな)</td> <td style="width: 50%;">資格の種類</td> </tr> <tr> <td>食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要</td> <td>講習会名称 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>受講した講習会</td> <td></td> </tr> </table>	(ふりがな)	資格の種類	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	講習会名称 年 月 日	受講した講習会											
(ふりがな)	資格の種類															
食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	講習会名称 年 月 日															
受講した講習会																
使用水の種類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> ① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) </td> <td style="width: 50%;">自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合</td> </tr> <tr> <td>② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水</td> <td></td> </tr> </table>	① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水													
① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合															
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">飲食店のうち簡易飲食店営業の施設</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>ふぐの処理を行う施設</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td>生食用食肉の加工又は調理を行う施設</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td></td> <td>認定番号等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>	(ふりがな)		認定番号等		ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合			
飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>													
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>													
(ふりがな)		認定番号等														
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合																
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>															
営業許可業種	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">許可の番号及び許可年月日</th> <th style="width: 65%;">営業の種類</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	1	年 月 日		2	年 月 日		3	年 月 日		4	年 月 日	
	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考													
	1	年 月 日														
	2	年 月 日														
	3	年 月 日														
4	年 月 日															
備考																

様式第七号及び様式第八号を次のように改める。

様式第7号 (第4条関係)

【許可・届出共通】		年 月 日	
※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。 ※太枠内については変更がある項目のみ記載してください。		整理番号： ※申請者、届出者による記載は不要です。	
(宛先)			
埼玉県知事 埼玉県保健所長			
営業許可申請書・営業届 (変更)			
食品衛生法施行規則 (第71条) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。			
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 <input type="checkbox"/>)			
申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機、全自動調理機の型番	業態	
	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号：	
	担当者氏名		

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員の中に(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶詰収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日	
	使用水の種類	自動車登録番号	※自動車によって調理をする営業の場合	
① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

様式第8号 (第4条関係)

【許可・届出共通】		年 月 日	
※太枠内の該当する項目は、必ず記載してください。		整理番号： ※申請者、届出者による記載は不要です。	
(宛先)			
埼玉県知事 埼玉県 保健所長			
営業許可申請書・営業届 (廃業)			
食品衛生法施行規則 (第71条の2) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。 ※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 <input type="checkbox"/>)			
申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・米・管米・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載		
自動販売機、全自動調理機の型番	業態		
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種応じ情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日		年 月 日	
担当者	(ふりがな)		電話番号：
	担当者氏名		

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当は	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号	※自動車において調理をする営業の場合	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)			
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等			
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十三号

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則の一部を改正する規則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則（平成二十二年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）中「（田端又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項目は、記入しないでください。

様式第一号（二）中「（田端又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項目は、記入しないでください。

様式第三号中「（田端又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項目は、記入しないでください。

様式第四号中「（田端又は記名押印）」を削り、同様式に注として次のように加える。

※印の項目は、記入しないでください。

様式第五号中「田」を削る。

様式第六号中「田」を削り、「田端」を「田端」に改める。

様式第七号中「田」を削る。

様式第八号中「（田端又は記名押印）」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十四号

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県農業大学校管理規則（平成十五年埼玉県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「保証人一人」を「連帯保証人及び身元引受人」に、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で入学希望者を現に保護又は扶助するものという。以下同じ。）及び保証人と連署した様式第四号の」を「連帯保証人と共に記名した様式第四号（一）の授業料に係る誓約書及び身元引受人と共に記名した様式第四号（二）の大学校生活に係る」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、入学の許可を受けようとする者が未成年者であるときは、その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に保護又は扶助するものをいう。）がそれぞれの誓約書に共に記名しなければならない。

第九条第二項中「保証人」を「連帯保証人及び身元引受人は、成年者でなければならず、また、連帯保証人」に、「成年者」を「者」に改め、同条第三項中「第一項本文」を「第一項前段」に改め、同条第四項を削る。

第十二条及び第十三条中「保護者及び保証人と連署」を「身元引受人と共に記名」に改める。

第十四条第一項中「次条第一項」の下に「、第十八条」を加える。

第二十六条を第二十七条とし、第十八条から第二十五条までを一条ずつ繰り下げ、第十七条の次に次の一条を加える。

（専門士の称号）

第十八条 野菜学科等を修了した学生は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十一条の二の規定に基づき、専門士と称することができる。

様式第四号を次のように改め、同様式を様式第四号（一）とする。

授業料に係る誓約書

年 月 日

(宛先)

埼玉県農業大学校長

私は、埼玉県農業大学に在学中は、遅滞なく、埼玉県農業大学条例第7条に規定する授業料を納付することを誓約します。

本人 住所
氏名

保護者 住所
氏名
本人との関係

本人の埼玉県農業大学在学中、本人が負う授業料の支払の債務(年額 円)について、連帯して保証します。

連帯保証人 住所
氏名
本人との関係

備考 本人が未成年者であるときは、保護者が共に記名してください。

様式第五号の前に次の一様式を加える。

大学校生活に係る誓約書

年 月 日

(宛先)

埼玉県農業大学校長

私は、入学の上は、埼玉県農業大学校管理規則等の関係規則及び指示事項を厳守し、誠実に勉学に励むことを誓約します。

本人 住所
氏名

保護者 住所
氏名
本人との関係

本人が在校中は、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 関係規則及び指示事項を厳守させます。
- 2 本人への連絡が取れない場合その他緊急を要する場合に、大学校からの連絡に応じます。
- 3 本人が埼玉県農業大学校管理規則に定める願い出をする際に、所定の書類に共に記名します。

身元引受人 住所
氏名
本人との関係

備考 本人が未成年者であるときは、保護者が共に記名してください。

様式第五号から様式第七号までを次のように改める。

様式第5号（第12条関係）

休 学 願

年 月 日

（宛先）

埼玉県農業大学校長

本 人 氏 名

身元引受人 住 所
氏 名
本人との関係

私は、次の理由により休学したいので、休学願を提出します。

1 理 由

2 休学の期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第6号（第12条関係）

復			学			届			年			月			日		
(宛先)																	
埼玉県農業大学校長																	
本人氏名																	
身元引受人 住所																	
氏名																	
本人との関係																	
私は、次の理由により復学したいので、届けます。																	
1 理由																	
2 復学の期日																	
年 月 日から																	
3 休学の期間																	
年 月 日から 年 月 日まで																	

様式第7号（第13条関係）

退 学 願

年 月 日

(宛先)
埼玉県農業大学校長

本 人 氏 名

身元引受人 住 所
氏 名
本人との関係

私は、次の理由により退学したいので、退学願を提出します。

1 理 由

2 退学の期日 年 月 日

様式第八号(一)及び様式第八号(二)中「(第18条~~第18条~~)」を「(第19条~~第19条~~)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第一項の改正規定、第二十六条を第二十七条とし、第十八条から第二十五条までを一条ずつ繰り下げ、第十七条の次に一条を加える改正規定並びに様式第八号(一)及び様式第八号(二)の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第九条、第十二条、第十三条及び様式第四号(一)から様式第七号までの規定は、令和九年四月一日以後に埼玉県農業大学校に入学する者について適用し、同年三月三十一日において埼玉県農業大学校に在学する学生については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の埼玉県農業大学校管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十五号

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する
規則

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則（昭和四十二年埼玉県
規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

「冊

第三号様式中「あて先」を「宛先」に、
「住所又は所在地」を
氏名又は名称及び代表者の氏名」

請者 住所
氏名

に改め、「園」を削る。

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十六号

埼玉県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例施行規則の一部を改正する
規則

埼玉県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例施行規則（平成十二年埼玉県規
則第九十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「みこ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十七号

埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則（平成十四年埼玉県規則第四十八号）

の一部を次のように改正する。

様式第一号中「印」を削り、
「個人にあっては、住所及び
氏名（田畧又は記名押印）」
を「個人にあっては、住所及び氏名」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則様式第二号による身分証明書は、改正後の埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則様式第二号による身分証明書とみなす。

規 則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十八号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十六年埼玉県規則
第九十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第一条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に、「第四十九条第一項第三号」を「第七十六条の二十五第一項第三号」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（）」に、「第二百二条第二項第一号」を「第六十三条の五十六第二項第一号」に改める。

第二条中「第五十二条第一項」を「第七十六条の三十第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十九号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一七の項中「五五・六七」を「四九・八〇」に、「一〇七」を「三五」に

改め、同表九八の項中「三〇」を「二二」に改め、同表一二〇の項中

「六

」を「四」に改め、同表一二一の項中「一一」を「一〇」に改め、同

表二三六の項中

「四

」を

「一

」に改め、同表二五四の項中「一

六〇」を「一二〇」に改め、同表二六九の項中「七」を「四」に改め、同表二七

二の項中

「九

」を

「八

」に改め、同表二九五の項中「六四・七

九」を「六三・一八」に、「一九」を「一五」に改める。

第二条 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中二三一の項を削り、二三二の項を二三一の項とし、二三三の項から三三三の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

規則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 埼玉県特別県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表三の項中「二四」を「二五」に改める。

(埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成六年埼玉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中

「

八

」

を

「

七

」

に改める。

様式第九号、様式第十号及び様式第十四号中「

八

」を「

七

」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県警察公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十一号

埼玉県警察公舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県警察公舎管理規則（昭和五十年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「もつて」を「もつて」に改める。

第六条中「あつては」を「あつては」に改める。

第七条第一項中「あつた」を「あつた」に改める。

第十条中「もつて」を「もつて」に改める。

第十一条第一項ただし書中「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号中「及び使用人」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同項に次の二号を加える。

五 公舎を使用することができ権利を他人に譲渡し、又は公舎を転貸すること。

六 犬猫等のペット（小鳥、熱帯魚、金魚等籠又は水槽で飼育するものを除く。）を飼育すること。

第十二条中「管理人（管理人が置かれていない公舎にあつては、警務部厚生課長。第十六条において同じ。）を經由して」を削る。

第十四条第一号中「使用料」の次に「及び第十八条に規定する費用」を加え、同条第三号中「よつて」を「よつて」に改める。

第十五条第一項中「なつた」を「なつた」に改め、同条第三項中「あつた」を「あつた」に改める。

第十六条中「明け渡すときは」の次に「、速やかに管理人に連絡するとともに」を加え、「管理人を經由して」を削る。

第二十条を削り、第二十一条を第二十条とする。

様式第一号から様式第五号までを次のように改める。

公 舎 入 居 承 認 願

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

所 属
分 掌
氏 名
職員番号
警 電
電話番号

次のとおり公舎に入居したいので、承認願います。

- 1 職務の内容
- 2 現 住 所
- 3 入居予定年月日
- 4 同居予定者

氏 名	性 別	続 柄	生年月日	職 業	備 考
本 人					

5 入居を希望する理由及び所属長の意見

入居を希望する理由	<p>(結婚 年 月 日)</p>
所属長の意見	<p>所属 所属長氏名</p>

公 舎 入 居 承 認 書

第 号

所属
氏名

さきに願い出のあった公舎の入居について、次のとおり承認する。

年 月 日

埼玉県警察本部長

承認権者職氏名

記

- 1 入居公舎名
- 2 部屋番号
- 3 指定入居日
- 4 使用料
- 5 同居者

号室

氏 名	性 別	続 柄	備 考

様式第3号（第9条関係）

入 居 届

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

所 属
分 掌
氏 名
職員番号
警 電
電話番号

次のとおり、入居したので届け出ます。

なお、入居に当たり6の各事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 入居年月日 年 月 日
- 2 公舎名
- 3 部屋番号 号室
- 4 受け取った居室の鍵の本数 本
- 5 入居形態 当てはまるものに☑すること。

- 独身で個室に入居
- 独身で相部屋に入居
- 家族とともに入居
- 単身で入居 [家族の居住先：] 例:さいたま市浦和区
- 単身赴任手当を受給する。
- 単身赴任手当を受給しない。

6 誓約事項

- (1) 公舎管理に係る事務には、積極的に協力します。
- (2) 公舎明渡し時には、別に定められる規程に則り、清掃及び原状回復を実施します。
- (3) 明渡し手続きが完了するまで、善良な管理義務を果たし丁寧に公舎を使用します。

様式第4号（第15条関係）

公 舎 明 渡 し 猶 予 承 認 申 請 書

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

所 属
分 掌
氏 名
職員番号
警 電
電話番号

次のとおり承認願います。

記

- 1 入居公舎名
- 2 部屋番号 号室
- 3 明渡し期限 年 月 日
- 4 理 由

様式第5号（第16条関係）

公 舎 明 渡 し 届

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

所 属
分 掌
氏 名
職員番号
警 電
電話番号

次のとおり公舎の明渡しについて届け出ます。

記

- 1 明渡し年月日 年 月 日
- 2 公 舎 名
- 3 部屋番号 号室
- 4 明渡しの理由
- 5 転 居 先

様式第六号を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県議会議長 荒 木 裕 介

埼玉県議会規則第一号

埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則

埼玉県議会会議規則（昭和五十八年埼玉県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

第十三条第一項中「連署」を「その氏名を連記」に改める。

第五十四条中「連署」を「その氏名を連記」に、「署名」を「記名」に改める。

第六十九条の次に次の一条を加える。

第七十条 削除

第七十五条第一項中「連署」を「その氏名を連記」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則一―七八

埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則

埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一―四

三）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「同条第二号」を「同条第三号」に改める。

第六条第一号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 電磁的記録を電子情報処理組織（埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織のうち事務局長が指定するものをいう。以下この号において同じ。）を使用して公文書の開示を受けるものの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法（電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限る。）

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規則

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則一―七九

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（埼玉県人事委員会規則一―四八）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

第一条第一項中「に關し」を「を、埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号。以下「条例」という。）第三条から第六条までの規定に基づき」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に、「おいて」を「ついて」に、「規則に」を「条例等に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 委員会の所管する手続等（条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

第二条第一項を次のように改める。

この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第六条第一項中「委員会は、」の下に「条例第六条第一項の規定により」を加え、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体」に改め、同条を第十一条とする。

第五条中「委員会は、」の下に「条例第五条第一項の規定により」を加え、同条を第十条とする。

第四条第一項中「委員会は、」の下に「条例第四条第一項の規定により」を加え、「（条例第四条第一項の電子情報処理組織をいう。）」を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第四条第一項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- 一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会の定めるところによる届出

- 三 前二号に掲げるもののほか、委員会が定める方式
- 第四条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第九条 条例第四条第五項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合

- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある
と委員会が認める場合

第三条第一項を次のように改める。

条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、委員会の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 一 申請等につき規定した条例等の規定に置いて書面等に記載すべきこととされている事項

- 二 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

第三条第二項中「前項の」を「委員会が電子署名を要することとしている」に改

め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、同条を第四条とし、同条の次に次の三条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第五条 条例第三条第五項に規定する情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第六条 条例第三条第六項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第七条 条例第四条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 条例第三条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

本則に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

第十二条 条例第九条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第五条に規定するもののほか、委員会が定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則六一〇三

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和四十六年埼玉県人事委員会規則六一一）の一部を次のように改正する。

第十八条中「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一二二一。以下「初任給規則」という。）第四条に規定する級別資格基準表（市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条並びに地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十一号）第十五条に規定する職員にあつては、これに相当する規定）に定める必要在級年数又は必要経験年数及び」を削る。

第二十一条の十二中「初任給規則第四条に規定する級別資格基準表（市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条並びに地方公営企業法第十五条に規定する職員にあつては、これに相当する規定）に定める必要在級年数又は必要経験年数及び」を削る。

別表第三職員採用上級試験（早期区分）の項を次のように改める。

職員採用上級試験（早期区分）	次に掲げる者
	一 試験年度の四月一日における年齢が二十歳以上三十歳未満の者
	二 試験年度の四月一日における年齢が二十歳未満の者で次に掲げるもの
	イ 大学を卒業した者及び試験年度の翌年度三月までに大学を卒業する見込みの者
	ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

別表第三警察官（巡査）採用試験Ⅰ類の項中「初任給規則」を「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一二二一。以下「初任給規則」という。）」に改める。

別表第五を次のように改める。

1 医師の職

3	3	3	2	3	1	3	0	2	9	2	8	2	7	2	6	2	5	2	4	2	3	2	2	2	1	2	0	1	9	1	8	1	7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	2	1	1	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2
児童指導員の職	航空整備の職	自動車整備士の職	児童福祉司の職	病院薬剤師の職	建築の職（警察本部に置かれるものに限る。）	交通技術の職	音楽隊員の職	犯罪鑑識の職	体育指導員の職	義肢装具士の職	精神保健福祉指導の職	歩行訓練士の職	言語聴覚士の職	環境研究の職	福祉工学の職	通訳の職	水産の職	臨床心理の職	学芸員の職	保育士の職	寮母の職	児童生活支援員の職	児童自立支援専門員の職	職業訓練指導員の職	作業療法士の職	理学療法士の職	看護師の職	歯科衛生士の職	臨床検査技師の職	診療放射線技師の職	歯科医師の職																								

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則七―一二五

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表第一に掲げるとおり」を「別表第一に掲げる職（管理又は監督の業務を行わない職として人事委員会が定めるものを除く。）及びその職に応じた同表の区分欄に定める区分」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

組 織	職	区 分
議会議務局	事務局長	一 種
	副事務局長	二 種
	参事	
	課長	三 種
	図書室長	
	副課長	四 種
知事部局	本庁部長 知事室長 統括参事（人事委員会が定めるものに限る。） 行政・デジタル改革局長 県民共生局長 埼玉版FEMA推進幹 都市政策・公園局長 会計管理者 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 参与（人事委員会が定めるものに限る。） 東京事務所長	一 種

<p>総合リハビリテーションセンター長 精神保健福祉センター長 産業技術総合センター長</p>	
<p>本庁副部長 参事 参与 報道長 統括参事 政策・財務局長 地域経営局長 人財政策局長 行政監察幹（人事委員会が定めるものに限る。） 契約局長 税務局長 県民スポーツ文化局長 環境未来局長 地域包括ケア局長 こども政策局長 医療政策局長 健康政策局長 食品衛生安全局長 産業政策局長 地域経済・観光局長 雇用労働局長 まちづくり局長 地域振興センター所長 環境管理事務所長（西部） 環境科学国際センター長 環境科学国際センター研究所長 総合リハビリテーションセンター病院長 総合リハビリテーションセンター副センター長 保健所長（南部、朝霞、草加、狭山、幸手）</p>	<p>二種</p>

<p>衛生研究所長</p> <p>産業技術総合センター副センター長</p> <p>農林振興センター所長（川越、秩父、大里、加須、春日部）</p> <p>農業技術研究センター所長</p> <p>農業大学校長</p> <p>県土整備事務所長（さいたま、川越、秩父、熊谷、越谷）</p> <p>総合技術センター所長</p>	
<p>本庁課（所）長</p> <p>広報戦略幹</p> <p>統括参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>政策幹</p> <p>北部拠点推進幹</p> <p>デジタル政策幹</p> <p>行政監察幹</p> <p>県庁舎再整備政策幹</p> <p>技術評価幹</p> <p>共生推進幹</p> <p>スポーツ施設整備推進幹</p> <p>危機対策幹</p> <p>防災DX政策幹</p> <p>野生鳥獣対策幹</p> <p>児童虐待対策幹</p> <p>感染症対策幹</p> <p>産業拠点整備推進幹</p> <p>主席協同組合検査員</p> <p>産業基盤対策幹</p> <p>大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹</p> <p>副参事</p> <p>東京事務所副所長</p> <p>地域振興センター副所長（南西部、東部、</p>	<p>三種</p>

県央、川越比企、西部、利根、北部、秩
父）
地域振興センター地域防災幹
川越比企地域振興センター東松山事務所長
北部地域振興センター本庄事務所長
県税事務所長
自動車税事務所長
自動車税事務所支所長（大宮）
県営競技事務所長
男女共同参画推進センター所長
男女共同参画推進センター支所長
パスポートセンター所長
消費生活支援センター所長
消防学校長
防災航空センター所長
環境管理事務所長
環境科学国際センター事務局長
環境科学国際センター室長
環境整備センター所長
福祉事務所長
発達障害総合支援センター所長
総合リハビリテーションセンター事務局長
総合リハビリテーションセンター福祉局長
総合リハビリテーションセンター副病院長
精神保健福祉センター副センター長
児童相談所長
埼玉学園長
保健所長
衛生研究所副所長
高等看護学院長
動物指導センター所長
食肉衛生検査センター所長
計量検定所長

	<p>産業技術総合センター室長 産業技術総合センター北部研究所長 高等技術専門校長 職業能力開発センター所長 農林振興センター所長 農林振興センター副所長 農業技術研究センター副所長 病虫害防除所長 家畜保健衛生所長 秩父高原牧場長 花と緑の振興センター所長 茶業研究所長 水産研究所長 寄居林業事務所長 農村整備計画センター所長 県土整備事務所長 総合技術センター技術指導幹 総合技術センター総合技術幹 総合技術センター主席工事検査員 西関東連絡道路建設事務所長 鉄道高架建設事務所長 総合治水事務所長 八潮新都市建設事務所長 大宮公園事務所長 建築安全センター所長 営繕・公園事務所長</p>	
	<p>本庁副課（所）長 知事室長付副室長 副報道長 調整幹 企画幹 家畜衛生幹 地域振興センター副所長</p>	<p>四種</p>

地域振興センター―地域調整幹（人事委員会
が定めるものに限る。）

県税事務所副所長

自動車税事務所副所長

自動車税事務所支所長

県営競技事務所副所長

男女共同参画推進センター―副所長

男女共同参画推進センター―副支所長

パスポートセンター―副所長

パスポートセンター―支所長

消費生活支援センター―副所長

消費生活支援センター―支所長

消防学校副校長

環境管理事務所副所長

環境科学国際センター―副室長

環境整備センター―副所長

福祉事務所副所長

総合リハビリテーションセンター―部長

総合リハビリテーションセンター―医療局長

療安全管理室長

精神保健福祉センター―管理業務部長

精神保健福祉センター―精神保健福祉部長

児童相談所副所長

埼玉学園副園長

保健所副所長

衛生研究所地域保健企画室長

衛生研究所精度管理室長

衛生研究所感染症検査室長

衛生研究所食品微生物検査室長

衛生研究所化学検査室長

高等看護学院副学院長

動物指導センター―南支所長

食肉衛生検査センター―副所長

	<p>産業技術総合センター副室長 産業技術総合センター北部研究所副所長 高等技術専門校副校長 職業能力開発センター副所長 農林振興センター部長 農業技術研究センター室長 農業技術研究センター部長 病害虫防除所副所長 家畜保健衛生所副所長 農業大学校副校長 茶業研究所副所長 水産研究所副所長 寄居林業事務所副所長 寄居林業事務所森林研究室長 農村整備計画センター副所長 県土整備事務所副所長 総合技術センター副主席工事検査員 総合治水事務所副所長 大宮公園事務所副所長 建築安全センター副所長 営繕・公園事務所副所長</p>	五種
<p>教育委員会事務局</p>	<p>副教育長 本局部長 高校改革統括監 参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p>	一種
	<p>本局副部長 参事 教育事務所長 総合教育センター所長 図書館長（熊谷） 歴史と民俗の博物館長</p>	二種

<p>近代美術館長</p> <p>本局課長</p> <p>副参事</p> <p>学校管理幹</p> <p>教育指導幹</p> <p>教育事務所副所長</p> <p>北部教育事務所支所長</p> <p>総合教育センター総合企画長</p> <p>総合教育センター副所長</p> <p>総合教育センター企画幹</p> <p>総合教育センター支所長</p> <p>図書館長</p> <p>図書館副館長（熊谷）</p> <p>歴史と民俗の博物館副館長</p> <p>さきたま史跡の博物館長</p> <p>嵐山史跡の博物館長</p> <p>近代美術館副館長</p> <p>自然の博物館長</p> <p>川の博物館長</p> <p>文書館長</p> <p>げんきプラザ所長</p>	<p>三種</p>
<p>本局副課長</p> <p>報道幹</p> <p>企画幹</p> <p>危機管理幹</p> <p>調整幹</p> <p>管理主幹</p> <p>主席指導主事</p> <p>主席社会教育主事</p> <p>教育事務所室長</p> <p>主席管理主事</p> <p>教育主幹</p> <p>主席司書主幹</p>	<p>四種</p>

	<p>警察本部</p> <p>主席学芸主幹 図書館副館長 さきたま史跡の博物館副館長 嵐山史跡の博物館副館長 自然の博物館副館長 川の博物館副館長 文書館副館長 げんきプラザ副所長 伊奈学園総合高等学校事務局長 大宮中央高等学校事務局長 県立学校事務部長 伊奈学園総合高等学校事務局次長 大宮中央高等学校事務局次長 県立学校事務室長 県立学校事務局長</p>	
	<p>参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p>	<p>一種</p>
	<p>参事 参事官 理事官 財務局長 企画調整官 組織犯罪対策局長 運転免許本部長 方面本部長 警察学校長</p>	<p>二種</p>
	<p>警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p>	
	<p>警察本部の課（室・所・隊）長 監察官</p>	<p>三種</p>

	<p> 聴聞官 管理官 訟務官 主席師範 総括調査官 市警察部副部長 市警察部の課長 方面本部副本部長 警察学校副校長 警察署長 警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川） 主席調査官（人事委員会が定めるものに限る。） 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 情報セキュリティ対策室長 照会センター所長 留置センター所長 監査室長 装備技術センター所長 採用センター所長 犯罪被害者支援室長 企画調整室長 国際調整室長 </p>
	<p>四種</p>

<p style="text-align: center;">監査事務局</p>		<p style="text-align: center;">D X推進室長 教養推進室長 生活安全指導室長 地域安全対策推進室長 人身安全対策室長 少年サポートセンター所長 サイバー特別捜査隊長 地域指導室長 刑事指導室長 検視調査室長 法医鑑定室長 組対・匿流情報分析室長 暴力団排除対策室長 特殊詐欺連合捜査室長 交通指導室長 交通安全対策推進室長 放置駐車対策センター所長 交通反則通告センター所長 交通管制センター所長 警備指導室長 警衛警護室長 航空隊長 外事対策室長 国際テロリズム対策室長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 初任教養部長 警察署副署長</p>	<p style="text-align: center;">五種</p>
<p style="text-align: center;">課長</p>	<p style="text-align: center;">副事務局長 事務局長</p>	<p style="text-align: center;">次席 副隊長 術科教養部長</p>	<p style="text-align: center;">三種</p>

収用委員会事務局	労働委員会事務局				人事委員会事務局						
	事務局長	副課長	課長	副事務局長	参事	事務局長	副課長	課長	副事務局長	参事	事務局長
三種	四種	三種	二種	一種	四種	三種	二種	一種	四種		

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則七―一二六

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二四）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「若しくは通勤方法を変更し、」を「、通勤方法若しくは条例第十条第四項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、」に改め、「額」の下に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第四条中「第十一条の二」を「第十一条の五」に改め、「提示」の下に「又は第十一条の二に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第八条第一項第一号中「第十条第七項」を「第十条第八項」に改める。

第八条の三第二号中「同条第二項第二号に定める額」の下に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第一号」を「同条第二項第二号に定める額」の下に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

第十一条第三項中「次条第三項」を「第十一条の五第三項」に改める。

第十一条の二第三項中「第十条第五項」を「第十条第六項」に、「除く。」及び「を（除く。）」に改め、「その合計額」の下に「及び条例第十条第四項第一号に定める額」を加え、同条を第十一条の五とする。

第十一条の次に次の三条を加える。

（駐車場等の要件）

第十一条の二 条例第十条第四項の委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 勤務公署の周辺又は第四条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を利用するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第八条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状態、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第十一条の三 条例第十条第四項の委員会規則で定める職員は、第八条の三第二号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第十一条の四 条例第十条第四項第一号の委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が五千円を超える場合にあっては、五千円）とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、国有財産又は公有財産（以下この項において「国有財産等」という。）の使用許可等を受けた駐車場等を利用する場合であつて、当該使用許可等に係る国有財産等の使用料等の減免を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「五千円を超える場合にあつては、五千円」とあるのは「五千円から減免を受ける額（その額が二以上の月にわたる場合にあつては、その額をそのわたる月の数で除して得た額とし、その額が二以上あると

きは、当該二以上の減免を受ける額の合計額を差し引いた額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。以下この項において「減免時上限額」という。）を超える場合にあつては、減免時上限額」と、同項第一号中「当該料金の額」とあるのは「当該料金の減免後の額」とする。

第十二条の二第一項中「第十条第六項」を「第十条第七項」に改め、同項二号中「若しくは通勤方法を変更し、」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、」に、「額若しくは」を「額、」に改め、「得られた額」の下に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第二項及び第三項中「第十条第六項」を「第十条第七項」に改める。

第十二条の三第一項中「第十条第七項」を「第十条第八項」に改める。

第十二条の五第三項中「第十一条の二第一項」を「第十一条の五第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（施行日前から駐車場等を利用している職員の届出）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第四十九号）第二条による改正後の条例第十条第四項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用して
いる職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において
同項の職員たる要件を具備するに至つた者は、この規則による改正後の通勤手当
に関する規則第三条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則七―一二七

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「期間」の下に「並びに職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定により休職にされていた期間（第十二条第二項第五号において「研究休職等期間」という。）のうち人事委員会の定める期間」を加える。

第七条第一項第一号中「在職した」を「勤務した」に改め、同項第二号中「二まで」を「ホまで」に、「在職した」を「勤務した」に改め、同号に次のように加える。

ホ 民間における企業体、団体等の職員のうち人事委員会の定めるもの

第七条第二項中「前条第二項及び第三項の規定を準用する。」を「前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前条第三項に規定する期間に相当する期間については、除算は行なわない。

第七条の二第二項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第十二条第二項第五号中「であった期間」の下に「及び研究休職等期間のうち人事委員会の定める期間」を加え、同項第十一号中「勤務しなかつた期間」の下に「及び勤務時間条例第十六条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間（いずれの承認も受けていた場合には、それぞれの勤務しなかつた期間を合算した期間）」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則七―一二八

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二一九）の一部を次のように改正する。

第二条を次のとおり改める。

第二条 削除

第三条中「別表の」を「次の各号に掲げる」に、「次に」を「当該各号に」に改める。

第四条第一項第一号中「特地公署若しくは人事委員会が指定するこれらに準ずる公署（以下「準特地公署」という。）」を「特地公署（条例第十二条の二第一項に規定する公署をいう。以下同じ。）若しくは準特地公署（特地公署に準ずる公署として別表に掲げる公署その他人事委員会が別に指定する公署をいう。以下同じ。）」に改める。

別表級別区分の欄を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（令和九年三月三十一日までの間における特地勤務手当に関する経過措置）

第二条 大滝げんきプラザについては、令和九年三月三十一日までの間、特地公署とする。

2 大滝げんきプラザに在勤する職員の特地勤務手当の月額は、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第三条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、給料及び扶養手当の月額（給料の月額のうち給料月額は、条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2若しくは別表第四イの備考2、ロの備考2若しくはハの備考2の規定、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）第五条第一項の表の備考若しくは第二項の表の備考の規定又は一般職の任期付職員を採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の表の備考の規定を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額）の合計額に改正前の特地勤務手当等に関する規則による支給割合から百分の二を減じた支給割

合を乗じて得た額とする。

3 条例附則第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十項の規定が適用される職員に対する前項の規定の適用については、前項中「給料月額は、条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2若しくは別表第四イの備考2、ロの備考2若しくはハの備考2の規定、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）第五条第一項の表の備考若しくは第二項の表の備考の規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の表の備考の規定を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。」とあるのは「給料月額は、条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2又は別表第四イの備考2、ロの備考2若しくはハの備考2の規定（以下「給料表の備考」という。）を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、条例附則第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十項に定める給料の額は、給料表の備考を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。」とする。

規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則七―一二九

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 級別資格基準（第四条―第九条）」を「第三章 削除」に改める。

第二条第八号中「又は人事委員会がこれに準ずると認める試験」を「（職員の任用に関する規則（人事委員会規則六―一一）第四条第一項第五号、第八号及び第九号に規定する採用試験（第十条第三項及び第四項において「経験者採用試験」という。）を除く。）」に改め、同条中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、第九号から第十一号までを四号ずつ繰り上げる。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第四条から第九条まで 削除

第十条を次のように改める。

（新たに職員となった者の職務の級）

第十条 新たに職員となった者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。この場合において、次の各号に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得て決定するものとする。

- 一 行政職給料表の職務の級七級、八級、九級及び十級
- 二 公安職給料表の職務の級八級及び九級
- 三 研究職給料表の職務の級四級及び五級
- 四 医療職給料表(一)の職務の級三級及び四級
- 五 医療職給料表(二)の職務の級六級、七級及び八級
- 六 医療職給料表(三)の職務の級六級及び七級

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される別表第二に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免

許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（初任給基準表の職種欄又は試験欄にその適用される区分の定めのない者にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）に決定するものとする。

3 経験者試験等採用者（新たに職員となつた者のうち、経験者採用試験の結果に基づいて採用された者その他その有する経験年数が一年以上である者（前項に規定する者を除く。）をいう。以下同じ。）の職務の級は、部内その他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。

4 新たに職員となつた者のうち、その有する経験年数が一年に満たない者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。）の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）に決定するものとする。

5 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の職務の級について、前四項の規定による場合には著しく部内他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の職務の級を決定することができる。

一 給料表の適用を受けない県費支弁の職員

二 国家公務員

三 他の地方公共団体の職員

四 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十
二号。第二十一条において「公益的法人等派遣条例」という。）第十三条第一号に規定する退職派遣者

五 人事委員会が第一号から第三号までに準ずると認める者

第十一条第一項第一号中「次号に掲げる職員以外の職員」を「前条第二項に規定する職員（第四号に掲げる職員を除く。）」に、「次に掲げる職員の区分に応じ、次」を「その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄」に改め、同号中イ及びロを削り、同項中第二号を第四号とし、同項中第一号の次に次の二号を加える。

二 経験者試験等採用者 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける部内他の職員（以下この号において「部内職員」とい

う。)で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給

三 前条第四項に規定する職員(次号に掲げる職員を除く。)その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

第十一条第二項中「職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員」を「前条第五項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となつた者」に、「は、前項」を「前項各号の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、当該各号」に、「第十三条から第十八条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給と」を「あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定」に改める。

第十二条第一項中「試験欄の区分又は職種欄の区分」を「職種欄の区分又は試験欄の区分」に改め、第二項中「試験欄」を「学歴免許等欄」に、「は、第五条第二項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、」を「は、」に、「学歴免許等資格区分表」を「別表第三に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)」に改め、同項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は採用試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

3 初任給基準表(試験欄の区分の定めのあるものに限る。)の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果に基づいて職員となつた者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用するものとする。

第十三条第一項中「修学年数調整表」を「別表第五に定める修学年数調整表(第十四条の二第二項において「修学年数調整表」という。)」に改める。

第十四条第一項中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項各号」に、「第十一条第一項の規定」を「第十一条第一項第一号、第三号又は第四号の規定」に、「第一号から第三号までに掲げる者の当該各号に定める」を「その者の」に、「年数、第四号に掲げる者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定さ

れたものの同号に定める経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数及び第一号から第四号までに掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち「年数及び」に、「経験年数（第四号に掲げる者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、同号に定める経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超える経験年数）」を「経験年数」に、「年数（有用経験年数を除く。）」、第四号に掲げる者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超える年数の五年までの年数（有用経験年数を除く。）及び同号に掲げる者で必要経験年数が五年を超え十年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち十年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数（有用経験年数を除く。）のそれぞれを「年数（有用経験年数を除く。）」に改め、同項第一号中「第五条第二項第一号に掲げる者」を「採用試験の結果に基づいて職員となつた者」に改め、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同項第四号中「第一号又は第二号」を「第一号」に、「級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える」を「人事委員会の定める」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条中第二項を削る。

第十四条の次に次の一条を加える。

（経験年数）

第十四条の二 第十条第三項及び第四項、第十一条第一項第二号並びに前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によること）が、その者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第四に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となつた者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、人事委員会の定める学歴免許等の区分とする。）に対して修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。この場合において、これ

らの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前二項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

第十五条中「前二条」を「第十三条又は第十四条」に改める。

第十六条から第十八条までを次のように改める。

第十六条から第十八条まで 削除

第十九条第一項中「次に定めるところにより」を「その者の勤務成績に従い」に、

「一級上位の職務の級（第一号に掲げる場合にあつては、上位の職務の級）に決定」を「決定」に改め、「とする。」の下に「この場合において、第十条第一項各号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。」を加え、同条中第二項及び第三項を次のとおり改める。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、第一号から第三号までのいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

一 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして人事委員会の定める要件

三 その者の勤務成績が良好であることが明らかであり、かつ、人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。

3 職員が国際機関若しくは民間企業等に派遣されていた場合には、前項第三号の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、職員を昇格させることができる。

第二十条中「第五条第二項各号の一に該当する」を「初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける」に、「級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする」を「異なる」に、「取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある試験欄の区分若しくは職種欄の区分の適用を受けることとなつた」を「取得した」に改め、「前条」の下に「（第一項後段を除く。）」を加える。

第二十一条第一項中「第十九条」の下に「（第一項後段を除く。）」を加え、「あらかじめ人事委員会の承認を得てその」を「その」に改める。

第二十四条のみだし中「初任給基準」の下に「又は給料表の適用」を加え、同条第一項中「職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合に」を「次の各号に掲げる異動

をした職員の職務の級」に、「かつ、第十条第一項第一号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ」を「決定する（第一号に掲げる異動の場合にあつては、決定し」に、「ものとする」を「ものとする。この場合において、第十九条第一項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する」に改め、同条第二項を削り、同条に次の二号を加える。

一 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（次号に掲げる異動を除く。）

二 給料表の適用を異にする他の職務への異動

第二十五条中「前条第一項に規定する」を「前条第一号に掲げる」に改め、同条第一項第二号中「第十六条又は第十七条」を「第十一条第二項」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第二十七条中「前条第一項に規定する」を「第二十四条第二号に掲げる」に改める。

第三十五条第八項中「第二十四条に規定する」を「第二十四条第一号に掲げる」に改める。

別表第一イを次のように改める。

別表第一 級別職務分類表（第三条関係）

イ 行政職給料表級別職務分類表

組織		職務の級			職
知事部局 議会事務局 選挙管理委員会 監査事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局		二級	三級	四級	専門員
					主任専門員
					協同組合検査員
					講師
					地域機関の課長
	五級				主任職業訓練指導員
					助教授
					工事検査員
					監査員
					主任協同組合検査員
					地域調整幹
					主任講師
					科長

	<p>地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉センター管理センター並びに農業技術研究センターの部長を除く。）</p> <p>次長</p> <p>職業訓練主幹</p> <p>教務主幹</p> <p>教授</p> <p>施工監理主幹</p> <p>主任工事検査員</p> <p>出納審査幹</p> <p>主任監査員</p> <p>収用委員会事務局副事務局長</p>
<p>六級</p>	<p>本庁の副所長</p> <p>調整幹</p> <p>副室長</p> <p>副報道長</p> <p>企画幹</p> <p>主席県民相談員</p> <p>家畜衛生幹</p> <p>支所長（自動車税事務所大宮支所及び男女共同参画推進センター支所の支所長を除く。）</p> <p>副支所長</p> <p>副校（園）長</p> <p>主席講師</p> <p>地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉センター管理センター並びに農業技術研究センターの部長に限る。）</p>

	七級	<p>本庁の所長 広報戦略幹 統括参事 政策幹 北部拠点推進幹 デジタル政策幹 行政監察幹</p>	<p>副学院長 地域機関の総務部長 副主席工事検査員 副書記長 主席監査員 困難な業務を分掌する主任協同組合検査員 困難な業務を分掌する地域調整幹 困難な業務を分掌する主任講師 困難な業務を分掌する科長 困難な業務を分掌する地域機関の部長 （総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉部、農林振興センター並びに農業技術研究センターの部長を除く。） 困難な業務を分掌する次長 困難な業務を分掌する職業訓練主幹 困難な業務を分掌する教務主幹 困難な業務を分掌する教授 困難な業務を分掌する施工監理主幹 困難な業務を分掌する主任工事検査員 困難な業務を分掌する出納審査幹 困難な業務を分掌する主任監査員 困難な業務を分掌する収用委員会事務局 副事務局長</p>
--	----	---	---

県庁舎再整備政策幹
技術評価幹
共生推進幹
スポーツ施設整備推進幹
危機対策幹
防災DX政策幹
野生鳥獣対策幹
児童虐待対策幹
産業拠点整備推進幹
主席協同組合検査員
産業基盤対策幹
大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹
副参事
地域防災幹
東松山事務所長
本庄事務所長
支所長（自動車税事務所大宮支所及び男女共同参画推進センター支所の支所長に限る。）
地域機関の事務局長
地域機関の室長
地域機関の局長
副センター長（精神保健福祉センターの副センター長に限る。）
技術指導幹
総合技術幹
主席工事検査員
議事事務局室長
書記長
監査事務局副事務局長
人事委員会事務局副事務局長
労働委員会事務局副事務局長

<p>八級</p> <p>収用委員会事務局長</p> <p>報道長</p> <p>困難な業務を所掌する統括参事</p> <p>政策・財務局長</p> <p>地域経営局長</p> <p>人財政策局長</p> <p>困難な業務を所掌する行政監察幹</p> <p>契約局長</p> <p>税務局長</p> <p>県民スポーツ文化局長</p> <p>環境未来局長</p> <p>地域包括ケア局長</p> <p>こども政策局長</p> <p>医療政策局長</p> <p>健康政策局長</p> <p>食品衛生安全局長</p> <p>産業政策局長</p> <p>地域経済・観光局長</p> <p>雇用労働局長</p> <p>まちづくり局長</p> <p>参事</p> <p>参与</p> <p>副センター長（産業技術総合センターの副センター長に限る。）</p> <p>議会事務局副事務局長</p> <p>困難な業務を所掌する書記長</p>		<p>九級</p> <p>特に困難な業務を所掌する統括参事</p> <p>行政・デジタル改革局長</p> <p>県民共生局長</p> <p>埼玉版FEMA推進幹</p> <p>都市政策・公園局長</p> <p>特に重要な業務を所掌する参事</p>	

教育委員会			
十級	一級	二級	三級
<p>特に重要な業務を所掌する参与 東京事務所長 センター長（産業技術総合センターのセンター長に限る。） 特に困難な業務を所掌する書記長 監査事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長</p>	<p>知事室長 極めて困難な業務を所掌する統括参事 会計管理者 極めて重要な業務を所掌する参事 極めて重要な業務を所掌する参与 議会事務局長</p>	<p>学芸員 社会教育主事補 学校保健技師 相当高度の知識又は経験を必要とする司書 相当高度の知識又は経験を必要とする学芸員 専門員</p>	<p>管理主事 指導主事 社会教育主事 所員 高度の知識又は経験を必要とする社会教育主事補 高度の知識又は経験を必要とする学校保健技師 高度の知識又は経験を必要とする司書 高度の知識又は経験を必要とする学芸員</p>

	主任専門員	
四級	困難な業務を分掌する管理主事 困難な業務を分掌する指導主事 困難な業務を分掌する社会教育主事 主任司書 主任学芸員 困難な業務を分掌する所員 県立学校の課長 事務長	
五級	主任管理主事 主任指導主事 主任社会教育主事 司書主幹 学芸主幹 事務局次長 事務部長 事務室長	
六級	報道幹 企画幹 危機管理幹 調整幹 室長 教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 副館長（熊谷図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長を除く。） 困難な業務を分掌する主任管理主事 困難な業務を分掌する主任指導主事 困難な業務を分掌する主任社会教育主事 困難な業務を分掌する司書主幹 困難な業務を分掌する学芸主幹 困難な業務を分掌する事務局次長	

警察本部									
七級	八級	九級	十級	一級	二級	四級	五級		
<p>困難な業務を分掌する事務部長 困難な業務を分掌する事務室長</p> <p>学校管理幹 教育指導幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 副参事 主席管理主事 支所長 総合企画長 企画幹（総合教育センターの企画幹に限る。） 副館長（熊谷図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長に限る。） 県立学校の事務局長</p>	<p>参事</p>	<p>高校改革統括監 特に重要な業務を所掌する参事</p>	<p>副教育長 極めて重要な業務を所掌する参事</p>	<p>警察主事 警察技師</p>	<p>高度の知識又は経験を必要とする警察主事 高度の知識又は経験を必要とする警察技師</p>	<p>専門員 係長</p>	<p>課（室、隊、校）長補佐 補佐官</p>	<p>困難な業務を分掌する専門員</p>	

九級	八級	七級	六級	
特に重要な業務を所掌する参事	理事官 参事 財務局長	附置機関の長 主席専門官 主席指導官 主席調査官 総括調査官 管理官 主席師範	調査官 指導官 専門官 次席 術科教養部長 困難な業務を分掌する課（室、隊、校）長 補佐 困難な業務を分掌する補佐官 困難な業務を分掌する警察署の課長 特に困難な業務を分掌する専門員	警察署の課長代理 警察署の課長

備考

この表に定めるもののほか、基準となる職務のうち七級から十級までのものにそれぞれ相当する部付の職務、基準となる職務のうち四級から七級までのものにそれぞれ相当する課付、知事部局の本庁の所付、知事部局の会計管理者付及び教育委員会の所付の職務、基準となる職務のうち四級から八級までのものにそれぞれ相当する知事部局の地域機関の所付（校にあつては校付、場にあつては場付）の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。ただし、警察本部の職員の職務にあつては、基準となる職務のうち六級から九級までのものにそれぞれ相当する部付の職務、基準となる職務のうち一級から七級までのものにそれぞれ相当する課付、室付、所付、隊付、方面本部付及び学校付の職務、基準となる職務のうち一級から六級までのものにそれぞれ相当する署付の職務は、これ

らの基準となる職務とそれぞれの複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。

別表第一ロの表中「組織犯罪対策局長」を「企画調整官」に改める。
組織犯罪対策局長」

別表第一二の表中「地域機関の局長（総合リハビリテーションセンターの局長に限る。）」を「副病院長」

地域機関の室長（総合リハビリテーションセンターの室長に限る。）に改め、「医療安全管理幹」を削り、
副センター長（総合リハビリテーションセンター病院長

センターの副センター長に限る。）を「病院長

副センター長（総合リハビリテーションセン

に改める。

ターの副センター長に限る。）」

別表第一ホの表中七級の項を削る。

別表第一へ知事部局の部中「困難な業務を行う主幹」を「副課長」
困難な業務を行う主幹」

に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 初任給基準表（第十条関係）

イ 行政職給料表初任給基準表

その他	試験			学歴免許等	初任給
	採用試験				
	初級	中級	上級		
	一級九号給	一級十九号給	一級二十九号給		
高校卒				一級五号給	

備考 薬剤師及び獣医師にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人

事委員会が別に定める。

ロ 公安職給料表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
----	-------	-----

採用試験		
II類	I類	上級
一級十三号給	二級十七号給	三級五号給

ハ 研究職給料表初任給基準表

その他	試験			学歴免許等	初任給
	初級	中級	上級		
高校卒					
	一級九号給	一級十九号給	二級五号給		
	一級五号給				

備考 薬剤師及び獣医師にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

二 医療職給料表(一)初任給基準表

職種		学歴免許等	初任給
医師	歯科医師	博士課程修了	一級三十三号給
		大学六卒	一級九号給

備考 この表の適用を受ける職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ホ 医療職給料表(二)初任給基準表

職種		学歴免許等		初任給
薬剤師	獣医師	修士課程修了	大学六卒	二級十七号給
栄養士	管理栄養士	大学卒	大学六卒	二級五号給
衛生検査技師		短大卒	短大卒	一級十五号給
診療放射線技師		大学卒	短大三卒	二級五号給
臨床検査技師				一級二十一号給
理学療法士				
作業療法士				
視能訓練士				
言語聴覚士				
義肢装具士				

その他	高校卒	一級五号給
	短大卒	一級十五号給
歯科技工士	短大二卒	一級十五号給
	短大三卒	一級二十一号給
	大学卒	二級五号給
	高校専攻科卒	一級十一号給
歯科衛生士	短大三卒	一級二十一号給
	大学卒	二級五号給

備考 一 薬剤師、獣医師、栄養士、管理栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、

義肢装具士、歯科衛生士及び歯科技工士の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

二 薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十四号）附則第三条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「修士課程修了大学六卒」の区分によるものとする。

三 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第五条の三第一号又は第二号の規定に該当する栄養士で同法に規定する管理栄養士となつた者にこの表を適用する場合における初任給は、人事委員会が別に定める。

四 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第三号の規定に該当して義肢装具士となつた者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

へ 医療職給料表(三)初任給基準表

職種	学歴免許等		初任給
	保健師	大学卒	
看護師	短大三卒	二級九号給	
	短大二卒	二級五号給	
准看護師	准看護師養成所卒	一級五号給	

備考 一 この表の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和二十

三年法律第二百三十三号）第二十二條第一号又は第二号に規定する学校又は養成所（平成十三年法律第百五十三号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第二十二條第一号又は第二号に規定する学校又は養成所を含む。）

の卒業を示す。

二 この表の適用を受ける職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時（保健師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

三 准看護師の業務に三年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第二十一条第四号の規定に該当した者で保健師又は看護師となつたものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては二級十九号給、「短大二卒」にあつては二級十三号給とする。

別表第三中「第五条関係」を「第十二条関係」に改める。

別表第四中「第六条関係」を「第十四条の二関係」に改める。

別表第五中「第七条関係」を「第十三条関係」に改め、同表の備考第三項中「級別資格基準表又は初任給基準表」を「初任給基準表」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六 削除

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則七―一二三〇

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第一条 給料の調整額に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―三九七)の一部を次のように改正する。

別表第一職員の欄中「保健師」を「専ら要保護児童の健康管理に直接従事する保健師」に改め、「北部支所長」を削り、同表勤務箇所の欄中「警備課」を「警備第二課」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(埼玉県人事委員会規則七―一〇七一)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「別表第四口の備考2」を「別表第四イの備考2、ロの備考2」に改め、「適用しない額」の下に「に百分の百・四七を乗じて得た額」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

規 則

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則七―一二三一

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―四九一）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則七―一二三二

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 職員の特殊勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第十四条中第十二項を第十三項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 条例第二十二條第一項第二十二号の委員会規則で定める作業は、危険鳥獣（ヒグマ及びツキノワグマに限る。以下、この項において同じ。）の捕獲若しくは殺傷又はその補助に係る作業で次の各号に掲げるものとし、同条第二項第二十二号の委員会規則で定める警察業務手当の額は、当該各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 警察官等特殊銃使用及び取扱規範（平成十四年国家公安委員会規則第十号）第四条第四号に掲げる任務に係る作業 千六百四十円
- 二 前号の作業に付随して行われる作業で危険鳥獣による被害が発生する恐れのある区域内におけるもの 千円

第二条 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

- 七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十一条第一項第二号及び七に規定する相談及び指導等の業務に従事する保健師

第三条第四項中「第二項第三号及び第五号」を「第二項三号、第五号及び第七号」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和七年十一月十三日から適用する。

規 則

職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大 澤 一 司

埼玉県人事委員会規則七―一―三三

職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇七六）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「給与条例第三条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第六に定める初任給基準表（第七条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への」を「初任給規則第二十四条第一号に掲げる」に改め、同条第七号中「給料表の適用を異にする」を「初任給規則第二十四条第二号に掲げる」に改め、同条第九号中「給料表」を「給与条例第三条第一項の給料表（以下「給料表」という。）」に改める。

第七条第一号中「当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表」を「当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給規則別表第二に定める初任給基準表（以下この号において「初任給基準表」という。）」に改める。

第十二条第一項及び同条第四項第一号中「初任給規則第十六条各号」を「初任給規則第十条第五項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一司

埼玉県人事委員会規則二二―一四六

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―一六）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

機関	職
<p>議会議務局</p>	<p>事務局長 副事務局長 参事 課（室）長 総務課の主幹及び主査（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 秘書課の主幹及び主査</p>
<p>知事及び会計管理者</p>	<p>部長 知事室長 会計管理者 政策・財務局長 行政・デジタル改革局長 地域経営局長 人財政策局長 税務局長 契約局長 県民スポーツ文化局長 県民共生局長 こども政策局長 環境未来局長 地域包括ケア局長 医療政策局長 健康政策局長</p>

食品衛生安全局長
産業政策局長
地域経済・観光局長
雇用労働局長
都市政策・公園局長
まちづくり局長
副部長
参事
参与
報道長
統括参事
課（所）長
調整幹
デジタル政策幹
政策幹
北部拠点推進幹
行政監察幹
技術評価幹
県庁舎再整備政策幹
共生推進幹
スポーツ施設整備推進幹
埼玉版FEMA推進幹
危機対策幹
防災DX政策幹
野生鳥獣対策幹
児童虐待対策幹
感染症対策幹
産業拠点整備推進幹
主席協同組合検査員
家畜衛生幹
産業基盤対策幹
大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹
副参事
副報道長

関 地域
機

興 地域
セン 振

副課（所・室）長（労働関係に関する事務、秘書事務、法規審査に関する事務又は訴訟等を総括する事務を所掌するものに限る。）
主幹（労働関係に関する事務、秘書事務、法規審査に関する事務又は訴訟等を総括する事務を所掌するものに限る。）
統括参事付、秘書課、人事課及び財政課の主幹
部及び会計管理者の補助組織の主管課及び秘書課の主査（課の庶務に関する事務を所掌するものに限る。）
秘書課の主査（秘書事務を所掌するものに限る。）
人事課の主査、主任及び主事（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）
行政・デジタル改革課の主査、主任及び主事（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）
文書課の主査（法規審査に関する事務又は訴訟等を総括する事務を所掌するものに限る。）
財政課の主査
税務課の主査（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）
管財課の主査（庁中取締りに関する事務を所掌するものに限る。）
企画総務課、県民広聴課、危機管理課、環境政策課、福祉政策課、保健医療政策課、産業労働政策課、農業政策課、県土整備政策課、都市整備政策課及び出納総務課の主査（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）
所長
副所長

<p>農業技術 研究センター</p>	<p>産業技術 総合センター</p>	<p>精神保健 福祉センター</p>	<p>総合リハビリテーション センター</p>	<p>環境科学 国際センター</p>	<p>地域防災幹 東松山事務所長 本庄事務所長</p>
<p>所長 副所長 部長及び担当部長（労働関係に関する事務を</p>	<p>所長 副センター長 室長 北部研究所長 副室長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 北部研究所副所長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p>	<p>センター長 副センター長 管理業務部長</p>	<p>センター長 副センター長 病院長 局長 副病院長 管理・業務部長 担当課長（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）</p>	<p>センター長 事務局長 研究所長 室長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p>	<p>地域防災幹 東松山事務所長 本庄事務所長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p>

	教育委員 員会
	教育局
<p>所掌するものに限る。）</p> <p>寄居林業 事務所 副所長 森林研究室長</p> <p>総合技術 センター 所長 技術指導幹 総合技術幹 主席工事検査員</p> <p>主幹（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>その他の 地域機関 機関の長 支所長 副所長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 副園長 副校長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 副学院長 副支所長 次長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 部長及び担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 課長及び担当課長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p>	<p>本局</p> <p>副教育長 部長 高校改革統括監 副部長 参事 課長 報道幹 学校管理幹 教育指導幹</p>

所 教育事務	
副所長	<p>副参事</p> <p>副課長（労働関係に関する事務、秘書事務、教育政策の企画、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>危機管理幹</p> <p>企画幹</p> <p>調整幹</p> <p>管理主幹</p> <p>主幹（労働関係に関する事務、秘書事務、教育政策の企画、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>主任管理主事</p> <p>管理主事</p> <p>参事付の主査（秘書事務又は教育政策の企画に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>総務課の主査（労働関係に関する事務、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）</p> <p>財務課の主査（予算に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>教職員課の主査、主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）</p> <p>県立学校人事課、小中学校人事課及び教職員採用課の主査（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）</p>
所長	企画を所掌するものに限る。）

人事委員会事務局	監査事務局		
		教育機 関	
		学校	
事務局長 参事 副事務局長 課長 副課長 主幹 主査	事務局長 副事務局長 課長 監査第一課の主席監査員、主任監査員及び監査員（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）	その他の 教育機 関 （支所を 含む。）	機関の長 副所長、副館長、教育主幹及び担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 事務局長 事務部長 事務室長 事務長
		校長 副校長 教頭 事務局長 事務局次長 事務部長 事務室長 事務長	室長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 主席管理主事 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 主任管理主事 管理主事 担当課長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）

	主任
労働委員会事務局	事務局長 参事 副事務局長 課長 主幹（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
選挙管理委員会	書記長 副書記長
収用委員会	事務局長 副事務局長

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大 澤 一 司

埼玉県人事委員会規則一三一六六

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県人事委員会規則一三一八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項各号列記以外の部分中「定める期間」を「定めるとおり」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇の承認）

第十五条の二 任命権者は、子育て部分休暇の請求について、条例第十四条の二第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある時間については、この限りでない。

2 子育て部分休暇の単位は、三十分とする。

3 育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業、介護時間又は特別休暇（第十一条第一項第二号の場合のものに限る。）の承認を受けて勤務しない時間がある日の子育て部分休暇については、一日につき二時間から当該部分休業、当該介護時間又は当該特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第十六条の二第三項中「請求する部分休業」の下に「又は子育て部分休業」を、「当該部分休業」の下に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第十七条中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

第十九条の三第二項各号列記以外の部分中「定める期間」を「定めるとおり」に改め、同項に次の四号を加える。

十五 第十一条第一項第十四号に掲げる場合の休暇 その都度必要と認められる期間

十六 生後満一年に達しない子を育てる非常勤の職員が、労働基準法第六十七条第一項に規定する育児時間を請求する場合の休暇 一日につき二回とし、それぞれ三十分

十七 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤の職員が、次に掲げる

場合において、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

イ その子の看護を行う場合

ロ その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合

ハ その子が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があることにより臨時に休業となることその他これに準ずる事由により、その子の世話を行う必要がある場合

十八 要介護家族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母及び第十三条第一項各号に掲げる者であつて、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この号並びに次項第五号及び第六号において同じ。）の介護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（要介護家族が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

第十九条の三第三項各号列記以外の部分中「定める期間」を「定めるとおり」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一日につき二時間（当該非常勤の職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間を下回る場合にあつては、当該減じた残りの時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間

第十九条の三第三項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、同項第八号中「認められる期間」を「認められる時間」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第九号を第七号とし、第十号を削り、同条第六項中「及び第十四号」を「第十四号、第十七号及び第十八号」に、「第三項第五号及び第六号」を「第三項第四号」に改め、同条第七項中「第三項第七号」を「第三項第五号」に改め、同条第八項中「第三項第八号」を「第三項第六号」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則二〇一六

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（埼玉県人事委員会規則二〇一一）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（以下「委員会」という。）」を削る。

第四条を次のように改める。

（一般任期付職員の初任給決定等の特例）

第四条 条例第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員に対する初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）第四章から第六章までの規定の適用については、職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六―一一）第四条第一項第五号、第八号及び第九号に規定する経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うことができる。

第五条及び第六条を削る。

第七条中「委員会」を「埼玉県人事委員会」に改め、同条を第五条とする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第十八号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
（埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正）
- 2 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二十一号中「公益信託」の下に「（旧公益信託に限る。）」を加える。

（埼玉県教育委員会の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止）

- 3 埼玉県教育委員会の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第十八号）は、廃止する。

（埼玉県教育委員会の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による廃止前の埼玉県教育委員会の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存における情報通信の技術の利用に関する規則の規定は、移行期間（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第二条第二項又は第四条第二項に規定する移行期間をいう。）においては、なおその効力を有する。

規 則

埼玉県教育局等文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第九号

埼玉県教育局等文書管理規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局等文書管理規則（平成十三年埼玉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三種文書等（保存期間が五年の文書等）の項中十を十二とし、九を十一とし、八の次に次のように加える。

9 勤務整理簿、旅行命令簿、年次休暇簿等

10 復命書

別表第四種文書等（保存期間が三年の文書等）の項中一及び二を削り、三を一とし、四から八までを二から六までとする。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に職員が作成し、又は取得した勤務整理簿、旅行命令簿、年次休暇簿等及び復命書の保存期間については、なお従前の例による。

様式第9号（第12条関係）

公文書開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日
目

様

埼玉県教育委員会

先に照会した に関する情報が記録された公文書について、埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので、

同条例第17条第3項 の規定により通知します。
同条例第25条において準用する同条例第17条第3項

開示請求に係る公文書の名称	
記録されているに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

様式第九号を次のように改める。

「
写したものの交付
つてできた電磁的記
る交付（電子情報処理
った場合に限る。）
つてできた電磁的記録
もの）の交付
□送付を希望）
（電子情報処理組織を
合に限る。）
の閲覧、聴取又は視聴
のの交付
」

に改める。

「
□電子情報処理組織による交付
使用して開示請求があった場
□専用機器により再生したも
□電磁的記録媒体に複写したも
（□送付を希望）
」

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

様式第 13 号（第 12 条関係）

公 文 書 開 示 申 出 書

年 月 日

(宛先)
埼玉県教育委員会

住所又は主たる事務所の所在地

〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

埼玉県情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を申し出ます。

<p>開示を申し出る公文書の名称又は内容 〔できるだけ具体的に記載してください。〕</p>	
<p>希望する開示の実施の方法 〔希望する□内に「印」を付してください。〕 〔複数選択できます。〕</p>	<p>1 文書又は図面の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し（複写機により用紙に複写したもの）の交付（<input type="checkbox"/>送付を希望） <input type="checkbox"/> 写し（スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの）の交付（<input type="checkbox"/>送付を希望） 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付（<input type="checkbox"/>送付を希望） <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付（<input type="checkbox"/>送付を希望）</p>

注 以下の欄には、記入しないでください。

担当課所	電話番号
備考	

様式第十三号を次のように改める。

2 取消訴訟について

この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

2 この規則による改正前の埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十一号

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

第一条中「に關し」を「を、埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号。以下「条例」という。）第三条から第六条までの規定に基づき」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に、「において」を「について」に、「埼玉県教育委員会規則」を「条例等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育委員会の所管する手続等（条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

第二条第一項を次のように改める。

この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第六条第一項中「教育委員会等は、」の下に「条例第六条第一項の規定により」を加え、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体」に改め、同条を第十一条とする。

第五条中「教育委員会等は、」の下に「条例第五条第一項の規定により」を加え、同条を第十条とする。

第四条第一項中「教育委員会等は、」の下に「条例第四条第一項の規定により」を加え、「（条例第四条第一項の電子情報処理組織をいう。）」を削り、「教育委員会の使用」を「教育委員会等の使用」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第四条第一項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- 一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
 - 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の教育委員会の定めるところによる届出
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が定める方式
- 第四条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第九条 条例第四条第五項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある
と教育委員会が認める場合

第三条第一項を次のように改める。

条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、教育委員会の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

一 申請等につき規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項

二 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

第三条第二項中「前項の」を「教育委員会が定めるところにより電子署名を行うこととされている」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条を第四条とし、同条の次に次の三条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付）

第五条 条例第三条第五項に規定する情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第六条 条例第三条第六項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると教育委員会が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条 条例第四条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、教育委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該教育委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 条例第三条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、教育委員会又はその管理に属する教育機関（以下「教育委員会等」という。）の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該教育委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

本則に次の一条を加える。

（添付書面等の省略）

第十二条 条例第九条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条に規定するもののほか、教育委員会が定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十二号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号から第六号までを削り、同条第七号中「又は人事委員会がこれに準ずると認める試験」を「（職員の任用に関する規則（昭和四十六年埼玉県人事委員会規則六一一）第四条第一項第五号に規定する採用試験（第九条第三項及び第四項において「経験者採用試験」という。）を除く。）」に改め、同号を同条第三号とする。

第四条から第八条までを次のように改める。

第四条から第八条まで 削除

第九条中「次の各号のいずれか一の基準により」を「この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて」に改め、同条各号を削り、同条に次の四項を加える。

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第五に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

3 経験者試験等採用者（新たに職員となつた者のうち、経験者採用試験の結果に基づいて採用された者その他その有する経験年数が一年以上である者（前項に規定する者を除く。）をいう。以下同じ。）の職務の級は、部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。

4 新たに職員となつた者のうち、その有する経験年数が一年に満たない者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。）の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（第十二条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の

最下位の職務の級)に決定するものとする。

5 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の職務の級について、前三項の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらずその者の職務の級を決定することができる。

一 給料表の適用を受けない県職員

二 国家公務員

三 他の地方公共団体の職員

四 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十
二号)第十三条第一号に規定する退職派遣者

五 その他前各号に準ずると認める者

第十条各号列記以外の部分を次のように改める。

初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に応じて適用するものとする。

第十条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は採用試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

3 初任給基準表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する学歴免許等の資格に応じ、初任給基準表において別に定めるもののほか、別表第六に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定める区分によるものとする。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条第一項第一号イ及びロ以外の部分を次のように改める。

第九条第二項に規定する職員(第四号に掲げる職員を除く。) その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分
に対応する初任給欄に定める号給

第十二条第一項第一号イ及びロを削り、同項第二号中「職種欄の区分」の下に「又は試験欄の区分」を加え、「学歴免許等欄」を「学歴免許欄」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 経験者試験等採用者 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数

に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給

三 第九条第四項に規定する職員（次号に掲げる職員を除く。）その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

第十二条第二項を次のように改める。

2 第九条第五項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となつた者の号給について、前項各号の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

第十三条中「同表」を「初任給基準表」に改め、「修学年数調整表」の下に「（別表第七）」を加える。

第十四条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項第一号、第三号又は第四号」に、「第一号及び第三号に掲げる」を「その者の」に、「並びに第二号に該当する者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数並びに第一号から第三号までに掲げる経験年数のうち」を「及び」に改め、「（第二号に該当する者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、同号に掲げる経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超える経験年数）」及び「、第二号に該当する者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超える年数の五年までの年数（有用経験年数を除く。）並びに同号に該当する者で必要経験年数が五年以上十年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経験年数のうち十年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数（有用経験年数を除く。）のそれぞれ」を削り、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一 第十二条第一項第一号に掲げる職員については、その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数、その者に適用される初任給基準表の備考に定める基準学歴又はその者に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

二 前号又は次号に掲げる職員以外の職員については、初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者につ

いては、その際に用いられた学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
三 第一号に掲げる職員以外の職員のうち基準号給が職務の級の最低の号給（その職務の級の最低の号給が初任給基準表で定められている場合を除く。）であるものについては、別に定める経験年数

第十四条第二項中「第六条及び第七条」を「次条第一項及び第二項」に改める。
第十四条の次に次の一条を加える。

（経験年数）

第十四条の二 第九条第三項及び第四項並びに第十二条第一項第二号に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第八に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となつた者に適用される初任給基準表の学歴免許欄に掲げる学歴免許等の区分又はその者に適用される初任給基準表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許の区分及び当該学歴免許の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

第十五条に見出しとして「（初任給決定時における号給の調整）」を付し、同条第一項を削り、同条第二項中「前条」を「第十四条」に改め、同項を同条とする。
第十六条を次のように改める。

（職務の級の決定）

第十六条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、第一号から第三号までのいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。
- 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして教育委員会が別に定める要件
- 三 その者の勤務成績が良好であることが明らかであり、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。

第十七条中「第九条第三号の資格を取得したとき」を「第九条第二項に規定する職員に該当することとなり」に、「級別資格基準表の学歴免許欄」を「その者に適

用される初任給基準表の学歴免許欄」に、「し、若しくは同表に異なる基準の定めのある試験欄又は職種欄に属する職に異動した結果」を「した等の結果」に改める。

第十九条 削除

第二十条第一項中「別表第十七」を「別表第十」に改める。

第二十一条第一項中「別表第十七の二」を「別表第十一」に改め、同条第三項中「3級」の下に「及び4級」を、「額を」の下に「それぞれ」を加える。

第二十二条を次のように改める。

(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第二十二条 次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、第一号に掲げる異動にあつてはその異動後の職務に応じ決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせ、第二号に掲げる異動にあつてはその異動後の職務に応じ決定するものとする。

一 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(次号に掲げる異動を除く。)

二 給料表の適用を異にする他の職務への異動

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十四条中「前二条」を「第二十二条」に改め、同条第二号中「決定について」の下に「第十二条第二項及び」を加える。

第二十八条第一項中「別表第十八」を「別表第十二」に、「別表第十九」を「別表第十三」に改め、同条第八項中「第二十二条に規定する」を「第二十二条第一号に掲げる」に改める。

第三十六条第一項中「別表第十六」を「別表第九」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第四項を附則第二項とする。

別表第五から別表第八までを次のように改める。

二 短大卒相当の者

- (1) 教育職員免許法別表第二の二種免許状の項第二欄のイ、ロ若しくはハ又は教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百六号。以下「免許法改正法」という。）による改正前の教育職員免許法別表第二の二級普通免許状の項基礎資格欄のニの該当者
- (2) 教育職員免許法第十六条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の所有者
- (3) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第二十一号又は第二十三号の上欄に該当する者
- (4) 旧国民学校令による養護教員免許状の所有者
- (5) 教育職員免許法別表第一により幼稚園、小学校又は中学校教諭の二種免許状を授与された者（免許法改正法による改正前の教育職員免許法別表第一により幼稚園、小学校又は中学校教諭の二級普通免許状を授与された者を含む。）

2 本表の適用を受ける教育職員の経験年数は、その者の該当する次表の基礎学歴欄に掲げる学歴の区分（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。）を取得した時以後の経験年数からその者に適用される本表の学歴免許欄の区分に応じ、その基礎学歴欄に掲げる区分に対応する次表の調整年数欄に掲げる年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等資格区分表の一の1、2又は3の区分に掲げる該当者については一年を、同表の一の5の区分に掲げる該当者については六月を、それぞれその経験年数に加えた年数とする。

調整年数	学歴免許の区分		
	大学卒 (十六卒)	短大卒 (十四年)	高校卒 (十二年)
基礎学歴			
高校三卒	四年	二年	
高校二卒	五年	三年	一年

注 () 内の年数は、それぞれの学歴の修学年数を示す。

- 3 教育職員免許法附則第八項の規定により高等学校教諭の一種免許状を授与された者（免許法改正法による改正前の教育職員免許法附則第八項の規定により高等学校教諭二級普通免許状を授与された者を含む。）に適用される学歴免許等の区分は、「大学卒」の区分とする。
- 4 教育委員会が別に定める講師にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

別表第五 初任給基準表

イ 教育職給料表（一）初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教諭、養護教諭及び栄養教諭	博士課程修了	二級 三十五号給
	修士課程修了	二級 十七号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	二級 五号給
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	短大卒	一級 十五号給
	大学卒	一級 二十五号給
	短大卒	一級 十五号給
	高校卒	一級 五号給

備考

- 1 次の第一号に掲げる者に適用される学歴免許欄の区分は、「大学卒」の区分とし、第二号に掲げる者に適用される同欄の区分は、「短大卒」の区分とする。
 - 一 大学卒相当の者
 - (1) 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）別表第二の一種免許状の項第二欄のロ又はハの該当者
 - (2) 教育職員免許法第十六条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状の所有者
 - (3) 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条第一項の表の第七号の上欄に掲げる免許状の所有者
 - (4) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第十二号、第十四号、第十五号若しくは第二十二号の上欄又は第二十号の二の上欄のイの該当者
 - (5) 旧高等商船学校（旧商船学校の同等の課程を含む。）、旧水産専門学校又は旧水産講習所の卒業生
 - (6) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第七号、第十八号若しくは第二十号の四の上欄又は第二十号の二の上欄ロの該当者で、前各号に掲げる者と同等に取り扱う必要のあるもの

備考

- 一 試験欄の「採用試験」の区分は採用試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、「その他」の区分はその他の職員に適用する。
- 二 試験欄の「採用試験」の区分に掲げる「上級」は、職員採用上級試験及びこれに準ずる採用試験を示し、「中級」は、職員採用中級試験及びこれに準ずる採用試験を示し、「初級」は、職員採用初級試験及びこれに準ずる採用試験を示す。
- 三 試験欄の「採用試験」に掲げる区分の基準学歴は、上級は大学卒、中級は短大卒、初級は高校卒とする。

ロ 教育職給料表（二）初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教諭、養護教諭及び栄養教諭	博士課程修了	二級 四十七号給
	修士課程修了	二級 二十九号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	二級 十七号給
助教諭、養護助教諭及び講師	短大卒	二級 七号給
	大学卒	一級 二十五号給
	短大卒	一級 十五号給
	高校卒	一級 五号給

備考 本表の適用を受ける職員には、イ 教育職給料表（一）初任給基準表の備考第一項から第四項までを準用する。

ハ 学校栄養職給料表初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
学校栄養職員	大学卒	二級 五号給
	短大卒	一級 十五号給

備考

- 一 本表を適用する場合における経験年数は、栄養士又は管理栄養士の免許を取得した時以後のものとする。
- 二 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第五条の三第一号又は第二号の規定に該当する栄養士で同法に規定する管理栄養士となつた者にこの表を適用する場合における初任給は、教育委員会が別に定める。

ニ 事務職給料表初任給基準表

試験	学歴免許	初任給
採用試験	上級	一級 二十九号給
	中級	一級 十九号給
	初級	一級 九号給
その他	高校卒	一級 五号給

二 短大卒	1 短大三卒	(1) 学校教育法による三年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による二年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	2 短大二卒	(1) 学校教育法による二年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（二年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限二年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	3 短大一卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限一年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
三 高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	2 高校三卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）の卒業

別表第六 学歴免許等資格区分表

学歴免許等の資格の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
一 大学卒	1 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	3 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	4 大学六卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限六年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	5 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による四年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	6 大学四卒	(1) 学校教育法による四年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限四年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格

別表第七 修学年数調整表

学歴免許等の資格の区分			調整年数				
基準学歴区分	基準修学年数	学歴区分	修学年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
大学卒	十六年	博士課程修了	二十一年	(+) 五年	(+) 七年	(+) 九年	(+) 十二年
		修士課程修了	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
		専門職学位課程修了	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
		大学六卒	十八年	(+) 二年	(+) 四年	(+) 六年	(+) 九年
		大学専攻科卒	十七年	(+) 一年	(+) 三年	(+) 五年	(+) 八年
		大学四卒	十六年		(+) 二年	(+) 四年	(+) 七年
短大卒	十四年	短大三卒	十五年	(-) 一年	(+) 一年	(+) 三年	(+) 六年
		短大二卒	十四年	(-) 二年		(+) 二年	(+) 五年
		短大一卒	十三年	(-) 三年	(-) 一年	(+) 一年	(+) 四年
高校卒	十二年	高校専攻科卒	十三年	(-) 三年	(-) 一年	(+) 一年	(+) 四年
		高校三卒	十二年	(-) 四年	(-) 二年		(+) 三年
		高校二卒	十一年	(-) 五年	(-) 三年	(-) 一年	(+) 二年
中学卒	九年	中学卒	九年	(-) 七年	(-) 五年	(-) 三年	

備考

- 一 本表の学歴免許等の資格の区分欄に掲げる区分及び調整年数欄の学歴の区分は、学歴免許等資格区分表の区分による。
- 二 調整年数欄に掲げる年数は、同欄に掲げるそれぞれの基準学歴の区分に対応する学歴区分欄に掲げる学歴の調整年数を示し、「(+)」は加える年数を、「(-)」は減ずる年数を示す。
- 三 初任給基準表の学歴免許欄に本表の学歴区分欄に掲げる学歴（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。）が掲げられているときは、その学歴区分の修学年数からその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数を減じ、その差が負となるときは、その差の年数を加える年数として、その差が正となるときは、その差の年数を減ずる年数として、本表に初任給基準表の学歴免許欄の学歴に対する調整年数が定められているものとする。

		(2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
	3 高校二卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格
四 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第七十六条第一項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると教育委員会が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成十八年法律第八十号による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成十三年法律第百五十三号による改正前の保健師助産師看護師法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

別表第八 経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
地方公共団体、国、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	その経験が直接職務に役立つと認められるもの	十割	常時勤務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。
	その他のもの	十割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		十割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	その経験が直接職務に役立つと認められるもの	十割以下	
	その他のもの	五割以下	

備考 初任給基準表に本表と異なる定めをした場合は、その定めによるものとする。

四 昭和四十三年法律第四十七号による改正前の医師法に規定する実地修練を経て医師国家試験に合格した職員については、本表の当該学歴区分欄の修学年数及び調整年数にそれぞれ一年を加えた年数をもって本表のその資格についての修学年数及び調整年数とする。

五 昭和五十年度以前に入学した商船大学の卒業者又は高等専門学校の商船に関する学科の卒業者については、その学歴の属する学歴区分の修学年数からその者の有する各学歴の正規の在学年数の和を減じ、その差が負となるときは、その差を修学年数及び調整年数に加えた年数を、その差が正となるときは、その差を修学年数及び調整年数から減じた年数をもって本表の修学年数及び調整年数とする。

六 次に掲げる学歴を有する職員については、その学歴の属する学歴区分の修業年数及び調整年数に一年を加えた年数をもって本表に掲げる学歴についての修学年数及び調整年数とすることができる。

- (1) 学校教育法による大学の二年制の専攻科の卒業者
- (2) 学校教育法による三年制の短期大学（昼間課程に相当する単位を三年間に取得する夜間課程を除く。）の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。）から学士の学位を授与されたものを除く。）
- (3) 学校教育法による二年制の短期大学の二年制の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
- (4) 学校教育法による高等専門学校の二年制の専攻科の卒業者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。）
- (5) 学校教育法による専修学校の卒業者のうち、修業年限一年以上の高等課程の卒業者
- (6) 旧独立行政法人海員学校（旧海員学校を含む。）司ちゆう・事務科の卒業者
- (7) 旧海員学校の専修科（「高校三卒」を入学資格とする修業年限一年のものに限る。）、専科又は司ちゆう科の卒業者
- (8) 旧海技大学校本科の卒業者

七 旧海員学校高等科の卒業者については、その学歴の属する学歴区分の修学年数及び調整年数にそれぞれ二年を加えた年数をもって本表に掲げる学歴についての修学年数及び調整年数とすることができる。

別表第九から別表第十五までを削る。

別表第十六を別表第九とし、別表第十七を別表第十とし、別表第十七の二を別表第十一とし、別表第十八を別表第十二とし、別表第十九を別表第十三とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

2 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「異にしない」の下に「学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(令和八年埼玉県教育委員会規則第十二号)による改正前の」を加える。

(平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

3 平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則(平成二十七年埼玉県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「別表第十二から別表第十五まで」を「別表第五」に改める。
(学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則の一部改正)

4 学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則(令和五年埼玉県教育委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「別表第十二から別表第十五まで」を「別表第五」に改める。
第十条第一項及び第四項中「第十五条第一項各号」を「第九条第五項各号」に改める。

規 則

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十三号

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「若しくは通勤方法を変更した場合」を「、通勤方法若しくは同条第四項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「額」の下に「若しくは駐車場等の料金を加える。

第四条中「第十一条の二」を「第十一条の五」に改め、「提示」の下に「又は第十一条の二に定める駐車場等としての要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第七条中「第十一条の二第二項」を「第十一条の五第二項」に改める。

第八条第一項第一号中「第九条の五第七項」を「第九条の五第八項」に改める。

第八条の三第二号中「同条第二項第二号に定める額」の下に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同条第三号中「同条第二項第二号に定める額」の下に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第四項第一号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

第十一条第三項中「次条第三項」を「第十一条の五第三項」に改める。

第十一条の二第三項中「第九条の五第五項」を「第九条の五第六項」に、「除く。」及び「を」を「除く。」、「」に改め、「その合計額」の下に「及び条例第九条の五第四項第一号に定める額」を加え、同条を第十一条の五とする。

第十一条の次に次の三条を加える。

（駐車場等の要件）

第十一条の二 条例第九条の五第四項の教育委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 勤務学校の周辺又は第四条の規定に基づき決定し、若しくは改定する通勤手当の額の算出の基準となる第六条の通勤経路若しくはこれに準ずるものとして

教育委員会が定める経路上にある交通機関の駅又は停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を利用するために利用する施設（自動車等（自転車を除く。）の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第九条において準用する職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第八条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状態、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると教育委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第十一条の三 条例第九条の五第四項の教育委員会規則で定める学校職員は、第八条の三第二号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第十一条の四 条例第九条の五第四項第一号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が五千円を超える場合にあつては、五千円）とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によつて定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 教育委員会が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等についての前号イからハまでに掲げる場合の区分に応じ同号イからハまでに定める額を合計した額

2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、国有財産又は公有財産（以下この項において「国有財産等」という。）の使用許可等を受けた駐車場等を利用する場合であつて、当該使用許可等に係る国有財産等の使用料等の減免を受ける場合における前項の

規定の適用については、同項中「五千円を超える場合にあつては、五千円」とあるのは「五千円から減免を受ける額（その額が二以上の月にわたる場合にあつては、その額をそのわたる月の数で除して得た額とし、その額が二以上あるときは、当該二以上の減免を受ける額の合計額）を差し引いた額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。以下この項において「減免時上限額」という。）を超える場合にあつては、減免時上限額」と、同項第一号中「当該料金の額」とあるのは「当該料金の減免後の額」とする。

第十二条の二第一項中「第九条の五第六項」を「第九条の五第七項」に改め、同項第二号中「若しくは通勤方法」を「通勤方法若しくは駐車場等」に改め、「変更し」の下に「、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」を加え、「額若しくは」を「額、」に改め、「規定による額」の下に「若しくは駐車場の料金」を加え、同条第二項及び第三項中「第九条の五第六項」を「第九条の五第七項」に改める。第十二条の三第一項中「第九条の五第七項」を「第九条の五第八項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から駐車場等（学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第五十六号）第三条による改正後の学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）第九条の五第四項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の学校職員としての要件を具備するに至つたものは、この規則による改正後の学校職員の通勤手当に関する規則第三条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十四号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「期間」の下に「及び職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定により休職にされていた期間（第十二条第二項第四号において「研究休職等期間」という。）のうち教育委員会の定める期間」を加える。

第七条第一項第一号中「在職した」を「勤務した」に改め、同項第二号中「イからロ」を「イからホ」に、「在職した」を「勤務した」に改め、同号に次のように加える。

ホ 民間における企業体、団体等の職員のうち教育委員会の定めるもの

第七条第二項中「前条第二項及び第三項の規定を準用する」を「前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前条第三項に規定する期間に相当する期間については、除算は行わない。

第七条の二第二項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第十二条第二項第四号中「あつた期間」の下に「及び研究休職等期間のうち教育委員会の定める期間」を加え、同項第十号中「しなかつた期間」の下に「及び勤務時間条例第十八条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間（いずれの承認も受けていた場合には、それぞれの勤務しなかつた期間を合算した期間）」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十五号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五条第二項」を「次条第二項」に改める。

第四条を削る。

第五条第一項第一号中「へき地等学校以外」を「へき地学校又はへき地学校に準ずる学校（以下「へき地等学校」という。）以外」に改め、同項第二号中「移動」を「移転」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五条 条例第十条の三第二項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される学校職員は、次に掲げる学校職員とする。

一 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する学校職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前三年以内に当該学校等に異動し、又は新たに採用され、当該異動又は当該採用に伴つて住居を移転したもの

二 新たに学校職員に採用された者で、新たに採用された日（以下この条において「採用日」という。）の前日に勤務していた学校等に引き続き勤務することとなつた学校職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する学校職員で、指定日前三年以内に当該学校等に異動し、又は新たに採用されたことに伴つて住居を移転したものとなるもの

2 前項各号に掲げる学校職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 前項第一号に掲げる学校職員 当該学校職員の指定日に勤務する学校等が同号に規定する異動又は採用の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に、前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間

二 前項第二号に掲げる学校職員 当該学校職員が採用日前から学校職員として引き続き勤務していたものとした場合に、前項（第一号に係る部分に限る。）及びこの項（前号に係る部分に限る。）の規定により指定日以降へき地手当に

準ずる手当が支給されることとなる期間

附則第二項中「第五条第二項」を「第四条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十六号

学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の扶養手当に関する規則(昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「以上」の下に「(満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上)」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十七号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「各号に定める期間」を「各号に定めるとおり」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（子育て部分休暇の承認）

第十六条の二 教育委員会は、子育て部分休暇の請求について、条例第十六条の二第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち校務の運営に支障がある時間については、この限りでない。

2 子育て部分休暇の単位は、三十分とする。

3 育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業、介護時間又は特別休暇（第十二条第一項第五号の場合のものに限る。）の承認を受けて勤務しない時間がある日の子育て部分休暇については、一日につき二時間から当該部分休業、当該介護時間又は当該特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第十七条の二第三項中「請求する部分休業」の下に「又は子育て部分休業」を、「当該部分休業」の下に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第十八条第一項及び第二項中「組合休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加える。
第二十二条第二項中「各号に定める期間」を「各号に定めるとおり」に改め、同項に次の四号を加える。

十五 第十二条第一項第二十一号に掲げる場合の休暇 その都度必要と認められる期間

十六 生後満一年に達しない子を育てる非常勤の学校職員が、労働基準法第六十七條第一項に規定する育児時間を請求する場合の休暇 一日につき二回とし、それぞれ三十分

十七 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤の学校職員が、次に掲

げる場合において、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ
る子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

イ その子の看護を行う場合

ロ その子が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合

ハ その子が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があること
により臨時に休業となることその他これに準ずる事由により、その子の世話
を行う必要がある場合

十八 要介護家族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある
者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母及び第十四
条第一項各号に掲げる者であつて、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期
間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この号並びに次項
第五号及び第六号において同じ。）の介護等のため勤務しないことが相当であ
ると認められる場合の休暇 一の年度において五日（要介護家族が二人以上の
場合にあつては、十日）の範囲内の期間

第二十二条第三項中「各号に定める期間」を「各号に定めるとおり」に改め、同
項第四号を次のように改める。

四 小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に
ある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当で
あると認められる場合の休暇 一日につき二時間（当該非常勤の学校職員につ
いて一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間
を下回る場合にあつては、当該減じた残りの時間）を超えない範囲内で必要と
認められる時間

第二十二条第三項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、同項第八号
中「認められる期間」を「認められる時間」に改め、同号を同項第六号とし、同項
中第九号を第七号とし、第十号を削り、同条第六項中「及び第十四号」を「第十
四号、第十七号及び第十八号」に、「第三項第五号及び第六号」を「第三項第四号」
に改め、同条第十項中「第三項第七号」を「第三項第五号」に改め、同条第十一項
中「第三項第八号」を「第三項第六号」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十八号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「別表第三の五」を「別表第三の三」に改め、同条第七項中「別表第三の三」を「別表第三の四」に改め、同条第八項中「別表第三の四」を「別表第三の五」に改め、同条第十一項中「別表第三の八」を「別表第三の十」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「別表第三の七」を「別表第三の九」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 職員が、勤務時間条例第十六条の二に規定する子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、子育て部分休暇承認請求書（別表第三の七）をもつて、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ請求しなければならない。

11 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、子育て部分休暇変更届（別表第三の八）をもつて、遅滞なく、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ届け出なければならぬ。

- 一 産前の休暇を始めた場合
 - 二 出産した場合
 - 三 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
 - 四 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合
 - 五 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合
- 第十七条の二第一号中「休業」を「休暇」に改める。
- 別表第三の三から別表第三の五までを次のように改める。

別表第3の3（第10条関係）

年 分 病 気 休 暇 簿

職名		氏名												
承認 月日	申請 月日	承認				期 間					期間の連続性の有 無等	理 由	証明書 類の有 無	備考
		決裁 権者												
・	・					月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
						月	日	時	分まで	時	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
						月	日	時	分まで	時	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
						月	日	時	分まで	時	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
						月	日	時	分まで	時	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
						月	日	時	分まで	時	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分から	日	<input type="checkbox"/> 有 (合計 日)		<input type="checkbox"/> 有	
						月	日	時	分まで	時	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無	

備考 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
 2 「期間の連続性の有無等」の欄には、今回の申請に係る特定病気休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第3項第1号から第3号までに掲げる場合以外の場合における病気休暇をいう。以下同じ。）の期間と前回までの特定病気休暇の期間が連続する場合（連続するものとみなされる場合を含む。）に該当するかについてその有無を記入し、これに該当するときは今回の申請に係る特定病気休暇の日数と前回までに使用した特定病気休暇の日数を合計した日数（当該療養期間中の週休日等の日数を含み1日以外を単位とする特定病気休暇を申請する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数）を記入すること。

別表第3の4（第10条関係）

要介護者の状態等申出書		年	月	日
校長 様				
	学校名	職名		
	氏	名		
1 要介護者に関する事項				
(1) 氏名				
(2) 職員との続柄				
(3) 職員との同居又は別居の別				
<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居				
(4) 介護が必要となった時期				
年 月 日				
2 要介護者の状態				
3 備考				
注1 「1 (4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。				
注2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるよう、具体的に記入する。				

別表第3の5（第10条関係）

ボランティア活動計画書	
	学校名 職名 氏 名
1 活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日
2 活動の種類	<input type="checkbox"/> 被災者への支援活動 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設等における活動 <input type="checkbox"/> その他
3 活動場所	施設名等 _____ 所在地 _____ 電 話 () _____
4 具体的な活動内容	
5 仲介団体等の有無及び団体名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 団体名 _____ 電 話 () _____
6 備考	
注1 「3 活動場所」及び「4 具体的な活動内容」については、当該活動が仲介団体等（社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となつて活動を行う団体も含まれる。）を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。	
2 「3 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名及び住所等を記入する。	
3 「6 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。	

別表第三の八を別表第三の十とし、別表第三の七を別表第三の九とし、別表第三の六の次に次の二表を加える。

表

子育て部分休暇承認請求書			
			年 月 日
(校長は教育長宛) (所属職員は校長宛)		様	
		学 校 名 職 名 氏 名	
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。			
1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日		年 月 日生
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分 時 分～時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分 時 分～時 分
3 備 考			

(注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類又はその写しを添付すること。
 2 子育て部分休暇の承認の取消しを請求する場合は、その旨を裏面に記入すること。
 3 該当する□には✓印を記入すること。

裏

承認				子育て部分休職の承認の 取消しを請求する時間			時間数	備考
決裁 権者			月日	午 前	午 後			
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

別表第六の五中「解野のオホ」を「解野のオホ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県立学校職員服務規程に定める様式の内紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十九号

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「と（いう。）」の下に「、子育て部分休暇」を加え、同条第二項中「病気休暇等」の下に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立学校文書管理規則及び埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十号

埼玉県立学校文書管理規則及び埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する

規則

(埼玉県立学校文書管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県立学校文書管理規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三種文書等(保存期間が五年の文書等)の項中六を八とし、五を七とし、四の次に次のように加える。

5 旅行命令簿、休暇届等

6 復命書

別表第四種文書等(保存期間が三年の文書等)の項中一及び二を削り、三を一とし、四から六までを二から四までとする。

(埼玉県立高等学校管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立高等学校管理規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項の表第九号中「三年」を「五年」に改め、同表中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同表第十号中「届書綴」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同表第十一号とし、同表第九号の次に次の一号を加える。

十	職員の仕事に関する文書綴	五年
---	--------------	----

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(埼玉県立学校文書管理規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日前に職員が作成し、又は取得した旅行命令簿、休暇届等及び復命書の保存期間については、なお従前の例による。

(埼玉県立高等学校管理規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の日前に職員が作成し、又は取得した職員旅行命令簿及び願書、

届書綴の保存期間については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十一号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定による」を「第四条の規定に基づき、」に、「以下同じ」を「第三条及び第十八条において同じ」に改める。

第二条中「で」を「において」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「法第三条、又は条例第二条」を「同法第三条又は公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「政令」という。）第一条」に改める。

第五条中「以下第十六条」を「第十六条」に改める。

第五条の二から第五条の六までを削る。

第九条第一項中「条例第十二条の規定により」を「政令第十一条第一項及び第二項に規定する」に改める。

第十四条第一項第四号イ中「条例第十一条第一項（同項第一号を除く。）の規定」を「政令第十条第一項各号（同項第一号を除く。）のいずれかに該当すること」に改め、同号ハ中「第五条の六」を「政令第八条第一項第四号」に、「又は第五条の六」を「又は同号」に改める。

別表第一から別表第三までを削る。

様式第二号から様式第七号までを次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

公務災害認定通知書

注 意 事 項

1 時効について
補償を受ける権利は、これを行使することができる時から2年間（障害補償及び遺族補償については、5年間）行使しないときは、時効により消滅します。

2 問合せ先について
この通知書に記載された事項の詳細については、埼玉県教育局県立学校部保健体育課にお問い合わせください。

教 示

1 審査請求について
この認定について不服がある場合は、この認定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県人事委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、この認定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この認定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について
この認定の取消しの訴えは、この認定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。
ただし、この認定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この認定の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、認定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記 号 番 号
年 月 日

.....様

.....埼玉県教育委員会..... 印

下記の傷病については、公務により生じた災害と認定されましたので、埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和54年埼玉県教育委員会規則第9号）第4条の規定により通知します。

記

1 氏 名

2 傷 病 名

3 災害発生年月日年.....月.....日.....

4 認 定 番 号

様式第3号（第5条関係）

⑧ 送金希望の場合	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 支店 支所	※ 受理	年 月 日
		□普通預金	□当座預金		
	□座番号			※ 決定	年 月 日
	預金名義者			※ 支払	年 月 日
	その他			※ 決定金額	円

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する口に **△**印を記入すること。
 2 「2補償費用の受領委任」の欄には、診療に当たった医師又は医療機関に補償費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
 3 「4看護料」及び「5移送費」については、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
 4 「6上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事を含まない場合の食事料及び療養に必要な治療材料等の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
 5 「※9診療費請求明細」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師又は柔道整復師の証明書を添付してもよいこと。
 6 診療報酬点数算出ができない場合は、金額で記入すること。

療養補償請求書

				請求回数	第 回	
(宛先)埼玉県知事.....		請求年月日	年 月 日			
下記の療養補償を請求します。		請求者の住所				
		ふりがな 氏 名				
※1 所証 属 長の 明	認定番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日	負傷又は発病年月日 年 月 日		
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印						
2 補償 費用 の 受領 任						
この請求書による療養補償の費用の受領を.....に委任します。 委任者の氏名.....						
上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。 受任者の住所..... 氏名.....						
3	診 療 費	内訳は「9診療費請求明細」欄記載のとおり			円	
4	看 護 料	□看護師 □附添婦	年 月 日から 年 月 日まで	日間	円	
5	移 送 費	交通費 から まで キロメロ片道 ートルロ往復 回				円
		その他の移送費				円
6	上記以外の療養費	内訳別紙請求書又は領収書 枚のとおり			円	
7	療養補償請求金額	3～6の合計額			円	

(10) その他		
(11) 入院年月日	年 月 日	
入院 病食 院普 療基 所寝 その他	基特2 食看2	入院時基本診療料 (室料・看護料・給食料) 点
	食看1 食特1	食有 × 日間 食無 × 日間 特食 × 日間
	食看2 食基2	入院時医学管理料 1月未満 × 日間 1月～3月未満 × 日間 3月以上 × 日間
	食看3 食寝3	
	その他	
(12) 診療報酬点数表により計算できる合計額	1点単価	円
(13) いもの (例えば診断書料・入院室料差額等)		円
(14) 診療費請求合計額	(12) + (13)	円
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 診療機関の { 所在地 名称 医師 氏名		

※ 9 療 費 請 求 明 細	(1) 傷病名	イ ロ ハ	(2) 診療開始日	イ年 月 日 ロ年 月 日 ハ年 月 日	診療期間	年月日から 年月日まで	診療 実日数	日	転 帰	治ゆ	死亡	中止
	(3) 初診	時間外・休日・深夜	回	点								
	再診	再 内科再診	回									
	診	時間外 休日・深夜	回									
	指導		回									
	往診	普通 夜間 深夜・暴風雨雪・難路	回									
	(4) 投薬料	内服 薬調・処 屯服 薬調・処 外用 薬調・処	単位 回 単位 回 単位 回									
	(5) 注射料	皮下筋肉内 静脈内 その他	回 回 回									
	(6) 処置料	薬劑	回 回									
	(7) 手麻酔料	薬劑	回 回									
(8) 検査料	薬劑	回 回										
(9) レントゲン料		回 回										

様式第4号（第5条関係）

休業補償請求書

6 送金希望の場合	□座振替	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 支店 支所	※ 受理	年 月 日
		□普通預金	□当座預金		※ 決定	年 月 日
		□座番号			※ 支払	年 月 日
	預金名義者			※ 決定金額	円	
その他						

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する口に△印を記入すること。
- 2 「5医師の証明」については、同様事項を記載した医師等の証明書をもって代えることができる。
- 3 第2回以後の請求の場合における「療養のため休業した期間」及び「療養のため勤務その他の業務に従事することができなかつたと認められる期間」については、前回の請求後の分について記入すること。
- 4 この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。
- (1) 厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を回るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を回るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）

				請求回数	第 回
(宛先) 埼玉県知事		請求年月日	年 月 日		
下記の休業補償を請求します。		請求者の住所 ふりがな 氏 名			
※1 所属長の証明	認定番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日	負傷又は発病年月日 年 月 日	
	補償基礎額	円	療養のため 休業した期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印				
2	厚生年金保険法等 の適用	<input type="checkbox"/> の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。	被保険者証等の 記号番号	所轄年金事務所 等	
3 休業補償請求金額の計算	療養のため休業した期間のうち給与その他の業務上の収入を得ることができなかつた期間		年 月 日から	日間のうち 日	
	通 常 の 場 合	(補 償 基礎額)	年 月 日まで	(請求日数)	
	条例第2条の規定により政令第6条又は附則第3条の規定の例によることとされる補償の制限又は額の調整をする場合		円		
4 休業補償請求金額		円			
※5 医師の証明	傷 病 名		傷病の部位		
	現在の状態	年 月 日	<input type="checkbox"/> 治癒	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 転医
	療養のため勤務 その他の業務に 従事することが できなかつたと 認められる期間	年 月 日から 年 月 日まで	勤務その他の業 務に従事するこ とができなかつ たと認められる 理由		
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 診療機関の (所在地 医師 氏名					

様式第5号（第5条関係）

傷病補償年金請求書

		※年金証書番号 第 号	
(宛先) 埼玉県知事		請求年月日 年 月 日	請求者の住所 ふりがな 氏 名
下記の傷病補償を請求します。			
※1 所属長の証明	認定番号 第 号	所属 学校名	職・氏名 生年月日
	負傷又は発病年月日 年 月 日		
	補償基礎額	円	
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印			
2 傷病等級	第 級	3 傷病等級 該当年月日	年 月 日
4 傷病の名称、部位及びその状態			
5 既存障害の部位及びその程度			
6 日常生活の状態			
7 厚生年金保険法等 の適用	<input type="checkbox"/> の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。	被保険者証書等 の記号番号	所轄年金事務所 等
8 通常の場合	$\text{（補償基礎額）} \times \text{（倍数）} = \text{円}$		
傷病年 補償額 の 年計 金算 請	条例第2条の規定により政令第6条又は附則第3条の規定の例によることとされる補償の制限又は額の調整をする場合 円		
9 傷病補償年金請求年額	円		
10 添付する書類その他の資料名			

- (2) 障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
- (3) 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等が支給される場合を除く。）
- (4) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和80年法律第34号。以下「昭和80年法律第34号」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法による障害年金
- (5) 昭和80年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法による障害年金
- (6) 昭和80年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法による障害年金

- (2) 障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
- (3) 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等が支給される場合を除く。）
- (4) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和80年法律第34号。以下「昭和80年法律第34号」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法による障害年金
- (5) 昭和80年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法による障害年金
- (6) 昭和80年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法による障害年金

11 送金希望の場合	□座振替	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 農協同組合	支店 支店 支所	※受理	年 月 日
		□普通預金		□当座預金		
		□座番号			※決定	年 月 日
		預金名義者			※決定 年額	円
	その他					

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する口に☑印を記入すること。
- 2 「4傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 この請求書には、傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。
- 4 この請求書を提出するときに、請求する傷病補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。
- (1) 厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）

様式第7号（第5条関係）

障害補償一時金請求書

		※年金証書番号 第 号	
(宛先) 埼玉県知事		請求年月日 年 月 日	請求者の住所 ふりがな 氏 名
下記の障害補償を請求します。			
※1 所属長の証明	認定番号 第 号	所属 学校名	職・氏名 生年月日
	補償基礎額	円	
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印		
2	障害等級 第 号	3	治療年月日 年 月 日
4	障害の部位及びその程度		
5	既存障害とその程度		
6	厚生年金保険法等 の適用	<input type="checkbox"/> の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。	被保険者証書等 の記号番号
7	通常の場合	(補償基礎額) × (倍数) = 円	
障害補償一時金の計算	条例第2条の規定により政令第6条又は附則第3条の規定の例によることとされる補償の制限又は額の調整をする場合		
8	障害補償一時金請求年額		円
9	添付する書類その他の資料名		

様式第6号（第5条関係）

傷病補償年金変更請求書

(宛先) 埼玉県知事		請求年月日 年 月 日
下記のとおりに傷病補償の変更を請求します。		請求者の住所 ふりがな 氏 名
※1 所属長の証明	年金証書の番号 第 号	所属 学校名
	補償基礎額	円
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印	
2	現在受けている傷病補償年金の 傷病等級	第 級
3	現在受けている傷病補償年金の 支給が開始された年月	年 月
4	障害の程度に変更があつた年月日	年 月 日
5	傷病の名称、部位及びその状態	
6	変更後の傷病等級	第 級
7	通常の場合	(補償基礎額) × (倍数) = 円
傷病補償の計算	条例第2条の規定により政令第6条又は附則第3条の規定の例によることとされる補償の制限又は額の調整をする場合	
8	傷病補償年金請求年額	
9	添付する書類その他の資料名	
※受理	年 月 日	※決定 年 月 日
		※決定年額 円

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。
 2 「5 傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記入すること。
 3 この請求書には、障害の程度に変更があつた時期の決定及び変更後の傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

様式第八号中

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和32年埼玉県条例第50号)第7条又は附則第3条の規定により支給額が制限又は調整される場合

を

条例第2条の規定により政令第6条又は附則第3条の規定の例によることとされる補償の制限又は額の調整をする場合

に改める。

第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)

- (2) 障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)
 - (3) 障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等が支給される場合を除く。)
 - (4) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)第5条の規定による改正前の船員保険法による障害年金
 - (5) 昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法による障害年金
 - (6) 昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法による障害年金
- 5 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

10 送金希望の場合	□座振替	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 支店 支所	※受理	年 月 日	
		□普通預金		□当座預金	※決定	年 月 日	
		□座番号				※支払	年 月 日
		預金名称者				※決定 年額金額	円
	その他						

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□に△印を記入すること。
- 2 「4障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 「5既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 4 「6厚生年金保険法等の適用」の欄には、障害補償年金を受けようとする者について記入すること。
- なお、この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。

(1) 厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条

様式第8号の2(第5条関係)

介護補償請求書

6 親族等で介護に従事した者	氏名	請求者との続柄又は関係	請求者が介護を受けた期間		
			年 月 日～	年 月 日	
			年 月 日～	年 月 日	
			年 月 日～	年 月 日	
7 添付する書類その他の資料名					
8 送金希望の場合	口座番号	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 農協 支店 支所	* 受理	年 月 日
		□ 普通預金 □ 当座預金		* 決定	年 月 日
		□ 口座番号		* 支払	年 月 日
	預金名義者		* 決定金額	円	
その他					

- (注) 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。該当する口に△印を記入すること。
- 2 「2 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態」の欄については、第1回目の請求を行う場合及び第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更があった場合にのみ記入することとし、記入事項が添付する医師等の証明書又はその写しの記載事項と同じであるときは、「証明書のとおり」と記入すること。
- 3 この請求書には、常時又は随時介護を要する状態にあることの決定に必要な医師等の証明書又はその写しその他必要な書類を添付すること。ただし、第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更がない場合は、医師等の証明書又はその写しを添付しなくてよい。

(宛先) 埼玉県知事		請求年月日	年 月 日	請求回数	第 回
下記の介護補償を請求します。		請求者の住所 ふりがな 氏 名			
所属学校名		氏名・生年月日	年 月 日生		
*1 所属長の証明	職 名	負傷又は発病年月日			
	受けている年金の種類	□ 傷病補償(傷病等級第 級第 号) □ 障害補償(障害等級第 級第 号)			
	年金証書の番号	第 号			
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印				
2	障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態				
3	介護を要する状態の区分	□ 常時介護を要する状態 □ 随時介護を要する状態			
4 請求内容	請求対象年月	介護を要する費用として支出した額	親族等から介護を受けた日の有無	請求月額	
	年 月	円	□ 有 □ 無	円	
	年 月	円	□ 有 □ 無	円	
	介護補償請求金額(請求月額の合計)				円
5 介護を受けた場所	□ 自宅 □ 病院・施設等(名称:) 入院(入所)期間 年 月 日～ 年 月 日				

様式第八号の二から様式第十九号までを次のように改める。

様式第9号（第5条関係）

遺族補償年金請求書

額の計算	条例第2条の規定により政令附則第3条の規定の例によることとされる額の調整をする場合	円			
6 遺族補償年金請求年額	請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合	円			
	代表者を選任した場合	(6の請求年額) × (請求者の数) = 円			
7 厚生年金保険法等の適用	<input type="checkbox"/> の被保険者であった	被保険者証書等の記号番号	所轄年金事務所等		
	<input type="checkbox"/> 被保険者でなかった				
8	添付する書類その他の資料名				
9 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関名	銀行 支店 信用金庫 支店 農協 支所	※ 受理	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※ 決定	年 月 日
		口座番号		※ 決定年額	円
		預金名義者			
	その他				

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する口に **レ**印を記入すること。
 2 「3請求者及び遺族補償年金を受けられる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは レ 、その者が代表者であるときは ク 、その者が障害等級第7級以上の障害の状態にあるときは ク 、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは ク と明記すること。
 3 「4既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2請求の事由」の欄の記入が「学校医等の死亡」以外の場合に記入すること。
 4 「7厚生年金保険法等の適用」の欄には、死亡学校医等又は請求者が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正す

		※年金証書番号 第 号			
(宛先) 埼玉県知事		請求年月日 年 月 日	請求者(代表者)の住所 氏名 死亡学校医等との続柄		
下記の遺族補償年金を請求します。					
※1 所属長の証明	認定番号 第 号	所属 学校名	職・氏名 生年月日		
	補償基礎額		円		
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印				
2 請求の事由	<input type="checkbox"/> 学校医等の死亡 <input type="checkbox"/> 先順位者の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であった子の出生 <input type="checkbox"/> 先順位者の所在不明				
3 請求者及び遺族補償年金を受けられることができる遺族	氏名	生年月日	住所	死亡学校医等との続柄	備考
4 既に遺族補償年金を受けている者	氏名	生年月日	住所	死亡学校医等との続柄	備考
5 遺族補償年金請求年	通常の場合	$(\text{補償基礎額}) \times (\text{倍数}) \times \frac{1}{(\text{請求者の数})} = \text{円}$			

年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金

5 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 死亡診断書、死体検案書、検視調書その他学校医等の死亡の事実及びその死亡が公務により生じたものであることを証明する書類又はその写し。
- (2) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡学校医等との続柄に関する市区町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本でもよい。）
- (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が学校医等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (4) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (5) 請求者が妻1人で、障害等級第7級以上の障害の状態にあるとき（請求者が満55歳以上の者であるときを除く。）は、その者が学校医等の死亡の時以後当該障害の状態にあったこと及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他の書類
- (6) 請求者（前号を除く。）又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が障害等級第7級以上の障害の状態にある者であるときは、その者が学校医等の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類
- (7) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類
- (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所が分からないときは、その旨）を記載した書類
- (9) 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認めることのできる書類（代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類）

る法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）若しくは旧国民年金法（昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは「□ の被保険者であった。」の□に△印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するとき、既に当該遺族補償年金と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。

- (1) 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（昭和60年法律第34号附則第29条第1項の規定による遺族基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）
- (2) 遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）
- (3) 遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金
- (4) 昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法による遺族年金
- (5) 昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法による遺族年金
- (6) 昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法による母子

様式第 10 号（第 5 条関係）

7 送金希望の場合	□座振替	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 支店 支所	※受理	年 月 日
		□普通預金 □当座預金			※決定	年 月 日
		□座番号			※支払	年 月 日
		預金名義者				
	その他			※決定金額	円	

- (注) 1 請求者は、※の欄は記入しないこと。該当する口に 印を記入すること。
- 2 「2請求者（代表者）が選択する逸族補償年金前払一時金の額」の欄については、請求者が選択した倍数を○で囲むこと。
- 3 「4逸族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る逸族補償年金の額」の欄には、逸族補償年金の最初の支払いに先立って申し出る者は記入しないこと。

逸族補償年金前払一時金請求書

(宛先) 埼玉県知事		請求年月日	年 月 日
下記の逸族補償年金前払一時金を請求します。		請求者（代表者）の 住 所 ふりがな 氏 名 死亡学校医等との続柄	
※1	認定番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日
所 属 長 の 証 明	補償基礎額		負傷又は発病年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日
	円		
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印		
2	請求者（代表者）が選択する 逸族補償年金前払一時金の額	1,000倍 800倍 補償基礎額の 600倍に相当する額 400倍 200倍	
3	逸族補償年金前払一時金の 請求金額	(補償基礎額) × 倍 = 円	
4	逸族補償年金前払一時金の申出 を行った月までの期間に係る逸 族補償年金の額	年 月分から 年 月分まで 円	
5	規則第 4 条による通知を受けた 年月日	年 月 日	
代 表 者 の 選 任	(代表者の氏名) を代表者とし、逸族補償年金前払一時金の請求及び受領を委任します。		
	住 所	氏 名	死亡学校医等 との続柄

様式第 11 号 (第 5 条関係)

遺族補償一時金請求書

5 送金希望の場合	□座振替	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 農協組合	支店 支店 支所	※受理	年 月 日
		□普通預金	□当座預金		※決定	年 月 日
		□座番号			※支払	年 月 日
		預金名義者			※決定金額	円
	その他					

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する口に **✓**印を記入すること。
- 2 「2遺族補償一時金請求額の計算」の欄の「受給権者の氏名」の項には、すべての受給権者について記入すること。
- 3 「2遺族補償一時金請求額の計算」の欄の「遺族補償年金が支給されていた場合」の項には、この請求書の提出前に当該補償の事由となった学校医等の死亡に係る遺族補償年金の支給が行われていた場合にのみ記入すること。
- 4 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(1)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はないこと。
- (1) 死亡診断書、死体検案書、検視調書その他学校医等の死亡の事実及びその死亡が公務により生じたものであることを証明する書類又はその写し。
- (2) 請求者の氏名及び死亡学校医等との続柄又は関係に関する市区町村長の発行する証明書(戸籍の謄本又は抄本でもよい。)
- (3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (4) 学校医等の死亡に係る遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に先順位者がないことを証明する書類
- (5) 請求者が死亡学校医等の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、学校医等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(宛先) 埼玉県知事				請求年月日	年 月 日
下記の遺族補償一時金を請求します。				請求者の住所 ふりがな 氏 名 死亡学校医等との続柄	
※1 所属長の証明	認定番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日	負傷又は発病年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日	
	補償基礎額		円		
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印					
2 遺族補償一時金請求額の計算	受給権者の氏名	生年月日	死亡学校医等との続柄又は関係	(補償基礎額) (倍数) (支給された年金額の総計)	
				(× -)	
				× 1 = 円	
				(受給権者の数)	
遺族補償年金が支給されていた場合	年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	支給された年金額の合計		
		第 号	円		
		第 号	円		
		第 号	円		
総 計			円		
3 遺族補償一時金請求額				円	
4 添付する書類その他の資料名					

様式第 12 号 (第 5 条関係)

葬 祭 補 償 請 求 書

(宛先) 埼玉県知事 下記の葬祭補償を請求します。		請求年月日	年	月	日
		請求者の住所 ふりがな 氏 名 死亡学校医等との続柄又は関係			
※1 所属長の証明	認定番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日	負傷又は発病年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日	
	補償基礎額 円				
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印				
2 葬祭補償請求金額の計算		(補償基礎額)			
		(A) 円 + × 30 = 円			
		(補償基礎額)			
3 葬祭補償請求金額		(B) × 60 = 円			
		(C) (A)、(B)のうち高い金額 □(A) □(B)			
4 送金希望の場合		振込先金融機関名	銀行支店 信用金庫支店 農協同組合支所	※受理	年 月 日
□座振替	□普通預金 □当座預金		□座番号	※決定	年 月 日
	預金名義者			※支払	年 月 日
	その他			※決定金額	円

(注) 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する口に 印を記入すること。

- (6) 請求者が配偶者、死亡学校医等の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の者で、主として死亡学校医等の収入によって生計を維持していた者であるときは、学校医等の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (7) 請求者が、死亡学校医等の遺言又はその任命権者に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証明する書類
- (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類

様式第 13 号（第 5 条関係）

未支給の補償請求書

- (1) 死亡診断書、死体検案書、検視調査その他死亡受給権者の死亡を証明する書類又はその写し
- (2) 未支給の補償が遺族補償年金以外の補償であるときは、次に掲げる書類
- イ 請求者の氏名及び死亡受給権者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本でもよい。）
- ロ 請求者が受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
- ハ 請求者が、婚姻の届出をしていないが、受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (3) 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類
- (4) 死亡受給権者が、この請求に係る未支給の補償分についてまた請求をしていなかったときは、その請求を行うこととした場合に必要書類

				認定番号	
				第 号	
(宛先) 埼玉県知事 下記の未支給の補償の支給を請求します。		請求年月日	年	月	日
		請求者の住所 ふりがな 氏 名 死亡した受給権者との続柄			
1	死亡した受給権者	氏 名			
		死亡年月日	年	月	日
2	未支給の補償	種 類	(年金たる補償のときは 年金証書の番号 第 号)		
		請求金額	円		
3	添付する書類その他の資料名				
4 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関名	銀行 支店 信用金庫 支店 農業協同組合 支所	※受理	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※決定	年 月 日
		口座番号		※支払	年 月 日
		預金名義者		※決定金額	円
	その他				円

- (注) 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する口に 印を記入すること。
- 2 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、請求者が、未支給の補償と併せて、遺族補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。

様式第 14 号（第 7 条関係）

教 示

1 審査請求について

この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県人事委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この決定があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

療養補償決定通知書	認定 番号
年 月 日	
.....様	
.....埼玉県教育委員会..... 啓	
療養補償の決定について	
年 月 日付で請求のあつた.....につい	
て、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。	
記	
<input type="checkbox"/> 支 給	
<input type="checkbox"/> 不 支 給	
理 由

1 受給権者の氏名
2 支払金額円
3 支払の場所及び方法
4 支払日（振込日）年 月 日
5 委任に基づく受領者	住 所.....
	氏 名.....
6 そ の 他

様式第 15 号（第 7 条関係）

教 示	
1	<p>審査請求について</p> <p>この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県人事委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p>
2	<p>取消訴訟について</p> <p>この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。</p> <p>ただし、この決定があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>

休 業 補 償 決 定 通 知 書		認定 番号
		年 月 日
.....様		
.....埼玉県教育委員会.....様		
休業補償の決定について		
年 月 日付けで、請求のあつた休業補償について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。		
記		
<input type="checkbox"/>	支 給	
<input type="checkbox"/>	不 支 給	
	理 由
1	受給権者の氏名
2	補償期間 年 月 日から 年 月 日までのうち.....日間
3	補償基礎額
4	支払金額円
5	支払の場所及び方法
6	支払日（振込日）年.....月.....日
7	そ の 他

様式第 15 号の 2 (第 7 条関係)

教 示

1 審査請求について

この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県人事委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この決定があつたことを知つた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

介護補償決定通知書	認定 番号
年 月 日	
.....様	
.....埼玉県教育委員会..... 尊	
介護補償の決定について	
年 月 日付けで請求のあつた介護補償について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。	
記	
<input type="checkbox"/> 支給	
<input type="checkbox"/> 不支給	
理由	
.....	
.....	
1 受給権者の氏名	
2 補償期間	
	年 月 日から
	年 月 日までのうち.....月分
3 支払金額	円
4 支払の場所及び方法	
5 支払日(振込日)	年 月 日
6 その他	

様式第 16 号（第 7 条関係）

教 示	
1	<p>審査請求について</p> <p>この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県人事委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p>
2	<p>取消訴訟について</p> <p>この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。</p> <p>ただし、この決定があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>

傷 病 補 償 決 定 通 知 書		認定 番号
		年 月 日
.....様		
.....埼玉県教育委員会.....様		
傷病補償の決定について		
年 月 日付で請求のあつた傷病補償について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。		
記		
<input type="checkbox"/>	支 給	
<input type="checkbox"/>	不 支 給	
	理 由
1	受給権者の氏名
2	年金支給金額円
3	補償基礎額円
4	傷病等級	第.....級
5	年金証書の番号	第.....号
6	支給開始年月年.....月
7	支払の場所及び方法
8	そ の 他

様式第 17 号（第 7 条関係）

教 示

1 審査請求について

この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県人事委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この決定があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

障 害 補 償 決 定 通 知 書	認定 番号
年 月 日	
.....様	
.....埼玉県教育委員会..... 身	
障 害 補 償 の 決 定 に つ い て	
年 月 日 付 け で 請 求 の あ つ た に つ い	
て、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。	
記	
<input type="checkbox"/> 支 給	
<input type="checkbox"/> 不 支 給	
理 由

受給権者の氏名
1 障害補償	
補償基礎額 円
障害等級	第.....級
(1) 障害補償年金支給金額 円
イ 年金証書の番号	第.....号
<input type="checkbox"/> 支給開始年月年.....月
(2) 障害補償一時金支払金額 円
イ 支払の場所及び方法
<input type="checkbox"/> 支払日（振込日）年.....月.....日
2 その他

様式第 18 号（第 7 条関係）

教 示	
1	<p>審査請求について</p> <p>この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県人事委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p>
2	<p>取消訴訟について</p> <p>この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。</p> <p>ただし、この決定があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>

遺族補償決定通知書		認定 番号	
		年	月
		日	
.....様			
.....埼玉県教育委員会..... 尊			
遺族補償の決定について			
年 月 日付けて請求のあつた.....について			
て、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。			
記			
<input type="checkbox"/> 支 給			
<input type="checkbox"/> 不 支 給			
理 由			
.....			
.....			
.....			
受給権者の氏名			
.....			
1 遺族補償			
補償基礎額	円	
(1) 遺族補償年金支給金額	円	
イ 年金証書の番号		第.....号	
<input type="checkbox"/> 受給権者以外の遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の氏名		
ハ 支給開始年月	年.....月	
(2) 遺族補償年金前払一時金支払金額	円	
イ 支払の場所及び方法		
<input type="checkbox"/> 支払日（振込日）	年.....月.....日	
(3) 遺族補償一時金支払金額	円	
イ 支払の場所及び方法		
<input type="checkbox"/> 支払日（振込日）	年.....月.....日	
2 その他		

教 示

1 審査請求について

この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県人事委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定があつたことを知つた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この決定があつたことを知つた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第19号(第7条関係)

葬祭補償決定通知書	認定 番号
年 月 日	
.....様	
.....埼玉県教育委員会.....様	
葬祭補償の決定について	
年 月 日付けで請求のあつた葬祭補償について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。	
記	
<input type="checkbox"/> 支 給	
<input type="checkbox"/> 不 支 給	
理 由
1 受給権者の氏名
2 支 払 金 額円
3 支払の場所及び方法
4 支 払 日 (振込日)年 月 日
5 そ の 他

※」を「※」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十二号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を、「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に「、主務栄養教諭」を、「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加える。

第十二条第一項中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

様式第十八を次のように改める。

様式第 18 (第 12 条関係)

免許教科以外の教科担任許可申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県教育委員会

校長氏名
主幹教諭等氏名

教育職員免許法附則第 2 項の定めるところにより、下記のとおり許可を受けたいので申請します。

記

設置者	学校名	位置				
校長の氏名	主幹教諭等の氏名					
教授を担任しようとする教科及び期間等						
教科	期	間	週間時数	担任学年	本人の週間 総時数	
	年	月	日から			
	年	月	日まで			

申請に係る教科を担当しようとする理由

主幹教諭等の資格・学歴・職歴等

所有免許状の種類	教科	
最終卒業学校名	年	月 日卒業
経 験 年 数	中学校教員	年 月 年 月
本採用年月日	高等学校教員	年 月 日

本校の学級編制及び配当の教員数等 ※

学 級	編 制	配 当	教 員 数	等
1 年	2 年	3 年	主幹教諭	指導教諭
学級	学級	学級	助教諭	養護教諭
本校の免許教科別教員数 (延人数) ※				
人	人	人	人	人
人	人	人	人	人
人	人	人	人	人

※ 「本校の学級編制及び配当の教員数等」欄及び「本校の免許教科別教員数 (延人数)」欄は、必要に応じて追加又は修正することができる。なお、追加又は修正をしても全ての記載をすることができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

上記申請のとおり許可する。

年 月 日

埼玉県教育委員会

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県訓令第二号

訓令

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表産業支援課の項を削り、同表雇用・人材戦略課の項勤務時間の欄中「上と同じ。」を「4週間を平均して1週間について38時間45分」に改め、同項週休日の欄中「上と同じ。」を「日曜日及び1週間について1日とし、業務の実情に応じ所屬長が定める日」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第3号

訓令

本庁
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表第五十号中

ズ ツ ク 靴	田 植 え 長 靴	ゴ ム 長 靴	作 業 靴	雨 衣	防 寒 衣	白 衣	作業服	
							ズ ボン	上 衣
一	一	一	一	一	一	一	二	一
二	一	二	三	三	四	一	二	二

を

ズ ツ ク	田 植 え	胴 付 長	ゴ ム 長	作 業	雨	防 寒	白	作業服		
								ズ	冬	夏
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

靴	靴	靴	衣	衣	衣	ボン	用上衣	用上衣
一	一	一	一	一	一	二	一	一
三	二	三	三	四	一	二	二	二

に改め、同表第五十一号中

ゴム長靴又は田植え長靴	防 寒 衣
一	一

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

二	四
---	---

を

ゴム長靴又は田植え長靴	雨 衣	防 寒 衣
一	一	一
二	三	四

に改める。

靴	長靴
一	一
二	一

埼玉県訓令第四号

訓 令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第六号中「北部拠点政策幹」を「北部拠点推進幹」に改め、「産業基盤対策幹」の下に「、大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹」を加える。

第八条第一項中「常に、埼玉県職員証（様式第四号）を所持しなければならない」を「埼玉県職員証（様式第四号）の交付を受けたときは、当該埼玉県職員証を適切に管理しなければならない」に改め、同条第二項中「新たに職員となつたときは」を「職員の職務の遂行に必要なときに」に改め、同条第三項中「記載事項」を「記載事項等」に改め、「毀損したとき」の下に「であつて、職務の遂行に必要なとき」を加え、「しなければならぬ」を「するものとする」に改める。

第十一条中第七項を第九項とし、第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。


3 職員は、勤務時間条例及び勤務時間規則の規定に基づき、子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ子育て部分休暇承認請求書（様式第七号の三）を決裁権者に提出しなければならない。

4 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、子育て部分休暇変更届（様式第七号の四）を決裁権者に提出しなければならない。

- 一 産前の休暇を始めた場合
 - 二 出産した場合
 - 三 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
 - 四 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなつた場合
 - 五 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつた場合
- 第十四条の三第一号中「休業」を「休暇」に改める。

様式第四号（一）を削り、様式第四号（二）を次のように改め、同様式を様式第四号とする。

様式第4号（第8条関係）

		埼 玉 県 職 員 証	
Saitama Prefectural Government			
No.			
写 真	氏 名		
	ふ り が な		
	生年月日 年 月 日		
縦 3.0cm		上記の者は、埼玉県職員であることを証明する。	
横 2.7cm		埼 玉 県 知 事 印	
発行日 年 月 日			

8.54cm

5.4cm

備考 埼玉県章は、直径 0.7 cm とする。

様式第七号の二の次に次の二様式を加える。

表

子育て部分休暇承認請求書				年 月 日
埼玉県知事 様				所属所名 職 名 氏 名
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。				
1 請求に係る子	氏 名			
	続 柄			
	生 年 月 日	年	月	日生
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他	時 分～	時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他	時 分～	時 分	
3 備 考				

(注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類又はその写しを添付すること。
 2 子育て部分休暇の承認の取消しを請求する場合は、総務事務システムによること。ただし、これにより難しい場合は、裏面に記入し、請求することができる。
 3 該当する□には \surd 印を記入すること。

※ 決裁権者記入欄

決 裁 欄	決 裁 権 者				受理年月日	年 月 日
					決裁年月日	年 月 日
					承認・不承認の別	

裏

承認				子育て部分休暇の承認の 取消しを請求する時間			時間数	備考
決裁 権者			月日	午 前	午 後			
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

附 則

- 1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に交付されている改正前の埼玉県職員服務規程様式第四号（二）による埼玉県職員証は、改正後の埼玉県職員服務規程様式第四号による埼玉県職員証とみなす。

埼玉県訓令第5号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の一号を加える。

三 法令等に起算日の定めがある文書等 当該起算日

別表課の文書記号の表中

産業支援課	産業
産業創造課	産創

「イノベーション創造課	イ創	に、「金融課
新産業育成課	新産	」を

金融	」を「	経営・金融支援課	経金
----	-----	----------	----

」に改め、同表全国植樹祭推進課の項を削る。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第第六号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理システムに係る電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理システムに係る電子署名規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理システムに係る電子署名規程（令和七年埼玉県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表埼玉県知事の項中「第七号」を「第八号」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

教育局等の職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令

(教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第一条 教育局等の職員の勤務時間に関する規程(昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

別表県立加須げんきプラザの項を削る。

(埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部改正)

第二条 埼玉県教育委員会被服貸与規程(昭和四十三年埼玉県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

別表第四号中「、文書館及び加須げんきプラザ」を「及び文書館」に改める。

(技能職員の給与等に関する規程の一部改正)

第三条 技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表第六第一号中「加須げんきプラザ及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（所属長の定義及び責務）

第一条の二 この規程において所属長とは、次の各号に掲げる者につき、それぞれ当該各号に定める者をいう。

- 一 副教育長、本局の参事、部長、高校改革統括監 教育長
- 二 副部長、部の参事（部の副参事を含む。）、課長 所属する部の長
- 三 教育事務所の長及び教育機関の長 埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）に定める教育事務所又は当該教育機関との連絡調整に関する事務を所掌する課の所属する部の長
- 四 前三号及び次号に掲げる職員以外の職員 本局の参事、所属する課の長又は教育事務所の長

五 教育機関の職員（教育機関の長を除く。） 所属する教育機関の長

2 所属長は、常に管理監督者としての責務を自覚し、所掌事務の処理、職員の勤務、執務環境の整理等について把握し、必要な処理を講ずるとともに、職員に対し適切な指導をしなければならない。

第七条第一項中「常に、埼玉県教育委員会職員証（様式第四号）を所持」を「埼玉県教育委員会職員証（様式第四号）の交付を受けたときは、当該埼玉県教育委員会職員証を適切に管理」に改め、同条第二項中「新たに職員となつた」を「職員の職務の遂行に必要な」に改め、同条第三項中「記載事項」を「記載事項等」に、「は、直ちに」を「であつて、職務の遂行に必要なときは」に、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第十条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に「、第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

様式第4号（第7条関係）

埼玉県教育委員会職員証
Saitama Prefectural Government

No.

写 真

縦 3.0cm
横 2.7cm

氏 名
ふりがな
生年月日 年 月 日

上記の者は、埼玉県教育委員会の職員であることを証明する。

埼玉県教育委員会 印

発行日 年 月 日

8.54cm

5.4cm

様式第七号の二の次に次の二様式を加える。

- 3 職員は、勤務時間条例及び勤務時間規則の規定に基づき、子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ子育て部分休暇承認請求書（様式第七号の三）を所属長を経て教育長に提出しなければならない。
 - 4 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく、子育て部分休暇変更届（様式第七号の四）を所属長を経て教育長に提出しなければならない。
 - 一 産前の休暇を始めた場合
 - 二 出産した場合
 - 三 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
 - 四 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合
 - 五 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合
- 第十七条の三中「掲げる」の下に「いずれかの事由が生じた」を加え、同条第一号中「休業」を「休暇」に改める。
- 様式第四号（一）を削り、様式第四号（二）を次のように改め、同様式を様式第四号とする。

裏

承 認				子育て部分休暇の承認の 取消しを請求する時間			時間数	備 考
決裁 権者			月日	午 前	午 後			
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
			・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第7号の3 (第10条関係)

表

子育て部分休暇承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会教育長 様

所属所名
職 名 氏 名

次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日生	
2 請 求 期 間 及 び 時 間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分 時 分～時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分 時 分～時 分
3 備 考			

(注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類又はその写しを添付すること。
2 子育て部分休暇の承認の取消しを請求する場合は、総務事務システムによること。ただし、これにより難い場合は、裏面に記入し、請求することができる。
3 該当する口には~~レ~~印を記入すること。

※ 決裁権者記入欄

決 裁 欄	決裁 権者			受理年月日	年 月 日
				決裁年月日	年 月 日
			承認・不承認の別		

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第三号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二教育総務部の表総務課の項第四号を削る。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第2号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第四県立学校部の表保健体育課の項第五号部長専決事項の欄中「第五条ただし書及び第七条」を「第二条の規定によりその例によることとされた公立学校の学
校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十三年政令第208十三号）第四条ただし書及び第六条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

- 第三十七条に次の一号を加える。
- 三 法令等に起算日の定めがある文書等 当該起算日

別表第一所の文書記号の表教育機関の項中

県立文書館	文書
県立加須げんきプラザ	文書
	加
	プ

を「

県立文書館	文書
-------	----

」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第四号

県 立 学 校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六

号）の一部を次のように改正する。

第三十条に次の一号を加える。

三 法令等に起算日の定めがある文書等 当該起算日

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

埼玉県人事委員会訓令第一号

訓 令

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四事務局職員の服務に関する事務の項事務局長専決事項の欄23中「第三項」を「第六項」に、同欄24中「の振替及び」を「及び週休日のほかに勤務時間を割り振らない日の振替並びに」に改める。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄中4を削り、同欄5中「初任給規則第十条第一項第一号」を「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一。以下「初任給規則」という。）第十条第一項後段」に改め、同欄中5を4とし、同欄6中「第一号」を「後段」に改め、同欄中6を5とし、7及び8を削り、同欄10中「初任給基準」の下に「又は給料表の適用」を加え、同欄中9を6とし、10を7とし、11を削り、12から28までを8から24までとし、同項事務局長専決事項の欄中2、3及び4を削り、同欄5中「第十六条」を「第十条第五項」に、「号給」を「職務の級」に、「第一号」を「各号」に改め、同欄中5を2とし、6を削り、7から39までを4から36までとし、2の次に次のように加える。

3 初任給規則第十一条第二項の規定に基づき、人事交流により採用した職員等の号給を決定する場合の承認をすること（初任給規則第十条第一項各号に規定する職務の級に決定された者を除く。）。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄4中「第一号」を「各号」に改め、同欄12中「第一号」を「各号」に改め、同欄19中「第四条第一項」を「第四条」に、「第一号」を「各号」に改め、同欄中18から22までを19から23までとし、17の次に次のように加える。

18 任用規則第二十九条第三項ただし書の規定に基づき、任用候補者名簿の失効日を別に定めること。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項事務局長専決事項の欄3中「第一号」を「各号」に改め、同欄8中「第一号」を「各号」に改め、同欄29中「第一号」を「各号」に改め、同欄中30を削り、31を30とし、32を31とし、同欄33中「第七

条」を「第五条」に改め、同欄中33から37までを32から36までとする。

別表第三の八勤務延長及び異動期間の延長に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄1中「第一号」を「各号」に改め、同欄5中「第一号」を「各号」に改め、同項事務局長専決事項の欄1中「第一号」を「各号」に改め、同欄5中「第一号」を「各号」に改める。

別表第四の課長専決事項の欄15「第三項」を「第六項」に、同欄17中「の振替及び」を「及び週休日のほかに勤務時間を割り振らない日の振替並びに」に改め、任用審査課長専決事項の欄5中「第一号」を「各号」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県監査委員 埼玉県代表監査委員 訓令第一号

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県監査委員	小笠原 薫 子
埼玉県監査委員	梶 田 美佐子
埼玉県監査委員	飯 塚 俊 彦
埼玉県監査委員	松 澤 正
埼玉県代表監査委員	小笠原 薫 子

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程（昭和五十九年 埼玉県 監
査委員 訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号事務局専決事項の欄3中「異議申立に関し、裁決、決定等を行うこと。」を「審査請求その他の不服申立てに関し、裁決等を行うこと。」に改める。

別表第一第二号事務局長専決事項の欄4中「イ及びロの場合については引き続き三日以上の場合を除き、ニの場合については永年勤続表彰受賞に係る引き続き三日以上の場合を除く場合に限る。」を「イ及びロの場合並びにニの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合は、引き続き三日以上のときを除く。」に改め、同欄5中「課長のイ及びロの場合については引き続き三日以上の場合に限り、ニの場合及びチの場合については永年勤続表彰受賞に係る引き続き三日以上の場合を除く場合を除く。」を「課長にあつてはイ及びロの場合並びにチの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合は、引き続き三日以上のときに限り、ニの場合を除く。」に改め、同欄7中「営利企業等」を「営利企業」に、「従事」を「従事等」に改め、同欄24中「の振替及び半日」を「及び週休日のほか勤務時間を割り振らない日の振替並びに四時間の」に改める。

別表第二課長共通専決事項の欄11中「の振替及び半日」を「及び週休日のほか勤務時間を割り振らない日の振替並びに四時間の」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表財務課長の項下欄の欄中「主幹」を「副課長」に改める。

第三十八条第四号中「東日本電信電話株式会社」を「NTT東日本株式会社」に改める。

第四百十条の二の表を次のように改める。

支出命令	支出負担行為						行為の種類		
	経営企画部長	地域機関において第八条の四第一項の規定により専決を行う者	所長	本庁において第八條の四第一項の規定により専決を行う者	課長	部長	局長	管理者	行為を行う者
	総務課長	所管の担当課長又はこれに相当する職以上の職にある者	所管の担当課長又はこれに相当する職以上の職にある者	所管の主査又はこれに相当する職以上の職にある者	所管の主査又はこれに相当する職以上の職にある者	所管の課長又は所長	部長及び課長又は所長	局長及び部長	補助する者

支出	支出負担行為に関する確認	支出命令		
		総務課長	本庁において第八条の四第一項の規定により専決を行う者	所長
本庁の企業出納員	本庁の企業出納員	地域機関において第八条の四第一項の規定により専決を行う者	所管の担当課長又はこれに相当する職以上の職にある者	所管の主査又はこれに相当する職以上の職にある者
財務課の副課長、所管の主幹及び主査	財務課の副課長、所管の主幹及び主査	所管の担当課長又はこれに相当する職以上の職にある者	所管の担当課長又はこれに相当する職以上の職にある者	所管の主査又はこれに相当する職以上の職にある者

第百四十七条の三中「財務課長」を「財務課長を経て経営企画部長」に改める。
別表第三中

受贈財産評価額	債却資産の贈与を受け
長期前受金	た財産の評価額
受贈財産評価額	
長期前受金	
収益化累計額	

を

受贈財産評価額	債却資産の贈与を受け
長期前受金	た財産の評価額
受贈財産評価額	
長期前受金	

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業局高圧ガス製造施設等地震防災規程の一部を改正する規程を次のように定める。

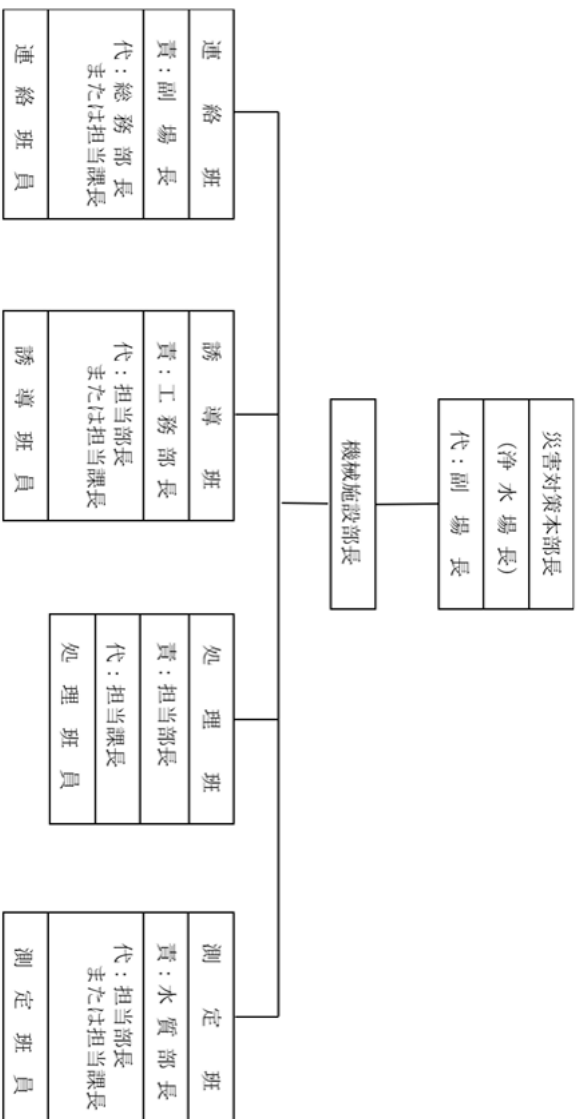
令和八年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板東博之

埼玉県企業局高圧ガス製造施設等地震防災規程の一部を改正する規程

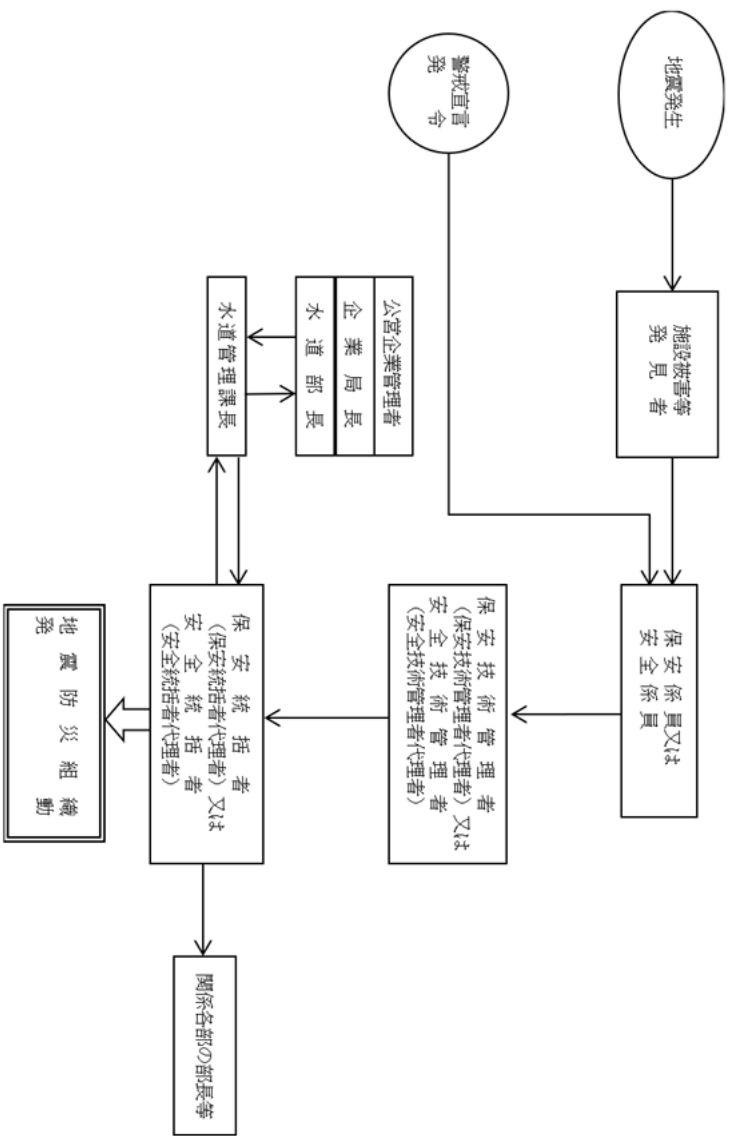
埼玉県企業局高圧ガス製造施設等地震防災規程（昭和六十年埼玉県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表一組織図（一）大久保浄水場を次のように改める。



別表一組織図（二）行田浄水場を削る。

別表二「大久保、行田浄水場 連絡体制」の「行田浄水場」を削り、連絡体制を次のように改める。



附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第五号

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年三月三十一日公営企業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規程

第一条第一項中「に關し」を「を、埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号。以下「条例」という。）第三条から第六条までの規定に基づき」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に、「において」を「ついて」に、「規程に」を「条例等に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公営企業管理者の所管する手続等（条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定の例による。

第二条第一項を次のように改める。

この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又

は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名
第六条第一項中「公営企業管理者等は、」の下に「条例第六条第一項の規定により」を加え、「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)」を「電磁的記録媒体」に改め、同条を第十一条とする。

第五条中「公営企業管理者等は、」の下に「条例第五条第一項の規定により」を加え、同条を第十条とする。

第四条第一項中「公営企業管理者等は、」の下に「条例第四条第一項の規定により」を加え、「(条例第四条第一項の電子情報処理組織をいう。)」を削り、「公営企業管理者の使用」を「公営企業管理者等の使用」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第四条第一項ただし書に規定する規程で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する

旨の公営企業管理者の定めるところによる届出

三 前二号に掲げるもののほか、公営企業管理者が定める方式

第四条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第九条 条例第四条第五項に規定する規程で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると公営企業管理者が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある
と公営企業管理者が認める場合

第三条第一項を次のように改める。

条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、公営企業管理者の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならぬ。

一 申請等につき規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項

二 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又

は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

第三条第二項中「前項の」を「公営企業管理者が電子署名を要することとしてい
る」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、同条を第四条
とし、同条の次に次の三条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付）

第五条 条例第三条第五項に規定する情報通信技術を利用する方法であつて規程で
定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報
により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著
しく不相当と認められる部分がある場合）

第六条 条例第三条第六項に規定する規程で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると公営企
業管理者が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものとがあると公
営企業管理者が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条 条例第四条第一項に規定する規程で定める電子情報処理組織は、公営企業
管理者等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算
機であつて当該公営企業管理者等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じ
て通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織と
する。

第二条の次に次の一条を加える。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 条例第三条第一項に規定する規程で定める電子情報処理組織は、公営企業
管理者又はこれに置かれる機関（以下「公営企業管理者等」という。）の使用に
係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該公営企業
管理者等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備え
たものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
本則に次の一条を加える。

（添付書面等の省略）

第十二条 条例第九条に規定する規程で定める書面等及び措置は、情報通信技術を
活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条
に規定するもののほか、公営企業管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員倫理規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中「及び技術評価幹」を「、技術評価幹及び主席工事検査員」に改め、同項第三号中「、主席工事検査員」を削る。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第五及び別表第七を次のように改める。

企業職給料表（一）級別職務区分表

別表第五（第二条関係）

職務の級	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
機関の区分										
各機関共通								主任 主任専門員	主事 技師 専門員	主事 技師 専門員
本庁		局長 参事 局付	参事 経営企画部長 水道部長 契約局長 局付	課長 調整幹 技術評価幹 主任工事検査員 副参事 局付	副課長 調整幹 主幹 副室長 副主席工事検査員 主任工事検査員 課付 局付	主幹 主任工事検査員 課付	主査 工事検査員 課付			
地域機関共通					担当部長 所（場）付	担当部長 所（場）付	担当課長 所（場）付			
地域整備事務所				所長	副所長 支所長					
大久保浄水場			場長		副場長 部長	部長				
庄和浄水場				場長	副場長 部長	部長				
行田浄水場			場長		副場長 部長	部長				
新三郷浄水場				場長	副場長 部長	部長				
吉見浄水場				場長	副場長 部長	部長				
水質管理センター				所長	副所長					
水道整備事務所				所長	副所長 支所長					

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

別表第七（第三条関係）

職	区分
局長	一種
参事	二種（管理者が別に定める場合にあつては一種）
経営企画部長 水道部長 契約局長 大久保浄水場長 行田浄水場長	二種
本庁の各課長 技術評価幹 主席工事検査員 副参事 地域機関の長 （大久保浄水場長及び 行田浄水場長を除く）	三種
調整幹	四種（管理者が別に定める場合にあつては三種）
副課長 副室長 副主席工事検査員 副場長 副所長 支所長	四種

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第八号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「及び技術評価幹」を「、技術評価幹及び主席工事検査員」に改め、同項第三号中「、主席工事検査員」を削る。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第三職員の服務に関する事務の項局長及び参事の専決事項の欄1及び2中「並びに副参事、」の下に「主席工事検査員、」を加え、同欄3中「副参事、」の下に「主席工事検査員、」を加え、同欄4中「副参事、」の下に「主席工事検査員、」を加え、「三日未満の場合に限る。」を「三日未満の場合に限り、主席工事検査員にあつてはイ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、ニの場合並びにトの場合については、引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合をそれぞれ除く。」に改め、同欄17中「副参事、」の下に「主席工事検査員、」を加える。

別表第三職員の服務に関する事務の項経営企画部長の専決事項の欄1及び2中「主席工事検査員」を削り、同欄4中「主席工事検査員」を削り、「三日未満の場合に限り、総務課長、財務課長、地域整備課長及び主席工事検査員」を「三日未満の場合に限り、総務課長、財務課長及び地域整備課長」に改め、同欄7中「主席工事検査員」を削る。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十号

公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程（平成十三年三月三十日公営企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「同条第二号」を「同条第三号」に改める。

第六条第一号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 電磁的記録を電子情報処理組織（埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織のうち公営企業管理者が指定するものをいう。以下この号において同じ。）を使用して公文書の開示を受けるものの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法（電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限る。）

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第四号中「東日本電信電話株式会社」を「NTT東日本株式会社」に改める。

第百八十五条第二項第一号中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二百十条第一項中「二月末日」を「三月末日」に改める。

別表第四１中「（契約変更額が当初契約額の5%以上となる場合又は契約変更額の累計が当初契約の5%以上となる場合を含む。）」を削る。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第二百十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験種目

第一回二等陸・海・空士（任期制自衛官）採用試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合
各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和八年四月六日（月）から令和八年五月七日（木）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和八年五月十五日（金）から同月十七日（日）までの間の任意の一日

ロ 口述試験及び身体検査

令和八年五月三十日（土）から同月三十一日（日）までの間の一日を指定

- 七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）
- イ 東京都練馬区大泉学園町
陸上自衛隊朝霞駐屯地
- 八 採用予定時期
- イ 令和八年八月下旬から同年九月下旬のうち指定する日
- ロ 令和八年十一月下旬の指定する日
- ハ 令和九年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日
- 九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称
- イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階
自衛隊埼玉地方協力本部
（電話〇四八―八三一―六〇四三）
（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）
（電子メール hq1-saitama@pco.mod.go.jp）
- ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所
（電話〇四八―六五一―二四二〇）
- ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階
自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所
（電話〇四―二九二三―四六九一）
- ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内
自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所
（電話〇四八―四六六―四四三五）
- ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所
（電話〇四八―五二二―四八五五）
- ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内
自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所
（電話〇四九四―二二―六一五七）

告 示

埼玉県告示第二百十四号

埼玉県土地利用基本計画を令和八年三月二十五日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県土地利用基本計画（計画図）の地域区分の変更

農業地域	変更した地域区分	川島町	変更した地域が所在する市町村	縮小	拡大又は縮小の別	三十ヘクタール	変更部分の面積
------	----------	-----	----------------	----	----------	---------	---------

告 示

埼玉県告示第二百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県防災学習センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

丹青社・サイオー共同事業体

東京都港区港南一丁目二番七十号

二 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百十六号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

第十五条第一項第一号イ(1)中「二万二千百円」を「二万三千六百円」に改め、同号イ(2)中「一万七千七百円」を「一万八千八百円」に改め、同号イ(3)中「一万八千四百円」を「一万九千八百円」に改め、同号イ(4)中「一万八千百円」を「一万九千六百円」に改め、同号イ(5)中「一万五千三百円」を「一万六千七百円」に改め、同号イ(6)中「一万六千六百円」を「一万七千九百円」に改め、同号イ(7)中「一万六千百円」を「一万七千四百円」に改め、同号イ(8)中「一万六千四百円」を「一万七千四百円」に改め、同号イ(9)中「一万五千元」を「一万六千二百円」に改め、同号イ(10)中「一万六千百円」を「一万七千四百円」に改め、同号イ(11)中「三万円」を「三万六千円」に改め、同号イ(12)中「三万六千六百円」を「三万二千八百円」に改め、同号イ(13)中「三万八千八百円」を「三万二千四百円」に改める。

告 示

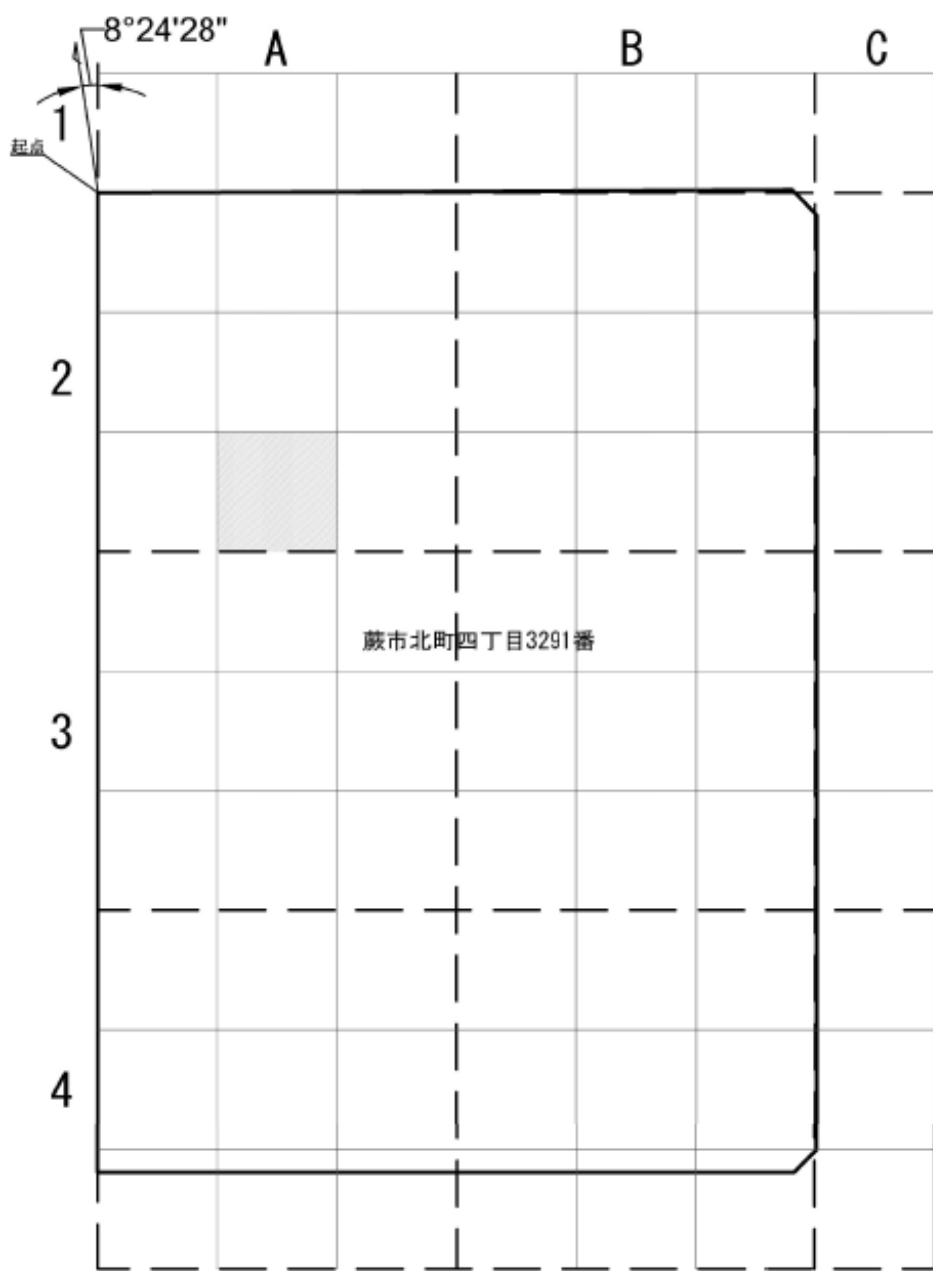
埼玉県告示第二百十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年埼玉県告示第七百八十二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県蕨市北町四丁目三千二百九十一番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



凡例

- 敷地境界及び地番境界
- 形質変更時要届出区域を解除する区画
- - 30m格子
- 単位区画

【起点】
起点は蕨市北町四丁目3291番の最北端とした。

【格子の回転角度】
起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に8° 24' 28" 回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

告 示

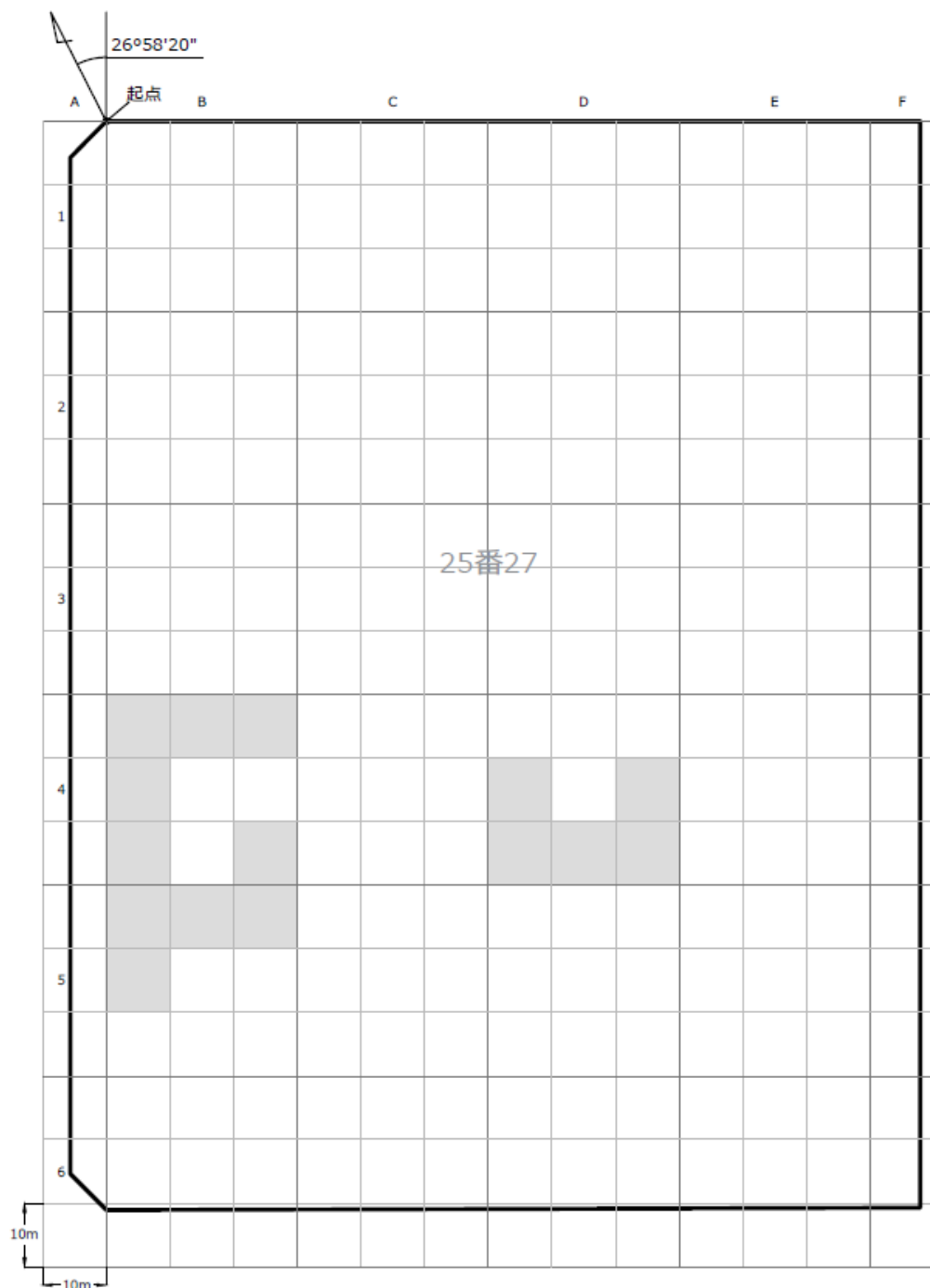
埼玉県告示第二百十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和七年埼玉県告示第三百八十五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県比企郡滑川町大字都二十五番二十七の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた実施措置
基準不適合土壌の掘削による除去



起点
起点は埼玉県比企郡滑川町大字都25番27の最北端とする。

格子の回転角度： $26^{\circ}58'20''$

- 要措置区域の指定を解除する区画
- 敷地境界

告 示

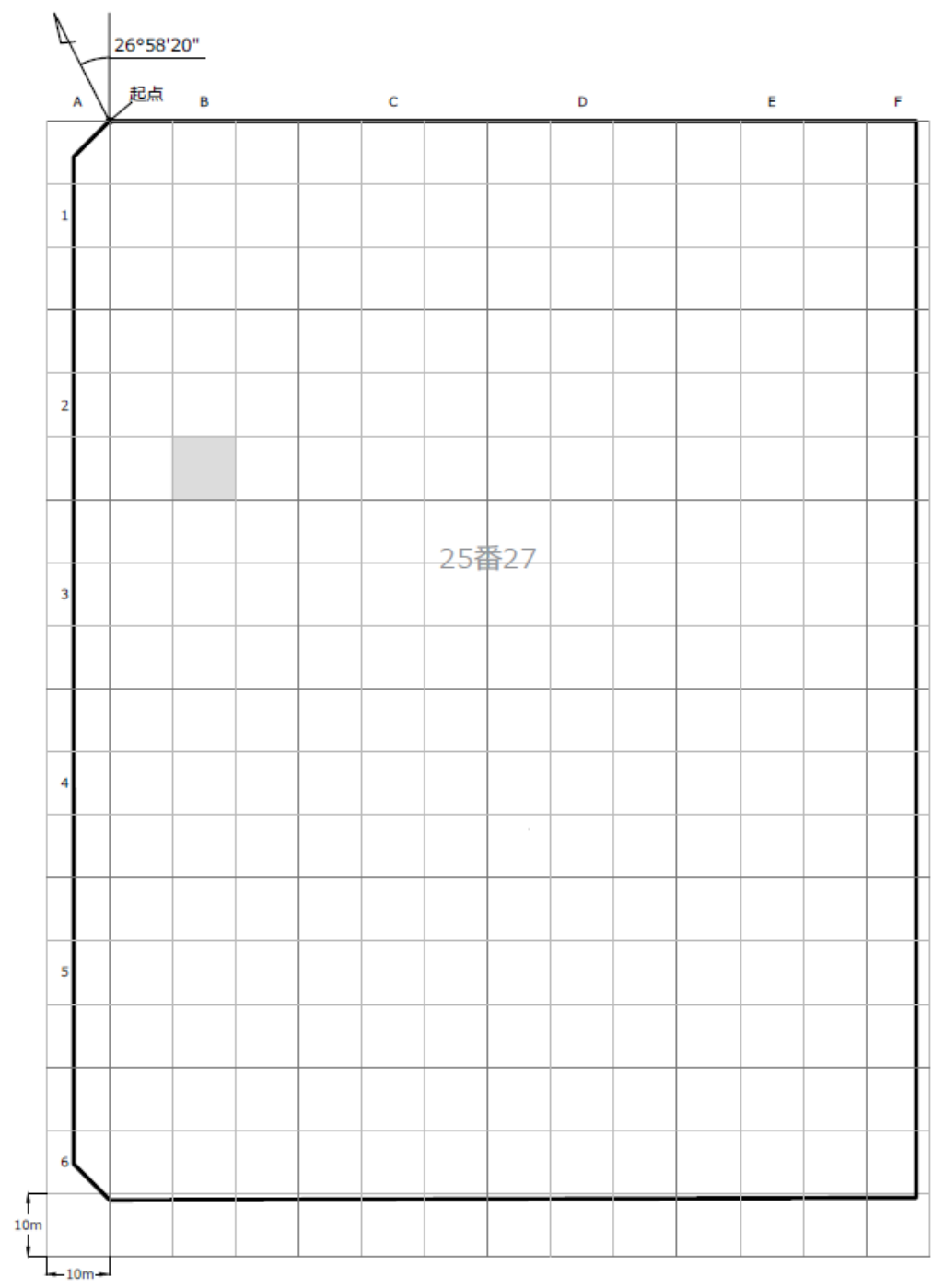
埼玉県告示第二百十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年埼玉県告示第三百八十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県比企郡滑川町大字都二十五番二十七の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



起点
起点は埼玉県比企郡滑川町大字都25番27の最北端とする。

格子の回転角度：26°58'20"

- 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画
- 敷地境界

告示

埼玉県告示第二百二十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

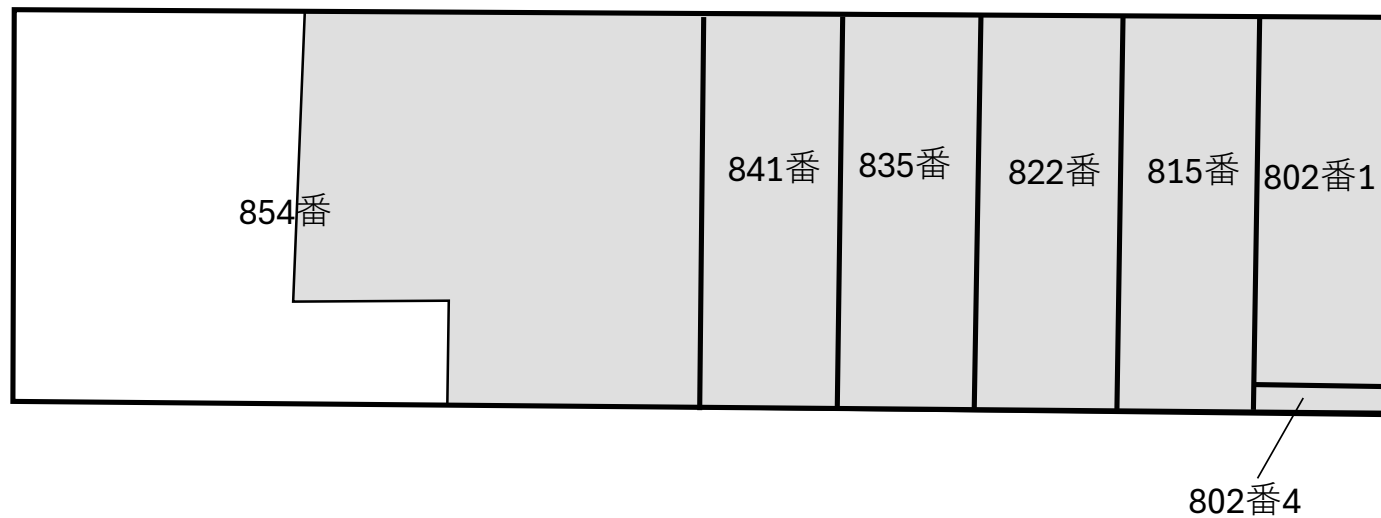
令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

指定番号	指定区域	埋立地の区分（該当条項）
一―十七	埼玉県行田市大字小針字埜通八百二番一、八百二番四、八百十五番、八百二十二番、八百三十五番、八百四十一番、八百五十四番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第一号



行田市大字小針字埜通



【凡例】

- 地番境界
- 廃棄物が地下にある土地の区域

告示

埼玉県告示第二百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
やまざき内科クリニック	山崎 暁司	加須市根古屋六四二一〇	令和八年三月一日
一般社団法人とにもメデイカル にメデイカル にかんがえるクリニック 新狭山院	一般社団法人とにもメデイカル 友会	狭山市新狭山二一〇一	令和八年三月一日
医療法人社団仁友会 入間駅前クリニック	医療法人社団仁友会	入間市豊岡一〇二二〇	令和八年二月二日
ザ・ハートクリニック 八潮	医療法人社団会心会	八潮市大瀬三一五―五	令和八年二月一日
北戸田ハートクリニック	医療法人社団惠繁会	戸田市新曽一九九一リノリ―ゾ二階二〇二	令和五年五月一日
西所沢歯科医院	廣 齋 将	所沢市西所沢一―一三一―一六 ネオアベニュー一階	令和八年二月一日

石神薬局	サンドラッグ新座 株式会社サンド ラッグ	新座市石神三―一六―三一	令和八年三月 一日	富士薬局 喜沢店	株式会社A&P	戸田市喜沢一―二八―三九	令和八年二月 一日	富士薬局 戸田駅前店	株式会社A&P	戸田市新曾三三〇―一―一〇二	令和八年二月 一日	富士薬局	株式会社A&P	戸田市下戸田二―一六―二	令和八年二月 一日	あおぞら薬局 春日部店	株式会社HOP Eメデイカル	春日部市中央六―一―一九	令和八年二月 一日	まごころ薬局 加須店	株式会社A&P	加須市南大桑一六二三一―一	令和八年二月 一日	めぐみ薬局 緑町	株式会社エフケ イ	所沢市緑町四―一五―二五	令和八年二月 一日	くるみ歯科 鶴ヶ島	鬼頭 文恵	鶴ヶ島市富士見五―一五―一三	令和八年三月 一日	新狭山タウン歯科	医療法人一茶会 イシアタウン新狭山店二階	狭山市新狭山二―二〇―三ベ	令和八年三月 一日
------	----------------------------	--------------	--------------	----------	---------	--------------	--------------	------------	---------	----------------	--------------	------	---------	--------------	--------------	-------------	-------------------	--------------	--------------	------------	---------	---------------	--------------	----------	--------------	--------------	--------------	-----------	-------	----------------	--------------	----------	-------------------------	---------------	--------------

中田 清吾	大岡 真吾	柏浦 厚志	氏名	住所	施術所	指定年月日
			名	所在地		
訪問マッサージ KEIROW 浦和中央ステーション	羽北ステーション	鍼灸マッサージ治療院	株式会社アメニ ティーサービス	さいたま市見沼区東大宮四―三 鯨井ビル二〇―		令和八年二月 一日
さいたま市浦和区常盤三―二	東京都北区赤羽二―六二―四					令和八年三月 一日
悦英ビル三A						令和八年二月 一日

二 指定施術機関

まごころ薬局	美南薬局	南山堂薬局上福岡店	きりん薬局	西村ハート訪問看護ステーション	けせら訪問看護ステーション	三郷市上彦名四六七	令和八年二月 一日
株式会社A&P	株式会社エターナルファーマシ	株式会社南山堂	有限会社リベルテ	医療法人社団昌美会	いちごいちえん合同会社		
三郷市上彦名四六七	吉川市美南三―一四―一	ふじみ野市上福岡六―四―五	比企郡嵐山町平澤四―四―七	上尾市春日一―四―二二	所沢市狭山ヶ丘一―二九八〇―一五一		令和八年二月 一日
	令和八年三月 一日	令和八年二月 一日	令和八年二月 十一日	令和八年一月 一日			

内田 俊輝	渡邊 安美	白石 桃子	高木 浩子	伊藤 正紀	五十嵐 司	土岐 菜々	大上 匡生
春日部 スマイル治療院	熊谷 マッサージ院	埼玉 夢眠在宅鍼灸院	ヨン 加中央ステーション	ヨン 加中央ステーション	ヨン W久喜ステーション	訪問鍼灸マッサージ ひかり訪問鍼灸 マッサージ新座	フレアス在宅マ ッサージ埼玉
春日部市豊町一 二一五	熊谷市籠原南一 七〇	さいたま市南区辻 七五	草加市栄町二一 七一	草加市栄町二一 七一	久喜市久喜中央 二一四	新座市馬場一 二一三	さいたま市緑区芝 原一一二五
プラザ豊町一〇 一	B号室	五	ポラスⅢ二〇八	ポラスⅢ二〇八	六コバヤシハウ ス二〇三	Cビル一F	一ニセブンビル 一F
一日	十日	一日	二日	二日	一日	一日	一日
令和八年二月	令和八年二月	令和八年二月	令和八年二月	令和八年二月	令和八年一月	令和八年二月	令和八年二月

告示

埼玉県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
はぎわら歯科こども 歯科クリニック	名称	医療法人同風会 荻原 歯科医院	はぎわら歯科こども歯科 クリニック
ひだまり訪問看護 リハビリステーション	所在地	東松山市松山町二―九 ―四七アイプラザ一〇 三	東松山市美土里町一― 二五
優訪問看護ステーション	所在地	所沢市山口五一九二― 二ルミエール神山一〇 二号室	所沢市山口一七四二― 六

告示

埼玉県告示第二百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
入間駅前クリニック	入間市豊岡一―二―三〇	令和八年二月一日
ザ・ハートクリニック 八潮	八潮市大瀬三―五―五	令和八年一月三十一日
藤井小児科医院	坂戸市千代田四―一四―一二	令和八年一月三十一日
北戸田ハートクリニック	戸田市新曽一九九―一ノリ―ゾ二階二〇二	令和五年四月三十日
はしもと歯科医院	富士見市ふじみ野東二―一―グリーン テラスふじみ野Office C	令和八年一月三十一日
医療法人青綾会 歯 科ハスタクリニック	蓮田市上二―二―七	令和七年九月十八日
西所沢歯科医院	所沢市西所沢一―一三―一六	令和八年一月三十一日

まごころ薬局 加須店	まごころ薬局 本庄日 の出店	まごころ薬局	パール薬局春日部中央 店	きりん薬局	日本調剤 草加薬局	めぐみ薬局 緑町	南山堂薬局上福岡店	富士薬局 戸田駅前 店	富士薬局 喜沢店	富士薬局
加須市南大桑一六二三―一	本庄市日の出二―二―九	三郷市上彦名四六七	春日部市中央六一―九	比企郡嵐山町平沢四一四―七	草加市氷川町二一四九―四エビデンス一 階	所沢市緑町四―一五―二五	ふじみ野市上福岡六一四―五	戸田市新曽三三〇―一―一〇二	戸田市喜沢一―二八―三九	戸田市下戸田二―一六―二
令和八年一月三十 一日	令和八年一月三十 一日	令和八年一月三十 一日	令和八年一月三十 一日	令和八年二月十日	令和八年一月三十 一日	令和八年一月三十 一日	令和八年一月三十 一日	令和八年一月三十 一日	令和八年一月三十 一日	令和八年一月三十 一日

スギ薬局 毛呂山店	株式会社トミオカ薬局熊谷市鎌倉町一二一	SOMPORA ふじ み野 訪問看護
入間郡毛呂山町中央四一七一		ふじみ野市南台一一五一一二
令和八年一月三十日	令和八年一月三十一日	令和八年三月三十一日

告示

埼玉県告示第二百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
谷口歯科医院	桶川市東二―一―四	令和八年三月十七日
あいゆう歯科和光第二診療所	和光市丸山台三―一三―一	令和八年三月三十一日
しむら歯科	大里郡寄居町桜沢五五―一―一	令和八年三月六日

告示

埼玉県告示第二百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
福田歯科医院	飯能市八幡町一三―二一	令和八年二月一日
いちり山歯科医院	行田市壱里山町二七―一 小川ビル二F	令和七年十月二十日

告示

埼玉県告示第二百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	十字堂薬局
所在地	加須市本町二 一〇
開設者名	十字堂メディ カル株式会社
サービスの種類	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	令和七年十一月 一日

告示

埼玉県告示第二百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		変更事項		変更前		変更後		サービスの種類
事業所名	事業者名	事業所名	事業者名	事業所名	事業者名	事業所名	事業者名	
アスケア訪問入浴 上尾		アスケア訪問入浴 春日部		アスケア訪問入浴 三郷		アスケア訪問入浴 上尾		訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護
	アサヒサンク株式会社	アサヒサンク株式会社	アサヒサンク株式会社	アサヒサンク株式会社	アサヒサンク株式会社	アスケア訪問入浴 上尾	株式会社AS Care	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護
	アサヒサンク株式会社	アサヒサンク株式会社	アサヒサンク株式会社	アサヒサンク株式会社	アサヒサンク株式会社	アスケア訪問入浴 三郷	株式会社AS Care	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護

告示

埼玉県告示第二百二十八号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）
 第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項、第十一条第三項及び
 第六項並びに第十一条の二第三項及び第六項の規定に基づき、令和八年度国民健康
 保険事業費納付金の算定に用いる数を次のとおり定めた。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

係数	数値
医療費指数反映係数	〇
一般納付金所得係数	一・一一二二二四六一六〇七〇七
一般納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九七五六八
後期高齢者支援金等納付金所得係数	一・一〇六〇六一八五四〇七一七
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九三四一六
介護納付金納付金所得係数	一・〇八四八四三一六七九〇一六
介護納付金納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九八〇三六五
子ども・子育て支援納付金納付金所得係数	一・一一二二二四六一六〇七〇七
子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九三五二三五

告 示

埼玉県告示第二百二十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十条第一項に規定する指定定期検査機関及び同法第一百七条第一項に規定する指定計量証明検査機関として、次のとおり令和八年三月四日付けで指定した。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

一般社団法人埼玉県計量協会

二 所在地

埼玉県さいたま市北区榎引町二丁目二百五十四番地一埼玉県計量検定所内

三 指定期間

令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百三十号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第五条第二号の規定により、令和八年埼玉県告示第三百三十四号（令和八年度前期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料 九千円
- イ 二級または三級の実技試験を受検すること。
- ロ 実技試験受検申請日（郵送で申請する場合にあつては、消印日。次号において同じ。）において県内に住所を有し、在勤し、又は在学する者であること。
- ハ 令和八年四月一日において三十五歳未満であること。
- ニ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。
- 二 次に掲げる要件のいずれにも該当する者（前号に規定する者を除く。）に係る手数料 九千円
- イ 三級の実技試験を受検すること。
- ロ 令和八年四月一日において二十三歳未満であること。
- ハ 実技試験受検申請日において雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であること。
- ニ 出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。
- 三 前号イ、ロ及びニに掲げる要件に該当する者（前二号に規定する者を除く。）に係る手数料 四千五百円

告 示

埼玉県告示第二百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、令和四年埼玉県告示第三百五十四号で告示した所沢都市計画道路事業（所沢市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

令和四年四月十二日から令和十五年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第七百九十号で告示した坂戸都市計画道路事業（坂戸市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十六年五月二十七日から令和十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百三十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二四―一八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字小須賀字西新田四百四十七番一外七十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二十五・四一立方メートル

告示

埼玉県告示第二百三十四号

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程（昭和四十年埼玉県告示第二百四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「名簿等」を「閲覧所における名簿等」に改める。

第五条中「場合は、」の下に「閲覧所における名簿等の」を、「掲示」の下に「し、及び埼玉県ホームページに掲載」を加える。

第六条に次の二項を加える。

2 当該職員は、必要があるときは、閲覧件数の制限その他の制限をすることができ。

3 当該職員は、名簿等を閲覧しようとする者から電子情報処理組織を使用する方法により閲覧の申請を受け付けた場合は、閲覧所における閲覧に代えて、名簿等に係る電磁的記録に記録されている事項を、電子情報処理組織を使用して閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法により閲覧させることができる。

第七条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条中「名簿等を閲覧する」を「閲覧所において名簿等を閲覧する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 電磁的記録に記録された名簿等を閲覧する者は、名簿等の編集、加工、改ざん、流用及び第三者提供等の行為をしてはならない。

第八条第一号中「前条若しくは第六条」を「第六条第一項若しくは前条」に改め、同条第二号中「き損」を「毀損」に改める。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百三十五号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

収納代理金融機関の表株式会社東日本銀行の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「口座振替による収納事務」に改め、同表株式会社東京スター銀行の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「埼玉県の公金の収納事務」に改める。

告示

埼玉県告示第二百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十一号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

本庄市

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業本庄公共下水道

三 事業施行期間

平成十七年三月四日から

令和十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成十七年埼玉県告示第四百五十一号及び平成二十八年埼玉県告示第二百六十二号の事業地に、本庄市児玉南三丁目を加え、児玉字養福寿及び金屋字森西において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号で告示した本庄都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

本庄市

二 都市計画事業の種類及び名称

本庄都市計画下水道事業本庄公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から令和十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

- (1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示第二百七十四号、昭和六十年埼玉県告示第六百七十八号、昭和六十一年埼玉県告示第千三百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示第九百十三号、平成元年埼玉県告示第千三百八十六号、平成八年埼玉県告示第千八百二十五号、平成十四年埼玉県告示第五百四十六号、平成十八年埼玉県告示第千九百六十七号、平成二十八年埼玉県告示第二百六十一号及び令和三年埼玉県告示第四百十四号の事業地に本庄市字仙南、田中字川岸、字西田、字古社、字稻荷木、字柴海道、字古川及び字前原、沼和田字芝道及び字東田並びに栗崎字欠田及び字向田を加え、都島字村西及び字村東、栗崎字前田及び字東谷、北堀字前山並びに西富田字大久保山及び早稲田の杜一丁目地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

富士見市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業富士見公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年十月二十五日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号、昭和五十三年埼玉県告示第千八百号、昭和五十六年埼玉県告示第百号、昭和五十八年埼玉県告示第五百三十一号、昭和六十年埼玉県告示第千七百三十三号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十一号、平成二年埼玉県告示第四百四十一号及び平成四年埼玉県告示第千三百九十九号の事業地に富士見市大字針ヶ谷字南通を加える。

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	県道大間木蕨線
供用開始の区間	川口市芝四丁目二六〇三番一号地先から 同市芝四丁目二六〇〇番一号地先まで
供用開始の期日	令和八年三月三十一日
備 考	令和八年二月二十七日付けさいたま県土整備 事務所長告示第三号で告示した道路区域の供 用開始である。 延長一五・一〇メートル

告示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村 和正

一 道路の種類 県道

二 路線名 鴻巣桶川さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
宿七丁目七七番二地先まで	北本市本宿七丁目七五番二地先から同市本	区 間
八・八九〇一六・〇〇〇	八・八九	敷地の幅員 (メートル)
一〇・〇〇〇		延 長 (メートル)
北本市道改良工事による。		備 考

告示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村 和正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一地先まで	北足立郡伊奈町大字小室字本五四五二番一 地先から同郡同町大字小室字本五六一五番	区 間
一〇・五八〇・二二・二二	八・五八〇・二二・二二	敷地の幅員 (メートル)
四八二・九〇		延 長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事による。		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 木 村 和 正

<p>上尾蓮田線</p>	<p>路線名</p>
<p>北足立郡伊奈町大字小室字本五四五二番一 地先から同郡同町大字小室字本五六一五番 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和八年三月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和八年三月三十一日付け北本県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四八二・九〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村 和正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大谷本郷さいたま線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
七六〇番二地先まで	上尾市大字大谷本郷字後耕地七六〇番 二地先から同市大字大谷本郷字後耕地	区 間
七・六五〇七・八〇	五・一五〇五・三〇	敷地の幅員 (メートル)
四・一七		延 長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事による。		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>比企郡小川町大字小川字諏訪腰 四五〇番四地先から 同郡同町大字腰越字南早道 二〇一番一地先まで</p>		<p>比企郡小川町大字小川字諏訪腰 四五一番一五地先から 同郡同町大字腰越字金子 五九番一地先まで</p>	区 間
<p>一四・七四ゝ 一九・八〇</p>	<p>一四・七四ゝ 四〇・五〇</p>	<p>八・六〇ゝ 一八・七五</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二四七八・八〇</p>		<p>二〇六四・〇〇</p>	延 長 (メートル)
<p>道路改築工事による。 旧Aの一部は一般国道二百五十四号として存置し、残区間及び旧Bの一部を小川町道として引き継ぐ。</p>			備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

<p>路 線 名</p>	<p>県道飯能下名栗線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>飯能市大字原市場字古久住一〇五番一 地先から同市大字原市場字柳瀬一六八 番二地先まで（ただし、関係図面に表 示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和八年三月三十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和三年七月二十七日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第十三号及 び令和六年十月二十九日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第六号で告 示した道路予定区域の一 部供用開始である。延長 三〇五・七四メートル</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

県道騎西鴻巣線		路線名
新B	旧新A	新旧別
地先まで 同市大字樋上字青柳七六九番二	地先から 同市大字堤根字青柳通一四八番一 地先まで	供用開始の区間
令和八年三月三十一日		供用開始の期日
四・〇〇メートル		備考
令和七年十月三十一日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長三〇		

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久喜騎西線
- 三 道路の区域

<p>旧 新 B</p>	<p>旧 A</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>加須市大室字大宮八二番八地先から 同市日出安字新道下五五六番一地先まで</p>	<p>加須市大室字大宮八二番一地先から 同市日出安字新道下五五四番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>七・四〇〇 四二・三五</p>	<p>六・三八〇 二七・七一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五〇〇一・二〇</p>	<p>三六五〇・〇九</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>旧 A の一部は、加須市道として 引き継ぐ。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県議会告示第二号

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県議会議長 荒木裕介

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程（昭和五十八年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県議会告示第三号

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県議会議長 荒 木 裕 介

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県公営企業告示第十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託契約のうち、令和八年度において埼玉県企業局が締結する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和八年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等については、埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和七年埼玉県公営企業告示第一号）に定めるとおりとする。ただし、資格審査の申請受付期間については、入札公告において別に定める。

告 示

埼玉県公営企業告示第十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、令和八年度において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和八年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
 - 二 認定を受けることができない者
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
 - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）第二百二十条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加除外措置を受けている者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
- (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受

けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
 - (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出をしていない者（当該届出を要しない者を除く。）
 - (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出をしていない者（当該届出を要しない者を除く。）
 - (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出をしていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格であると認める者

三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

- イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七
月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
- ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
- ハ 自己資本の額

四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において別に定める。

告 示

埼玉県公営企業告示第十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 落札に係る建設工事の名称
総A除) 025水整第253号吉見浄水場拡張施設建設工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県水道整備事務所鴻巣支所浄水場・送水施設担当 埼玉県鴻巣市鴻巣850
- 3 落札者を決定した日
令和8年1月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
鹿島・青木あすなろ・小川特定建設工事共同企業体
構成員 鹿島建設株式会社 東京都港区元赤坂一丁目3番1号
青木あすなろ建設株式会社 東京都港区芝四丁目8番2号
小川工業株式会社 埼玉県行田市桜町一丁目5番16号
上記代表者 鹿島建設株式会社
- 5 落札金額
16,445,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和7年11月18日

告 示

埼玉県教委告示第十三号

令和七年埼玉県教委告示第十九号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県公安委員会告示第 58 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関を次のとおり指定したから、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により公示する。

令和8年3月31日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤久仁恵

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

飛鳥ドライビングカレッジ川口株式会社

埼玉県川口市川口二丁目17番5号

代表取締役 川野繁

2 事務所の名称及び所在地

飛鳥ドライビングカレッジ川口

川口市川口二丁目17番5号

3 特定講習の種別

若年運転者講習

4 指定年月日

令和8年2月24日

告 示

埼玉県労働委員会告示第二号

埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県労働委員会会長 甲 原 裕 子

埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示
埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程（平成十三年埼玉県労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「同条第二号」を「同条第三号」に改める。

第四条第一号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 電磁的記録を電子情報処理組織（埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織のうち知事が指定するものをいう。以下この号において同じ。）を使用して公文書の開示を受けるものの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法（電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限る。）

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

告示

埼玉県監査委員告示 埼玉県代表監査委員告示 第一号

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子
埼玉県監査委員 梶 田 美佐子
埼玉県監査委員 飯 塚 俊 彦
埼玉県監査委員 松 澤 正
埼玉県代表監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信技術の利用に関する規程

埼玉県監査委員

(平成十六年

告示第一号)の一部を次のように改正する。

埼玉県代表監査委員

題名を次のように改める。

埼玉県監査委員の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規程

第一条第一項中「に關し」を「を、埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号。以下「条例」という。）第三条から第六条までの規定に基づき」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に、「おいて」を「ついて」に、「規程に」を「条例等に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 監査委員の所管する手続等（条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定の例による。

第二条第一項を次のように改める。

この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
第二条第二項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。
イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第

一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第六条第一項中「監査委員は、」の下に「条例第六条第一項の規定により」を加え、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体」に改め、同条を第十一条とする。

第五条中「監査委員は、」の下に「条例第五条第一項の規定により」を加え、「映像面上」を「映像面」に改め、同条を第十条とする。

第四条第一項中「監査委員は、」の下に「条例第四条第一項の規定により」を加え、「（条例第四条第一項の電子情報処理組織をいう。）」を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第四条第一項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- 一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の監査委員の定めるところによる届出
- 三 前二号に掲げるもののほか、監査委員が定める方式

第四条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第九条 条例第四条第五項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある
と監査委員が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある
と監査委員が認める場合

第三条第一項を次のように改める。

条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等

をする者は、監査委員の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

一 申請等につき規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項

二 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

第三条第二項中「前項の」を「監査委員が電子署名を要することとしている」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、同条を第四条とし、同条の次に次の三条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付）

第五条 条例第三条第五項に規定する情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第六条 条例第三条第六項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると監査委員が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあるとして監査委員が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条 条例第四条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、監査委員の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該監査委員の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 条例第三条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、監査委員の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該監査委員の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

本則に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

第十二条 条例第九条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条に規定するもののほか、監査委員が定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県監査委員告示 第二号 埼玉県代表監査委員告示

埼玉県監査委員の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子
埼玉県監査委員 梶 田 美佐子
埼玉県監査委員 飯 塚 俊 彦
埼玉県監査委員 松 澤 正
埼玉県代表監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県監査委員

埼玉県監査委員の公文書の開示等に関する規程（平成十三年

埼玉県代表監査委員

告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「同条第二号」を「同条第三号」に改める。

第六条第一号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 電磁的記録を電子情報処理組織（埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織のうち埼玉県監査委員及び埼玉県代表監査委員（以下「監査委員」という。）が指定するものをいう。以下この号において同じ。）を使用して公文書の開示を受けるもの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法（電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限る。）

第八条第一項中「埼玉県監査委員及び埼玉県代表監査委員（以下「監査委員」という。）」を「監査委員」に改める。

附 則

- この告示は、令和八年四月一日から施行する。
- 知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則（令和八年埼玉県規則第四号）による改正前の知事が行う公文書の開示等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。